

令和2年度
沖縄県産業廃棄物実態調査報告書
(令和元年度実績)

令和3年3月

沖縄県環境部 環境整備課

目 次

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の目的	1
第2節 調査に関する基本的事項	1
1. 調査対象期間	1
2. 調査対象廃棄物	1
3. 調査対象業種	2
4. 調査対象区域	4
5. 発生・排出及び処理・処分状況	5
第3節 調査の方法	7
1. 調査方法の概要	7
2. 標本調査について	8
第4節 調査結果の利用上の留意事項	11
1. 産業廃棄物の種類の区分について	11
2. 委託中間処理後の残さ量について	11
3. 建設業の地域別発生量について	11
4. 単位と数値に関する処理	11
第5節 標本抽出・回収結果	12
第2章 産業廃棄物の現状	15
第1節 動物のふん尿を除く調査結果の概要	15
第2節 発生・排出状況（動物のふん尿を除く）	16
1. 種類別の発生・排出状況	16
2. 業種別の発生・排出状況	17
3. 地域別の発生・排出状況	18
第3節 処理・処分状況（動物のふん尿を除く）	19
1. 処理・処分状況の概要	19
2. 自己中間処理状況	21
3. 委託処理状況	22
4. 資源化、再生利用状況	23
5. 最終処分状況	25
第4節 業種別の発生・排出及び処理・処分状況（排出量が1千トン以上の業種）	26
1. 農業・林業（動物のふん尿を除く）	26
2. 建設業	27
3. 製造業	28
4. 電気・水道業	29
5. 情報通信業	30
6. 運輸・郵便業	31
7. 卸・小売業	32
8. 宿泊・飲食サービス業	33
9. 生活関連サービス業	34
10. 医療・福祉	35

11. サービス業	36
第5節 特別管理産業廃棄物	37
1. 発生・排出状況	37
2. 処理・処分状況	38
第6節 産業廃棄物の移動状況（動物のふん尿を除く）	40
1. 搬出量の移動状況	40
2. 委託処理量の移動状況	41
第3章 産業廃棄物の推移と将来予測	43
第1節 前回調査との比較	43
1. 発生・排出状況の比較（動物のふん尿を除く）	43
2. 処理・処分状況の比較（動物のふん尿を除く）	46
第2節 沖縄県廃棄物処理計画目標値との比較	47
1. 排出量	47
2. 再生利用量	47
3. 最終処分量	47
4. 中間評価	47
第3節 発生、排出及び処理・処分状況の将来予測	48
1. 将来予測の方法	48
2. 発生量の将来予測（動物のふん尿を除く）	49
3. 排出量の将来予測（動物のふん尿を除く）	50
4. 処理・処分状況の将来予測（動物のふん尿を除く）	51
第4節 最終処分場の残余容量の推計	52
1. 令和元年度の最終処分場の残余容量	52
2. 最終処分量の将来予測	52
3. 最終処分場の残余容量と残余年数の推計	53
第4章 意識調査結果	55
第1節 回答結果	55
第2節 調査結果のまとめ	55
1. 産業廃棄物等の発生抑制（リデュース）の取組状況について	55
2. 産業廃棄物等の中間処理による減量化（減容化を含む）の 取組状況について	58
3. 産業廃棄物等のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 取組状況について	61
4. 電子マニフェストの使用について	64
5. 将来の排出量の見込みについて	68
6. その他自由意見	70
7. 産業廃棄物処理の状況等について	72
8. 産業廃棄物税の導入について	78
9. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について	79
10. 産業廃棄物税の制度について	85
11. 産業廃棄物税の広域的導入について	87

12. 産業廃棄物税の税収使途について	90
13. 産業廃棄物税に関する意見	91
第5章 産業廃棄物税導入について	93
第1節 税導入前後の排出量及び処理・処分状況（動物のふん尿を除く）	93
1. 排出量	94
2. 再生利用量	95
3. 最終処分量	95
第2節 税導入の影響・効果	96
1. 税導入の影響	96
2. 産業廃棄物量の推移に見る効果	96
3. 税収使途事業による効果	97
4. 事業者の意識と取組に対する効果	97
統計表	99
調査票様式	209

第 1 章 調査の概要

第 1 章 調査の概要

第 1 節 調査の目的

本調査は、令和元年度の沖縄県内における産業廃棄物の発生、処理状況等の実態を把握するとともに、これら産業廃棄物の将来予測を行うことによって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第 5 条の 5 に定める廃棄物処理計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

第 2 節 調査に関する基本的事項

1. 調査対象期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの 1 年間

2. 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、廃棄物処理法及び同法施行令に規定する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）とし、表 1-2-1 に示す分類に区分した。なお、これら産業廃棄物のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類については、廃棄物の性状に応じて細区分し、分類が困難な廃棄物（感染性産業廃棄物、建設混合廃棄物、シュレッターダスト等）については、「その他産業廃棄物」として捉えた。

表 1-2-1 調査対象廃棄物（その 1）

産業廃棄物の分類 () 内は、細区分。
① 燃え殻
② 汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥）
③ 廃油（一般廃油、廃溶剤、その他）
④ 廃酸
⑤ 廃アルカリ
⑥ 廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）
⑦ 紙くず
⑧ 木くず
⑨ 繊維くず
⑩ 動植物性残さ
⑪ 動物系固形不要物
⑫ ゴムくず
⑬ 金属くず
⑭ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず [注：本報告書では「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」と略した]
⑮ 鉱さい
⑯ がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、その他）
⑰ ばいじん
⑱ 動物のふん尿
⑲ 動物の死体
⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもの [注：本報告書では「コンクリート固化物」と略した]

※上記の種類に分類できない廃棄物等は「その他産業廃棄物」とした。

表 1-2-1 調査対象廃棄物（その 2）

特別管理産業廃棄物の分類
①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
②廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
③廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
④感染性廃棄物
⑤廃石綿等
⑥特定有害廃棄物（廃石綿等を除く）

また、調査に当たって、有償物・副産物、発生時の廃棄物の種類等については、下記に示す取り扱いをした。

- (1) 法令上は廃棄物とされていないもの、いわゆる有償物（事業場内等で生じたものであって、中間処理されることなく、他者に有償で売却したもの及び他者に有償で売却できるものを自己利用したもの）については、今後の社会情勢等の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるため、調査対象とした。
- (2) 紙くず、木くず（木製パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を除く）、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物は、廃棄物処理法で産業廃棄物となる業種（動物系固形不要物は、と畜場及び食鳥処理場に限り）が指定されており、指定された業種以外で生じた上記廃棄物については、事業系一般廃棄物となるため、原則として調査対象から除外した。
- (3) 下水道または公共用水域へ直接放流することを目的として事業場内で、酸性またはアルカリ性を呈する廃水を中和処理（一般の廃水処理）している場合は、中和処理後に生じた沈でん物（汚泥）を発生時の産業廃棄物として捉え、中和処理前の酸性またはアルカリ性廃水は、調査対象から除外した。
- (4) 事業場内で産業廃棄物を焼却処理した後に生じる燃え殻、ばいじんについては、焼却処理前の産業廃棄物の種類（発生時の種類）で捉えた。

3. 調査対象業種

調査対象業種は、「日本標準産業分類（総務省）平成 25 年 10 月改訂版」の業種区分を基本とし、表 1-2-2 に示す業種を調査対象とした。

なお、統計表については、巻末の統計資料に示すとおりである。

表 1 - 2 - 2 調査対象業種

業種名	略称
農業, 林業	農業・林業
漁業	漁業
鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉱業
建設業	建設業
製造業	製造業
食料品製造業	食料品
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
繊維工業	繊維
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材
家具・装備品製造業	家具
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
印刷・同関連業	印刷
化学工業	化学
石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
プラスチック製品製造業	プラスチック
ゴム製品製造業	ゴム
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
窯業・土石製品製造業	窯業・土石
鉄鋼業	鉄鋼
非鉄金属製造業	非鉄金属
金属製品製造業	金属
はん用機械器具製造業	はん用機器
生産用機械器具製造業	生産用機器
業務用機械器具製造業	業務用機器
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
電気機械器具製造業	電気機器
情報通信機械器具製造業	情報通信機器
輸送用機械器具製造業	輸送用機器
その他の製造業	その他
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・水道業
電気業(火力発電所)	電気業
ガス業(ガス製造所)	ガス業
上水道業(浄水場)	上水道業
下水道業(下水処理場)	下水道業
情報通信業	情報通信業
運輸業, 郵便業	運輸・郵便業
卸売業, 小売業	卸・小売業
金融業, 保険業	金融・保険業
不動産業, 物品賃貸業	不動産・物品賃貸業
学術研究, 専門・技術サービス業	専門・技術サービス業
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業
生活関連サービス業, 娯楽業	生活関連サービス業
教育, 学習支援業	教育・学習支援業
医療, 福祉	医療・福祉
複合サービス事業	複合サービス事業
サービス業	サービス業
公務	公務

4. 調査対象区域

調査対象区域は、沖縄県全域とした。なお、本調査では産業廃棄物の発生等の地域特性を把握するため、県内を表1-2-3に示す6地域に区分した。

表1-2-3 調査対象地域区分表

地 域 名	市 町 村 名
北部地域	名護市、 国頭郡（国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、 恩納村、宜野座村、金武町、伊江村） 島尻郡A（伊平屋村、伊是名村）
中部地域	沖縄市、宜野湾市、浦添市、うるま市、 中頭郡（読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、 西原町）
南部地域	糸満市、豊見城市、南城市、 島尻郡B（与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、 渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、 南大東村、北大東村）
宮古地域	宮古島市 宮古郡（多良間村）
八重山地域	石垣市 八重山郡（竹富町、与那国町）
那覇市域	那覇市

5. 発生・排出及び処理・処分状況

調査の集計・推計結果は、図1-2-1に示す発生・排出及び処理・処分状況の流れ図にとりまとめた。

なお、この流れ図に用いた各項目の定義については、表1-2-4に示すとおりである。

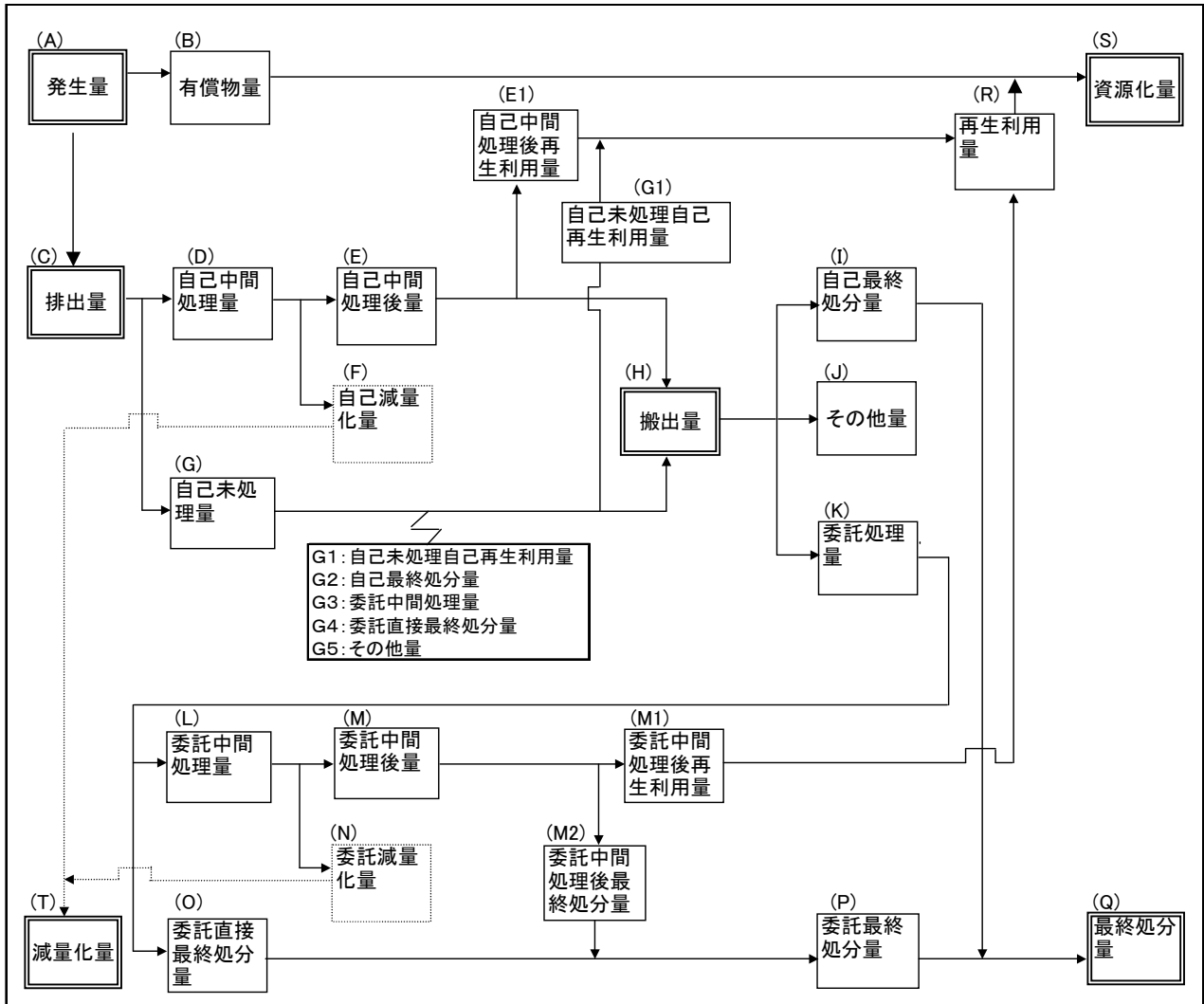


図1-2-1 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図

表 1 - 2 - 4 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図に関する用語の定義

項 目	定 義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
(B) 有償物量	発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償で売却できるものを自己利用した場合を含む）
(C) 排出量	発生量のうち、有償物量を除いた量
(D) 自己中間処理量	排出量のうち、排出事業者自らが中間処理した廃棄物量で処理前の量
(G) 自己未処理量	排出量のうち、自己中間処理されなかった量
(G1) 自己未処理自己再生利用量	自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
(G2) 自己未処理自己最終処分量	自己最終処分量のうち、自己未処理で自己最終処分した量
(G3) 自己未処理委託中間処理量	委託中間処理量のうち、自己未処理で委託中間処理した量
(G4) 自己未処理委託直接最終処分量	委託直接最終処分量のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量
(G5) 自己未処理その他量	その他量のうち、自己未処理のその他量
(E) 自己中間処理後量	自己で中間処理した後の廃棄物量
(E1) 自己中間処理後再生利用量	自己中間処理後量のうち、自ら利用し、または他者に有償で売却した量
(F) 自己減量化量	自己中間処理量から自己中間処理後量を差し引いた量
(H) 搬出量	自己最終処分量、その他量及び委託処理量の合計
(I) 自己最終処分量	自己の埋立地に処分した量
(J) その他量	事業場内等に保管されている量等
(K) 委託処理量	中間処理及び最終処分を他者に委託した量
(L) 委託中間処理量	委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
(M) 委託中間処理後量	委託中間処理された後の廃棄物量
(M1) 委託中間処理後再生利用量	委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用したまたは他者に有償で売却した量
(M2) 委託中間処理後最終処分量	委託中間処理後量のうち、最終処分された量
(N) 委託減量化量	委託中間処理量から委託中間処理後量を差し引いた量
(O) 委託直接最終処分量	委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
(R) 再生利用量	排出事業者または処理業者等で再生利用された量
(S) 資源化量	有償物量と再生利用量の合計
(T) 減量化量	排出事業者または処理業者等の中間処理により減量された量

第3節 調査の方法

1. 調査方法の概要

本調査は、郵送によるアンケート調査と県保有の既存資料に基づく資料調査を基本としており、アンケートによって回答を得た産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容（集計値）と産業廃棄物の発生量に関連した指標（活動量指標：従業者数、製造品出荷額等）を基に、県内における産業廃棄物の発生量等の推計を行うものである。ただし、アンケート調査結果については、多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画実施状況報告書により補完を行った。

なお、調査にあたっては、発生事業場（業種）の特性等を勘案し、表1-3-1に示す調査方法を基本とした。

表1-3-1 調査方法

業種	調査方法			備 考
	全数調査	標本調査	資料調査	
農業			○	動物のふん尿、動物の死体、農業用プラスチック類を調査対象廃棄物とし、既存資料を用いて調査する。
林業		○		
漁業		○		
鉱業		○		
建設業		○		
製造業		○		
電気・水道業	○			関係部局の名簿等を基に、火力発電所、ガス製造所、浄水場、下水処理場を全数抽出し、すべての施設より回答を得ることを原則とする。 このため、活動量指標を用いた原単位による推計は行わず、アンケートで集計した発生量及び処理状況の実績量をそのまま用いる。
情報通信業		○		
運輸・郵便業		○		
卸・小売業		○		
金融・保険業		○		
不動産・物品賃貸業		○		
専門・技術サービス業		○		
宿泊・飲食サービス業		○		
生活関連サービス業		○		
教育・学習支援業		○		
医療・福祉		○		
複合サービス事業		○		
サービス業		○		
公務		○		自衛隊、県庁、市役所

注 1)全数調査とは、産業廃棄物の発生量及び処理状況の実態をより正確に把握するため、特定の業種あるいは事業所等を調査対象として全数を抽出・回収し、その発生量及び処理状況の実績量を把握する方法。

注 2)標本調査とは、標本調査対象業種に分類される事業所から一部の調査事業所を抽出し、抽出された排出事業所からのアンケート調査に基づいて産業廃棄物の実態を把握する方法。

注 3)資料調査とは、関係部局等が調査した発生原単位等の資料を用いて発生量等の実績量を把握する方法。

2. 標本調査について

(1) 標本抽出方法

標本調査の抽出は、事業所母集団データベースを基に、業種別、従業者規模別等に事業所を層別し、これらの各層ごとに行うことを基本とした。

表 1-3-2 標本抽出方法

業 種	標本抽出方法等
林業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 10 人以上は全数抽出 従業者 10 人未満は無作為抽出
漁業	
鉱業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 5 人以上は全数抽出 従業者 5 人未満は無作為抽出
建設業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 資本金 3 千万円以上は全数、資本金 3 千万円未満は無作為抽出 県外に本社を有する大手企業（ゼネコン）については、建設業協会名簿より抽出
製造業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 30 人以上は全数抽出 従業者 30 人未満は無作為抽出
電気・水道業	既存資料から、火力発電所、ガス製造所、浄水場、下水処理場を全数抽出
情報通信業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 30 人以上は全数抽出 従業者 30 人未満は無作為抽出
運輸・郵便業	
卸・小売業	
金融・保険業	
不動産・物品賃貸業	
専門・技術サービス業	
宿泊・飲食サービス業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 50 人以上は全数抽出 従業者 50 人未満は無作為抽出
生活関連サービス業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 30 人以上は全数抽出 従業者 30 人未満は無作為抽出
教育・学習支援業	
医療・福祉	既存資料から、病院、公共関係の保健所を全数抽出 事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 50 人以上は全数抽出 従業者 50 人未満は無作為抽出
複合サービス事業	事業所母集団データベースに登録された事業所から抽出 従業者 30 人以上は全数抽出 従業者 30 人未満は無作為抽出
サービス業	
公務	既存資料から、自衛隊、県庁、市役所を抽出

(2) アンケート調査項目

調査票の項目や形式は、業種による産業廃棄物の発生及び処理・処分状況等の特性を考慮し、①建設業、②鉱業、製造業、電気・水道業、専門・技術サービス業、③医療・福祉、④林業、漁業、情報通信業、卸・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業、学習支援業、複合サービス事業、サービス業、⑤運輸・郵便業、サービス業のうち自動車の整備を行う業種の5種類とした。

なお、調査票の項目及び形式は、巻末の調査票様式に示すとおりである。

(3) 発生原単位の作成と調査対象全体の発生量の推計方法

1) 発生原単位の算出

発生原単位とは、活動量指標単位当たりの産業廃棄物発生量を示すものであり、アンケート調査によって得られた標本の業種別、種類別の集計産業廃棄物量と、業種別の集計活動量指標から、図1-3-1に示すA式によって算出する。

2) 調査対象全体の発生量の推計方法

1) で算出された発生原単位と、業種別の調査対象全体（母集団）における調査当該年度の活動量指標を用いて、図1-3-1に示すB式によって調査対象全体の産業廃棄物の発生量を推計した。

①発生原単位の算出	
A式 $\alpha = W / O$	α : 産業廃棄物の発生原単位 W : 標本に基づく集計産業廃棄物発生量 O : 標本に基づく集計活動量指標
②調査対象全体の発生量の推計方法	
B式 $W' = \alpha \times O'$	W' : 調査当該年度の推計産業廃棄物発生量 O' : 調査当該年度の母集団の活動量指標

図1-3-1 発生原単位と発生量の推計方法

3) 活動量指標

母集団（県全体）の推計に用いた活動量指標は、次のとおりである。

表 1 - 3 - 3 業種別の活動量指標

業種	活動量指標	出典
林業	従業者数	事業所母集団データベース（総務省統計局）
漁業		
鉱業		
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計調査報告
製造業	製造品出荷額等	工業統計調査結果表
情報通信業	従業者数	事業所母集団データベース（総務省統計局）
運輸・郵便業		
卸・小売業		
金融・保険業		
不動産・物品賃貸業		
専門・技術サービス業		
宿泊・飲食サービス業		
生活関連サービス業		
教育・学習支援業		
医療・福祉	病床数	医療施設調査病院報告書
	従業者数	事業所母集団データベース（総務省統計局）
複合サービス事業	従業者数	事業所母集団データベース（総務省統計局）
サービス業		

第4節 調査結果の利用上の留意事項

本調査結果を利用する際の留意事項については、以下のとおりである。

1. 産業廃棄物の種類の区分について

本報告書では、産業廃棄物の種類を次に示す3段階で設定し、表記している。

1段階	発生時点の種類
2段階	排出事業場で中間処理され、変化した処理後の種類 例1；木くず→（焼却）→〔燃え殻〕 例2；廃酸 →（中和）→〔汚泥〕 注）1段階時点の種類と事業場の中間処理方法を用いて推定した。
3段階	委託中間処理により、変化した処理後の種類 注）2段階時点の種類と委託中間処理方法を用いて推定した。

なお、解析等の都合上、中間処理後も廃棄物の種類を変化させずに集計した場合（例：発生時の種類のまま；木くず→（焼却）→木くず）は、図表中に「種類別：無変換」と表記した。

2. 委託中間処理後の残さ量について

委託中間処理後の残さ量は、アンケートの回答結果を用いることを原則とした。なお、残さ量の回答が無いものについては、産業廃棄物の種類ごとに、委託中間処理方法による残さ率から電算処理を行い算出した。

3. 建設業の地域別発生量について

建設業における地域別の産業廃棄物の発生量については、アンケートで得られた工事現場ごとの発生量の割合を基に、県全体の推計値を按分することにより算出した。

4. 単位と数値に関する処理

(1) 単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、すべて1年間の量であることを明らかにするため、図表の単位は「千t/年」で表示しているが、文章中においては、原則として「千トン」で記述している。

(2) 報告書における数値の処理

本文に記載されている千トン表示及び構成比（%）の数値は、トン単位で算出しているため、四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

なお、本文の図表及び巻末統計表の空欄は、該当値がないものを示す。

第5節 標本抽出・回収結果

沖縄県内に所在する総事業所数 69,550 件（事業所母集団データベース）から、産業廃棄物の発生が見込まれる業種を中心に調査対象事業所（母集団）26,670 件を設定した。

このうち、業種の特徴、規模別の特徴等を考慮して、業種別、従業者規模別の抽出率を基に 4,206 件（抽出率 15.8%）を抽出し、アンケート調査を実施した。

回収された調査票は、1,724 件（回収率 44.6%）で、このうち廃業及び休業（建設業においては、元請工事がない場合）している事業所の調査票等を除いた有効調査票は、1,517 件となっている。

回収された調査票から集計された廃棄物量は 1,651 千トンとなっており、原単位法により推計された廃棄物量 2,016 千トンに対する捕捉率は 81.9%である。

標本の抽出及び回収結果は表 1-5-1 に、指標カバー率と捕捉率は表 1-5-2 に示すとおりである。

表 1-5-1 標本抽出・回収結果

	(A) 調査対象事業所数	(B) 抽出事業所数	(C) 抽出率 (B) / (A)	(D) 回収事業所数	(E) 宛先不明等	(F) 回収率 (D) / ((B)-(E))	(G) 有効調査票数
合計	26,621	4,206	15.8%	1,724	343	44.6%	1,517
林業	14	8	57.1%	4	0	50.0%	4
漁業	31	25	80.6%	10	2	43.5%	10
鉱業	21	21	100.0%	11	2	57.9%	11
建設業	2,432	1,138	46.8%	475	148	48.0%	358
製造業	1,408	1,139	80.9%	441	74	41.4%	377
電気・水道業	56	56	100.0%	48	1	87.3%	48
情報通信業	399	182	45.6%	81	22	50.6%	81
運輸・郵便業	838	363	43.3%	137	23	40.3%	135
卸・小売業	6,165	411	6.7%	134	18	34.1%	127
金融・保険業	556	17	3.1%	5	1	31.3%	5
不動産・物品賃貸業	889	45	5.1%	18	4	43.9%	16
専門・技術サービス業	1,067	85	8.0%	39	10	52.0%	39
宿泊・飲食サービス業	4,166	168	4.0%	35	13	22.6%	34
生活関連サービス業	1,193	56	4.7%	19	1	34.5%	19
教育・学習支援業	1,433	9	0.6%	7	0	77.8%	7
医療・福祉	4,348	215	4.9%	141	9	68.4%	140
複合サービス事業	196	37	18.9%	21	2	60.0%	19
サービス業	1,393	215	15.4%	84	13	41.6%	74
公務	16	16	100.0%	14	0	87.5%	13

表 1 - 5 - 2 指標カバー率と捕捉率

	(G) 集計活動量指標	(H) 母集団の 活動量指標値	(I) 指標カバー率 (G) / (H)	(J) 集計廃棄物量 <t>	(K) 推定廃棄物量 <t>	(L) 捕捉率 (J) / (K)
合計	115,646	452,831	25.5%	1,651,333	2,015,742	81.9%
林業	99	112	88.4%	2	2	88.4%
漁業	49	257	19.1%	18	92	19.1%
鉱業	119	264	45.1%	59	131	45.1%
建設業	41,004	76,205	53.8%	336,511	486,910	69.1%
製造業	20,972	48,304	43.4%	376,818	563,199	66.9%
電気・水道業	—	—	—	923,689	923,689	100.0%
情報通信業	5,572	12,000	46.4%	1,941	1,995	97.3%
運輸・郵便業	7,280	27,595	26.4%	2,853	3,341	85.4%
卸・小売業	5,680	101,210	5.6%	2,496	16,172	15.4%
金融・保険業	859	4,853	17.7%	44	249	17.7%
不動産・物品賃貸業	665	4,172	15.9%	75	468	15.9%
専門・技術サービス業	748	2,067	36.2%	43	77	55.4%
宿泊・飲食サービス業	3,159	62,866	5.0%	389	9,232	4.2%
生活関連サービス業	963	2,793	34.5%	396	1,149	34.5%
教育・学習支援業	2,308	4,003	57.7%	286	496	57.7%
医療・福祉	17,484	88,772	19.7%	3,145	4,375	71.9%
複合サービス事業	712	2,207	32.3%	4	13	32.3%
サービス業	991	3,786	26.2%	1,712	3,253	52.6%
公務	6,982	11,365	61.4%	854	899	94.9%
(活動量指標の内容) 建設業:元請完成工事高(単位:千万円) 製造業:製造品出荷額(単位:千万円) 医療・福祉のうち、病院:病床数(単位:床) その他の業種:従業者数(単位:人)						

第2章 産業廃棄物の現状

第2章 産業廃棄物の現状

令和元年度の沖縄県内における産業廃棄物の発生・排出及び処理・処分状況は、以下のとおりである。

第1節 動物のふん尿を除く^{注1)} 調査結果の概要

令和元年度の1年間に沖縄県内で生じた産業廃棄物等の発生量（動物のふん尿を除く）は2,018千トン^{注2)}であり、有償物量の177千トン（発生量の8.8%）を除いた排出量は1,842千トン（91.2%）となっている（図2-1-1）。

排出量のうち、脱水や焼却など中間処理された量は1,714千トン（排出量の93.1%）、中間処理を経ず直接再生利用された量は86千トン（4.7%）、直接最終処分された量は40千トン（2.2%）等となっている。一方、中間処理による減量化量は878千トン（47.7%）で、再生利用量は893千トン（48.5%）、最終処分量は69千トン（3.8%）となっている。

発生量ベースで処理・処分状況を捉えると、中間処理によって878千トン（発生量の43.5%）が減量化、893千トン（44.2%）が再生利用され、結果的に69千トン（3.4%）が最終処分されている。なお、事業場内での保管等その他量は、未処理及び中間処理後を合わせて1千トン（0.1%）となっている。

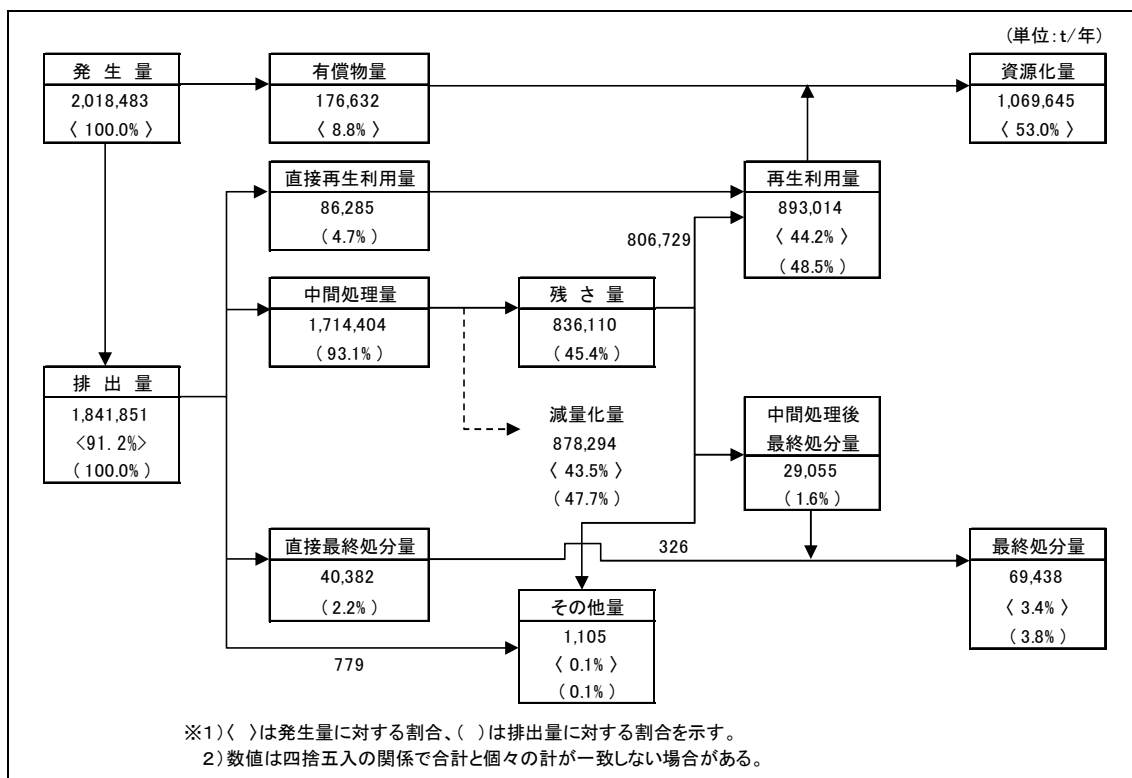


図2-1-1 発生・排出及び処理・処分の状況（動物のふん尿を除く）

注1) 「動物のふん尿」の取り扱いについて

農業から発生する産業廃棄物には、動物のふん尿、動物の死体、農業用廃プラスチック類などがある。このうち、動物のふん尿については、本県の種類別排出量では最も多く第1位を占めているが、その処理状況は他の産業廃棄物とは異なり、堆肥化処理や農地・牧草地への還元等が主体で、中間処理、最終処分といった処理体系を用いて区分することが難しい。このため、本節「第1節 動物のふん尿を除く調査結果の概要」以降では、動物のふん尿を除いて取りまとめた。

注2) 発生量2,018,483tは、推定廃棄物量2,015,742tと、農業の資料調査結果2,741tの合計値。

第2節 発生・排出状況（動物のふん尿を除く）

1. 種類別の発生・排出状況

種類別の発生・排出状況は、図2-2-1～3に示すとおりである。

発生量(2,018千トン)を種類別にみると、汚泥が893千トン(44.3%)で最も多く、次いで、がれき類が379千トン(18.8%)、動植物性残さが317千トン(15.7%)、ばいじんが138千トン(6.8%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが113千トン(5.6%)等となっており、これら5種類で発生量の91.2%を占めている。

排出量(1,842千トン)を種類別にみると、汚泥が873千トン(47.4%)で最も多く、次いで、がれき類が368千トン(20.0%)、動植物性残さが202千トン(11.0%)、ばいじんが136千トン(7.4%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが98千トン(5.3%)等となっており、これら5種類で排出量の91.1%を占めている。

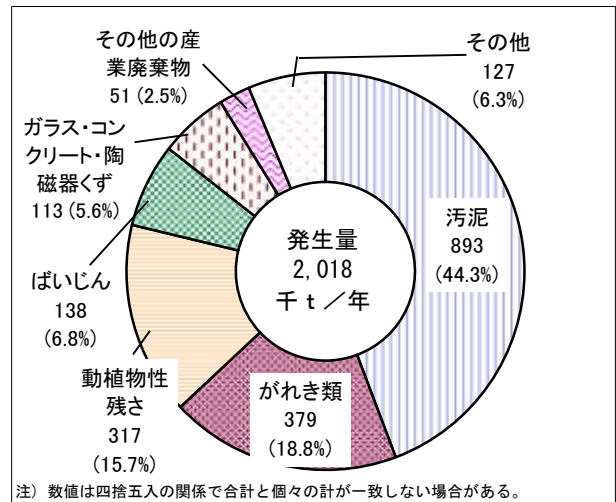


図2-2-1 種類別の発生量（動物のふん尿を除く）

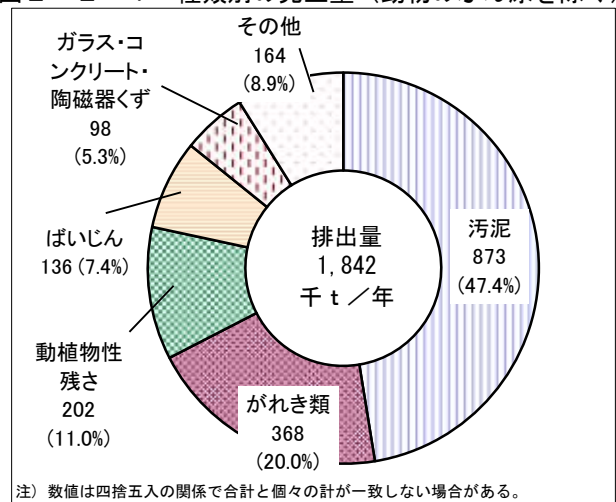


図2-2-2 種類別の排出量（動物のふん尿を除く）

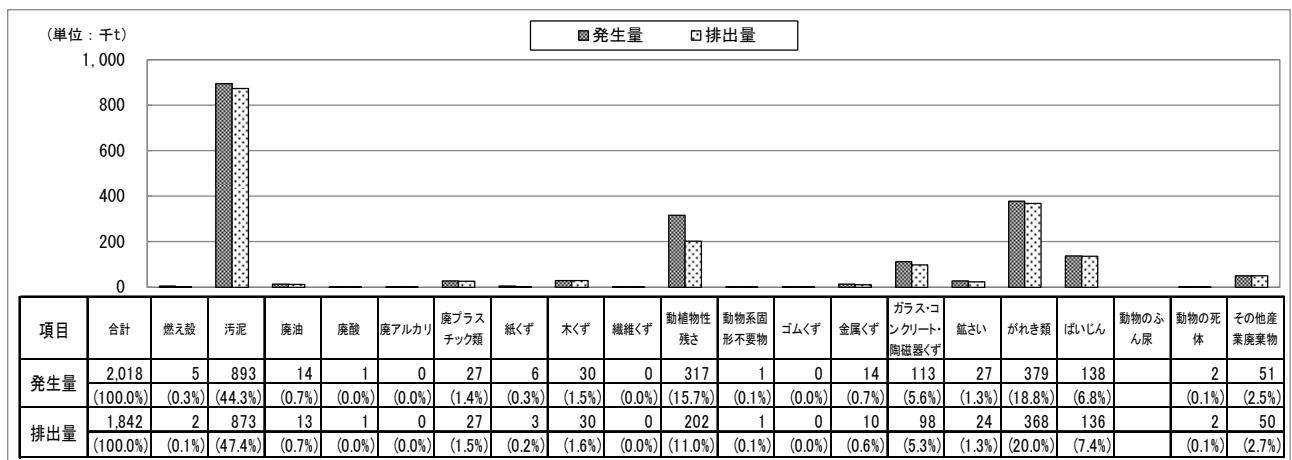


図2-2-3 種類別の発生量、排出量（動物のふん尿を除く）

2. 業種別の発生・排出状況

業種別の発生・排出状況は、図 2-2-4～6 に示すとおりである。

発生量(2,018 千トン)を業種別にみると、電気・水道業が 924 千トン(45.8%)で最も多く、次いで製造業が 563 千トン(27.9%)、建設業が 487 千トン(24.1%)等となっており、これら 3 業種で発生量の 97.8%を占めている。

排出量(1,842 千トン)を業種別にみると、発生量と同様に電気・水道業が 900 千トン(48.8%)で最も多く、次いで建設業が 478 千トン(25.9%)、製造業が 422 千トン(22.9%)等となっており、これら 3 業種で排出量の 97.7%を占めている。

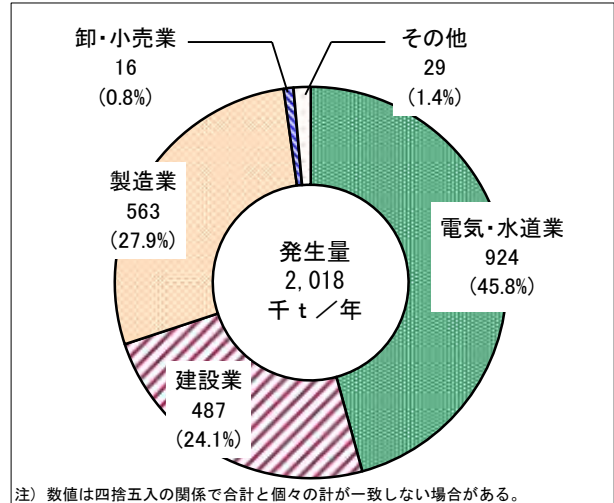


図 2-2-4 業種別の発生量 (動物のふん尿を除く)

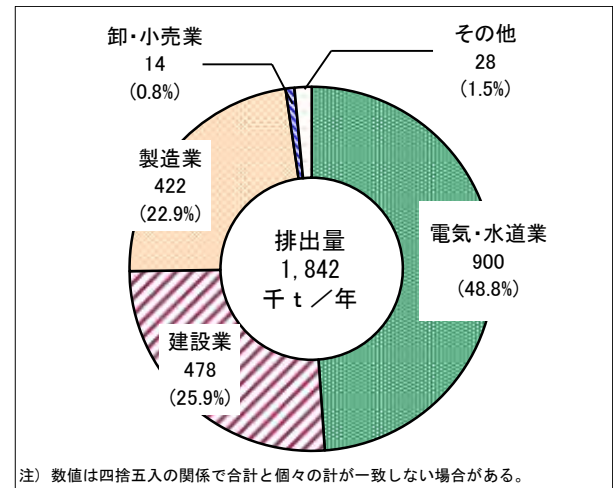


図 2-2-5 業種別の排出量 (動物のふん尿を除く)

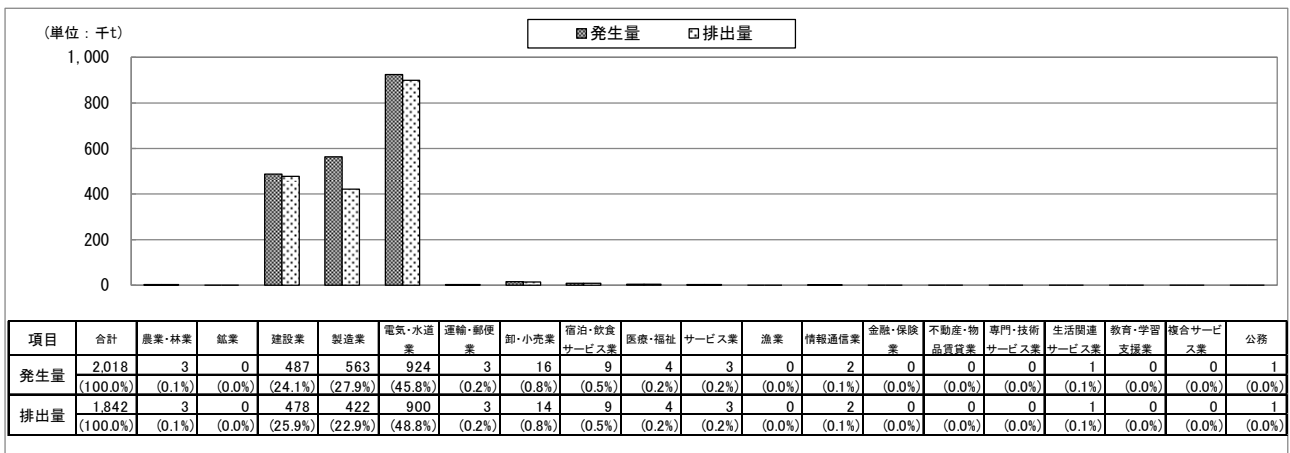


図 2-2-6 業種別の発生量、排出量 (動物のふん尿を除く)

3. 地域別の発生・排出状況^{注)}

地域別の発生・排出状況は、図2-2-7～9に示すとおりである。

発生量を地域別にみると、中部地域が862千トン(42.7%)で最も多く、次いで那覇市域が414千トン(20.5%)、北部地域が346千トン(17.1%)、南部地域が185千トン(9.2%)、宮古地域が138千トン(6.8%)、八重山地域が74千トン(3.7%)となっている。

排出量を地域別にみると、中部地域が823千トン(44.7%)で最も多く、次いで那覇市域が402千トン(21.8%)、北部地域が326千トン(17.7%)、南部地域が144千トン(7.8%)、宮古地域が81千トン(4.4%)、八重山地域が65千トン(3.5%)となっている。

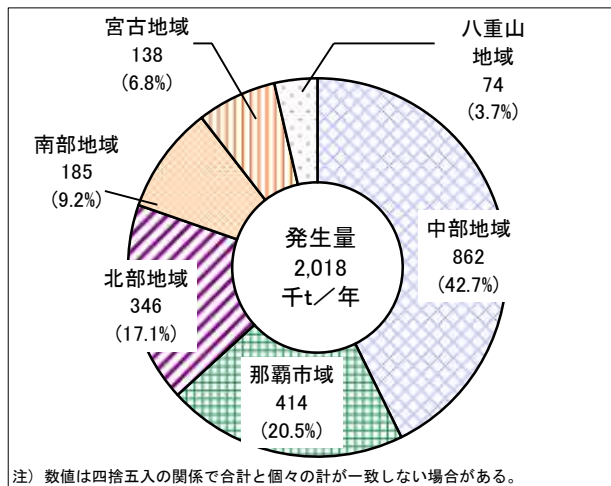


図2-2-7 地域別の発生量 (動物のふん尿を除く)

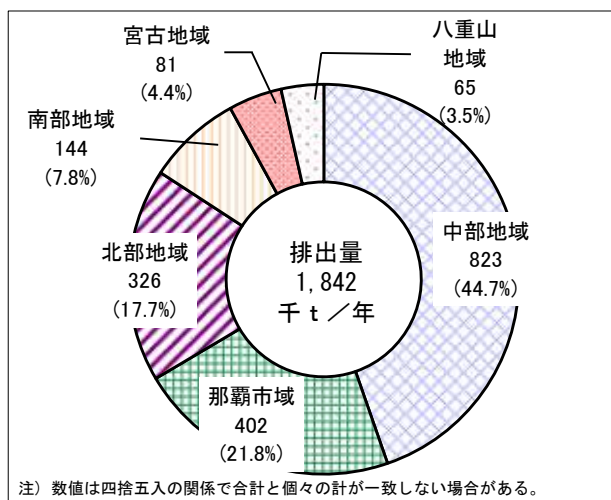


図2-2-8 地域別の排出量 (動物のふん尿を除く)

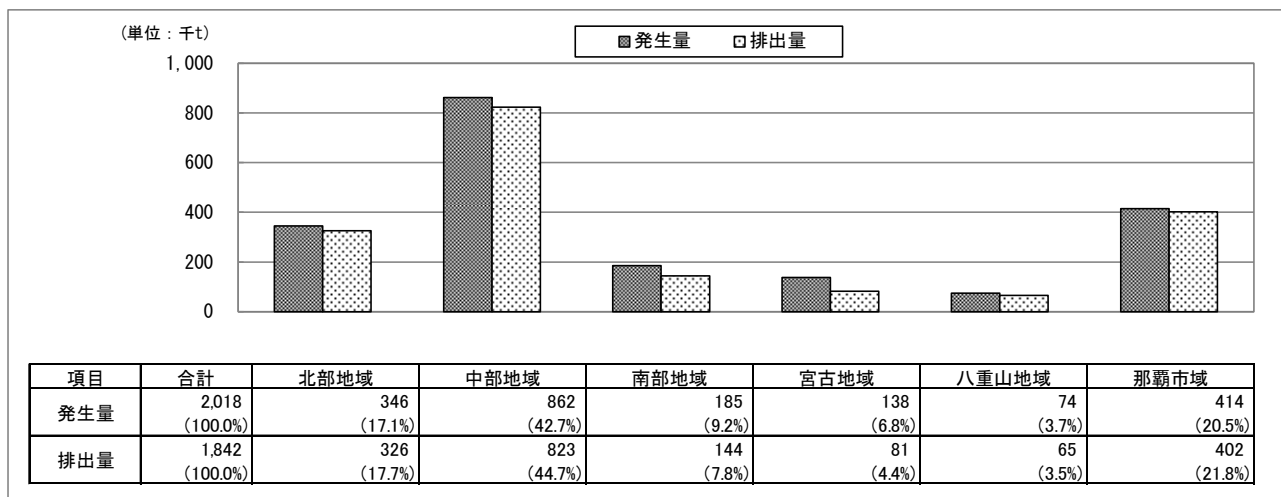


図2-2-9 地域別の発生量、排出量 (動物のふん尿を除く)

注) 地域別の発生・排出状況について

宮古地域及び八重山地域は、人口規模が同程度の地域であるが、産業廃棄物の発生量は2倍程度の差がみられる。これは、食料品製造業（主に製糖工場から発生する動植物性残さ）の影響が大きいことによるものである。

第3節 処理・処分状況（動物のふん尿を除く）

1. 処理・処分状況の概要

産業廃棄物の発生・排出から処理・処分の流れは、図2-3-1に示すとおりである。令和元年度の処理・処分状況をみると、排出量1,842千トンのうち、再生利用量は893千トン（排出量の48.5%）、中間処理による減量化量は878千トン（47.7%）、最終処分量は69千トン（3.8%）、保管量等のその他量は1千トン（0.1%）となっている。

一方、種類別、業種別に対する再生利用量、減量化量、最終処分量の割合は、図2-3-2、3に示すとおりである。

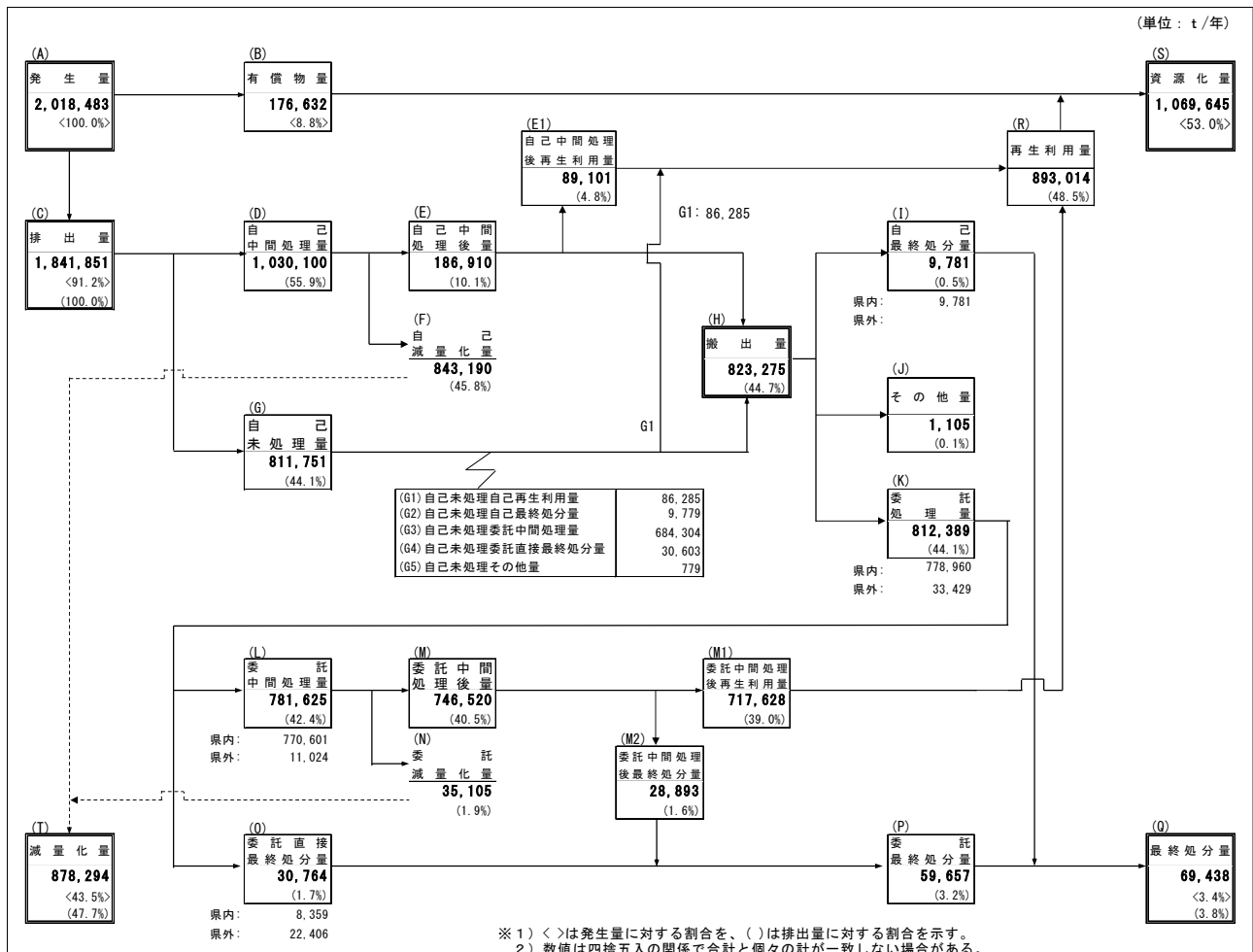


図2-3-1 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図（動物のふん尿を除く）

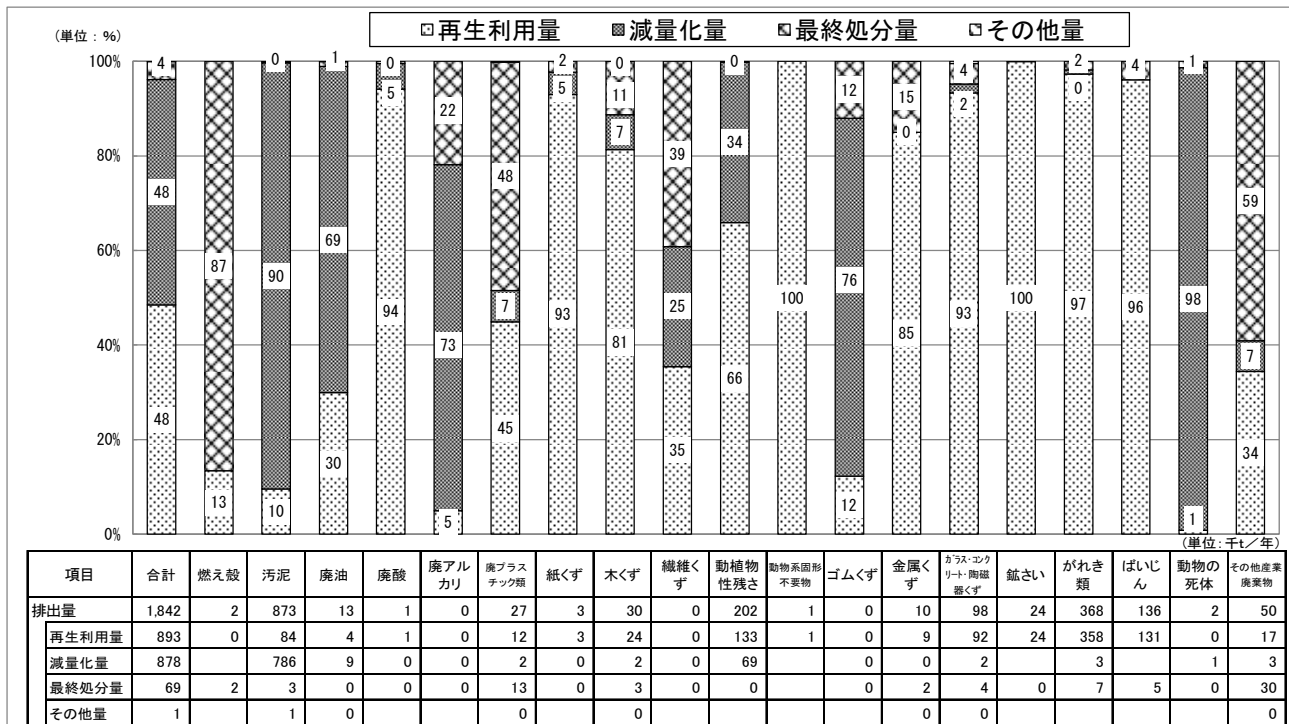


図 2 - 3 - 2 種類別の排出量に対する処理・処分量の割合【種類別：無変換】
(動物のふん尿を除く)

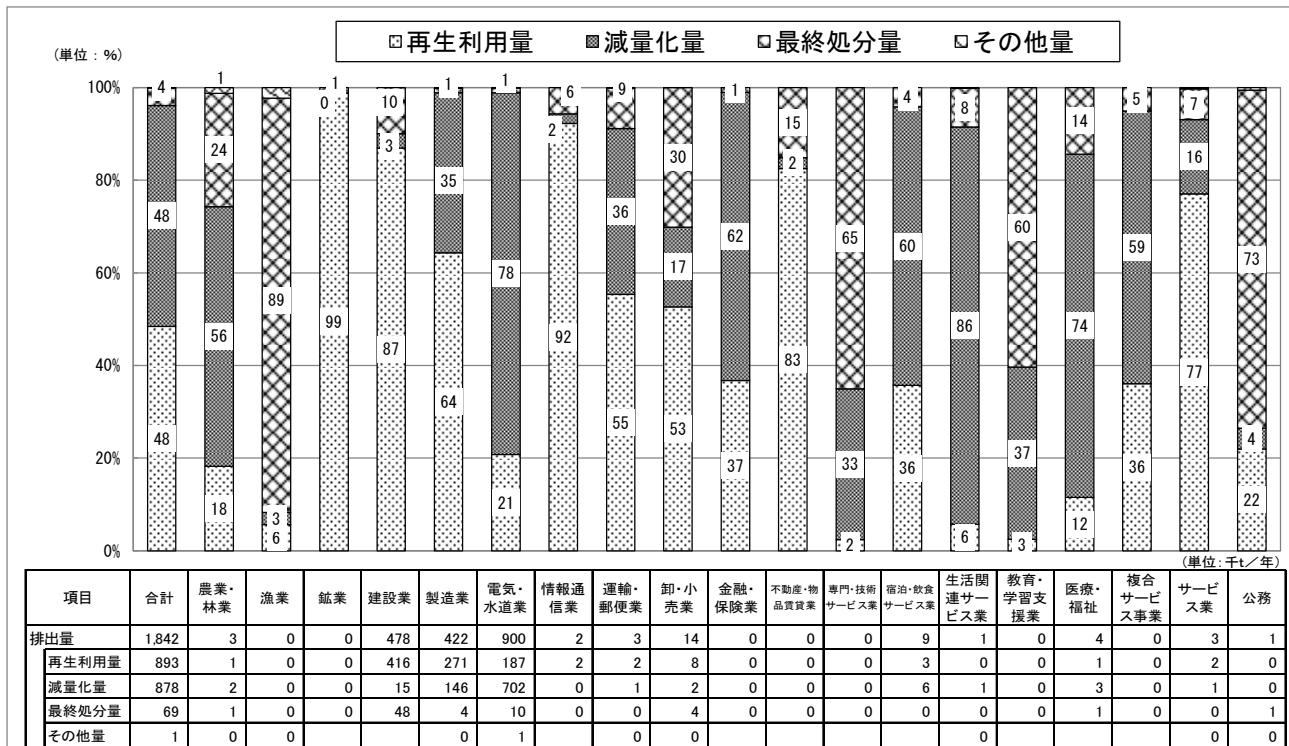


図 2 - 3 - 3 業種別の排出量に対する処理・処分量の割合(動物のふん尿を除く)

2. 自己中間処理状況

排出事業者自らが中間処理を行った自己中間処理量は1,030千トンであり、排出量の55.9%を占めている。

自己中間処理量を種類別にみると、図2-3-4に示すとおり、汚泥が838千トン(81.3%)で最も多く、次いで、動植物性残さが100千トン(9.7%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが39千トン(3.8%)、がれき類28千トン(2.8%)等となっている。

また、排出量に対する自己中間処理量の割合(自己中間処理率)及び自己中間処理量に対する自己減量化量の割合(自己減量化率)についてみると、図2-3-5に示すとおりである。

自己中間処理率が高い種類は、汚泥(95.9%)、鉱さい(89.5%)、動植物性残さ(49.7%)等となっており、自己減量化率が高い種類では、繊維くず(94.0%)、汚泥(91.9%)、動植物性残さ(68.2%)等となっている。

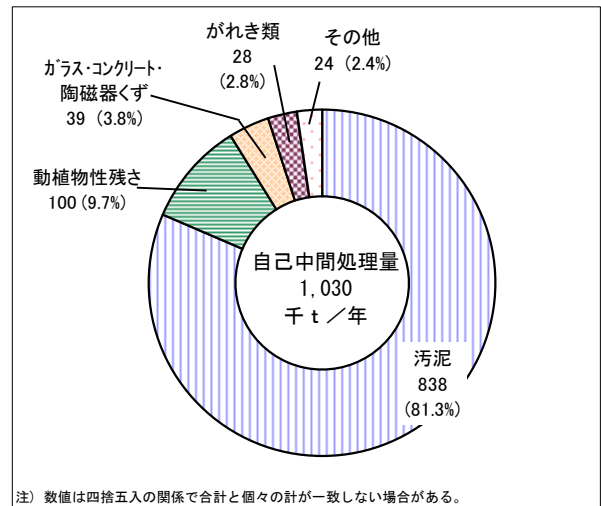


図2-3-4 自己中間処理量
(動物のふん尿を除く)

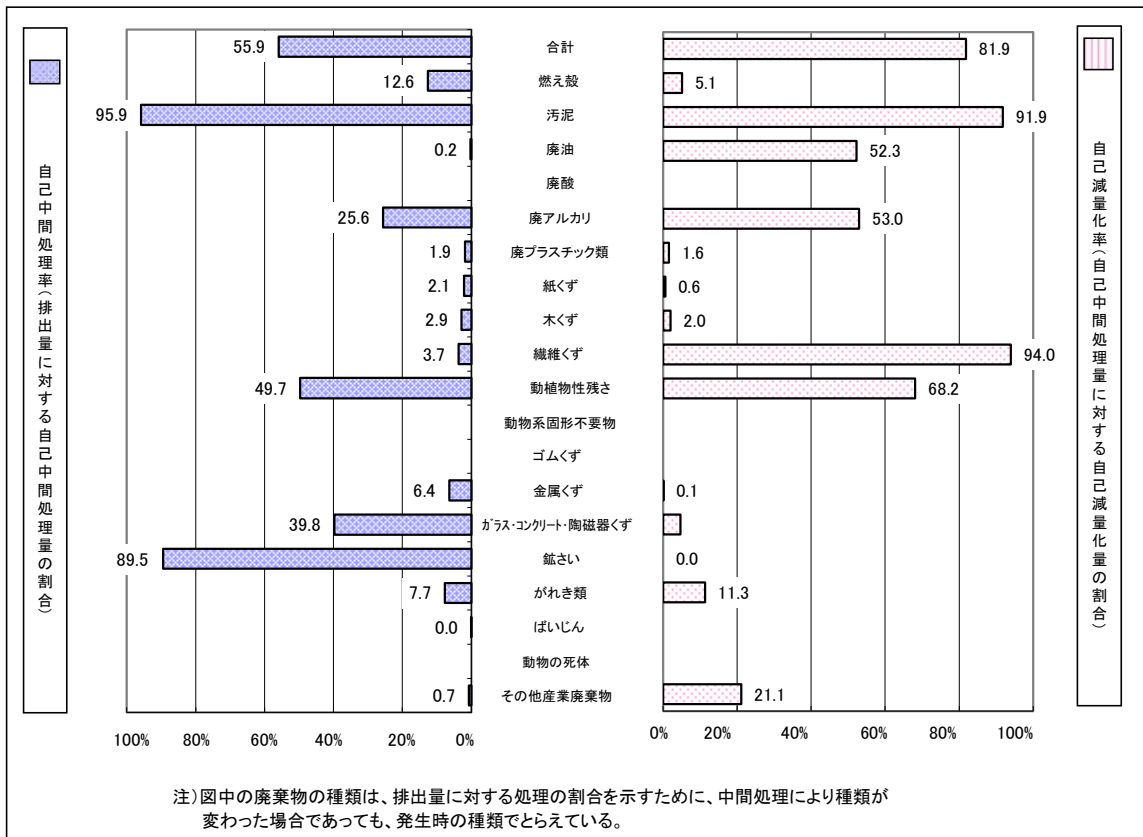


図2-3-5 種類別の排出量に対する自己中間処理量、自己減量化量の割合
(動物のふん尿を除く)

3. 委託処理状況

処理業者等によって処理(中間処理、最終処分を含む)された委託処理量は812千トンであり、排出量の44.1%を占めている。

委託処理量を種類別にみると、図2-3-6、7に示すとおり、がれき類が349千トン(43.0%)で最も多く、次いでばいじんが131千トン(16.1%)、汚泥が98千トン(12.0%)等となっている。

また、委託処理量を処理方法別にみると、中間処理量は782千トン(96.2%)、直接最終処分量は31千トン(3.8%)となっている。

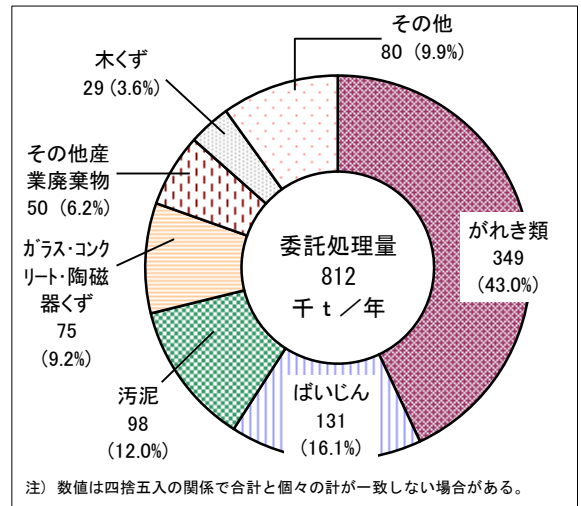


図2-3-6 委託処理量
(動物のふん尿を除く)

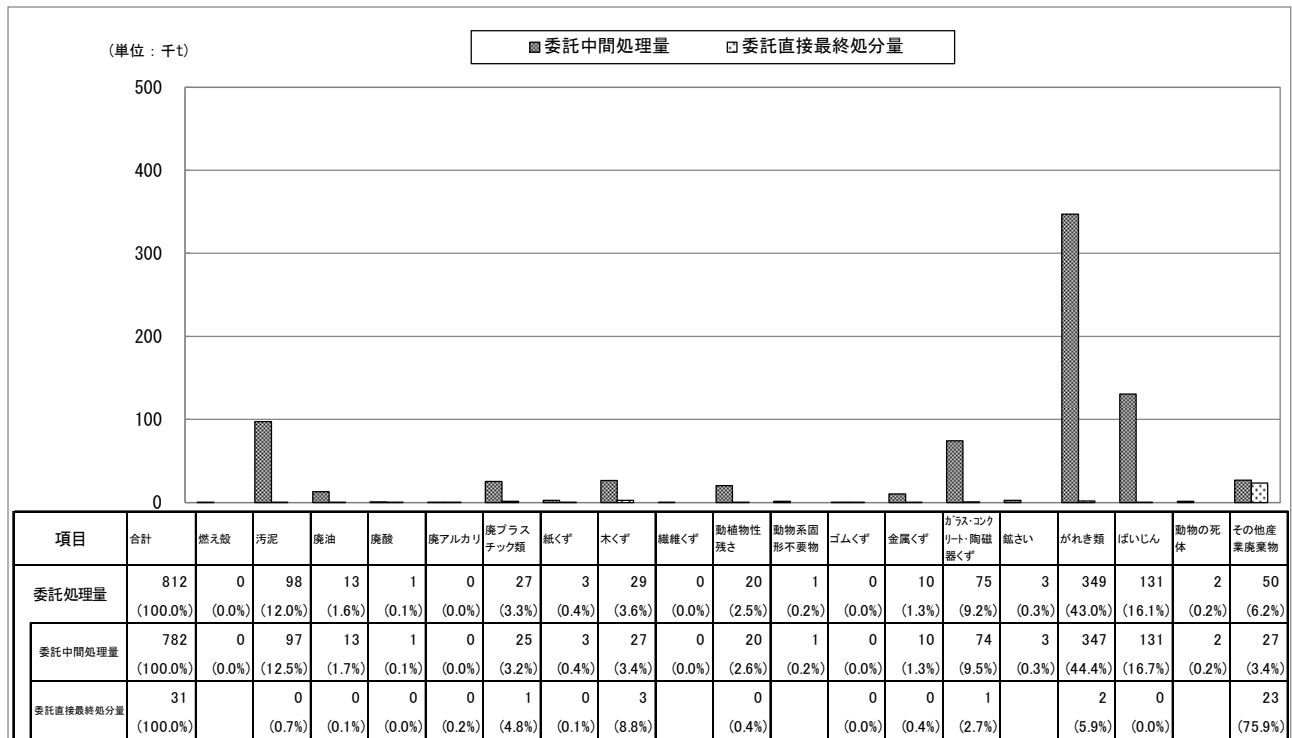


図2-3-7 種類別委託処理量の内訳 (動物のふん尿を除く)

4. 資源化、再生利用状況

(1) 資源化状況

資源化量は 1,070 千トンであり、発生量の 53.0%を占めている。

資源化量を種類別にみると、図 2-3-8、9 に示すとおり、がれき類が 369 千トン(34.5%)で最も多く、次いで、動植物性残さが 248 千トン(23.2%)、ばいじんが 133 千トン(12.4%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 107 千トン(10.0%)等となっている。

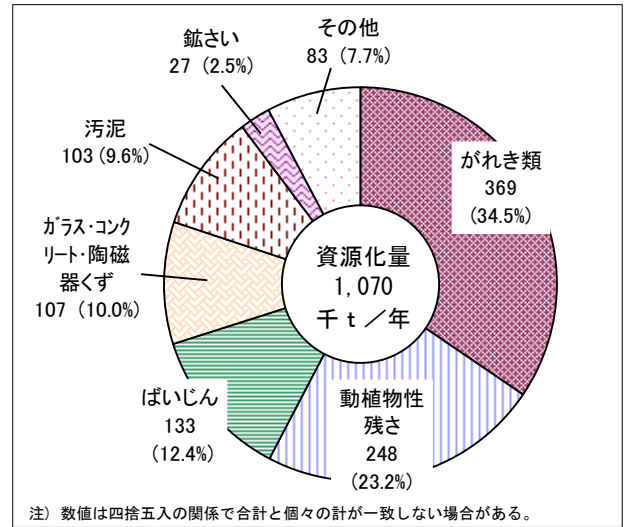


図 2-3-8 資源化量
(動物のふん尿を除く)

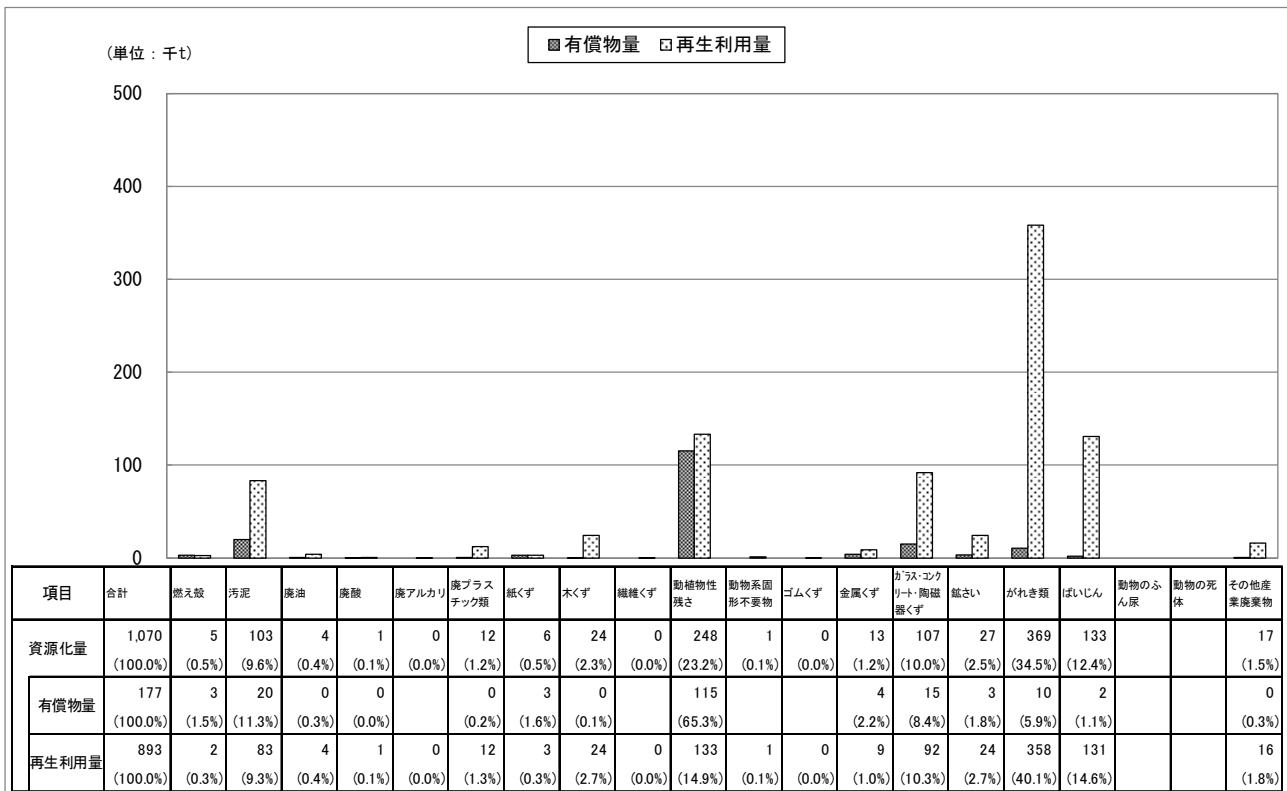


図 2-3-9 種類別資源化量の内訳 (動物のふん尿を除く)

(2) 再生利用状況

資源化量のうち有償物量を除く再生利用量は 893 千トンであり、排出量の 48.5% を占めている。

再生利用量を種類別にみると、図 2-3-10 に示すとおり、がれき類が 358 千トン (40.1%) で最も多く、次いで、動植物性残さが 133 千トン (14.9%)、ばいじんが 131 千トン (14.6%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 92 千トン (10.3%) 等となっている。

なお、用途別にみた再生利用状況は、表 2-3-1 に示すとおりであり、再生骨材・再生路盤材が 386 千トン (43.2%) で最も多く、次いで、セメント原材料が 123 千トン (13.8%)、土木・建設資材が 121 千トン (13.6%) 等となっている。

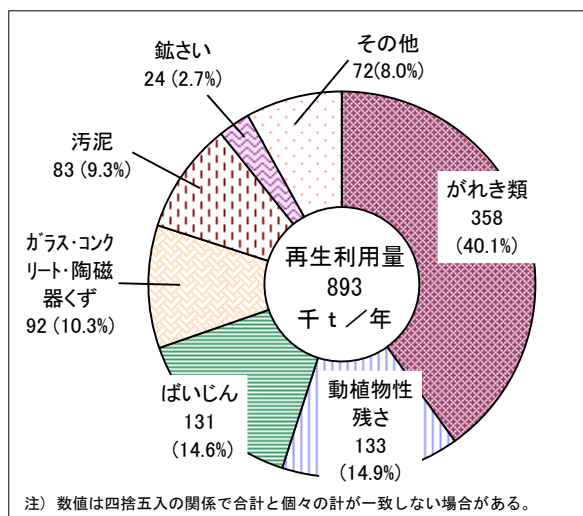


図 2-3-10 再生利用量
(動物のふん尿を除く)

表 2-3-1 用途別にみた再生利用状況

(単位: 千 t / 年)

	合計	再生骨材・再生路盤材	セメント原材料	肥料又はその原(材)料	燃料又はその原(材)料	土木・建設資材	鉄鋼原(材)料	非鉄金属・貴金属原(材)料	土壤改良材又はその原(材)料	飼料又はその原(材)料	その他
合計	893 (100.0%)	386 (43.2%)	123 (13.8%)	111 (12.4%)	109 (12.2%)	121 (13.6%)	10 (1.1%)	8 (0.9%)	7 (0.8%)	5 (0.5%)	13 (1.5%)
燃え殻	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	83	6	5	63	0	4			5	0	0
廃油	4	1	0	1	1	0				0	1
廃酸	1			1							0
廃アルカリ	0				0						0
廃プラスチック類	12	1	0		7	0	0		0		4
紙くず	3	0	0		0						3
木くず	24	0	0	7	10	0			2	0	4
繊維くず	0	0	0		0						0
動植物性残さ	133		0	39	90					4	0
動物系固形不要物	1			0						1	
ゴムくず	0	0			0						
金属くず	9	0	0		0	0	8	0			0
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	92	68	19		0	3	1	0	0		0
鉱さい	24	24									
がれき類	358	282	0		0	76	0				1
ばいじん	131		99	0		32		0			
動物の死体											
その他産業廃棄物	16	2	0	0	0	6	1	7		0	0

注) 数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

5. 最終処分状況

最終処分量は 69 千トンであり、排出量の 3.8%を占めている。

最終処分量を種類別にみると、図 2-3-11、12 に示すとおり、その他産業廃棄物が 29 千トン(41.9%)で最も多く、次いで、廃プラスチック類が 13 千トン(18.4%)、がれき類が 7 千トン(9.7%)、ばいじんが 5 千トン(7.7%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 4 千トン(6.2%)等となっている。

また、処分主体別にみると、排出事業者による自己最終処分量が 10 千トン(14.1%)、処理業者による最終処分量 59 千トン(85.0%)、自治体による最終処分量 1 千トン(0.9%)となっている。

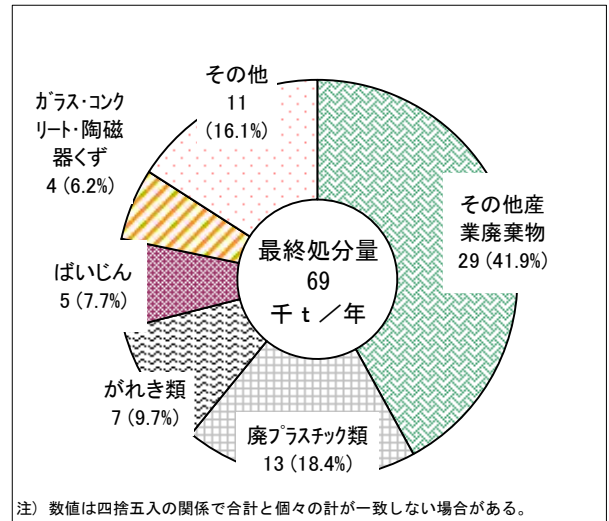


図 2-3-11 最終処分量
(動物のふん尿を除く)

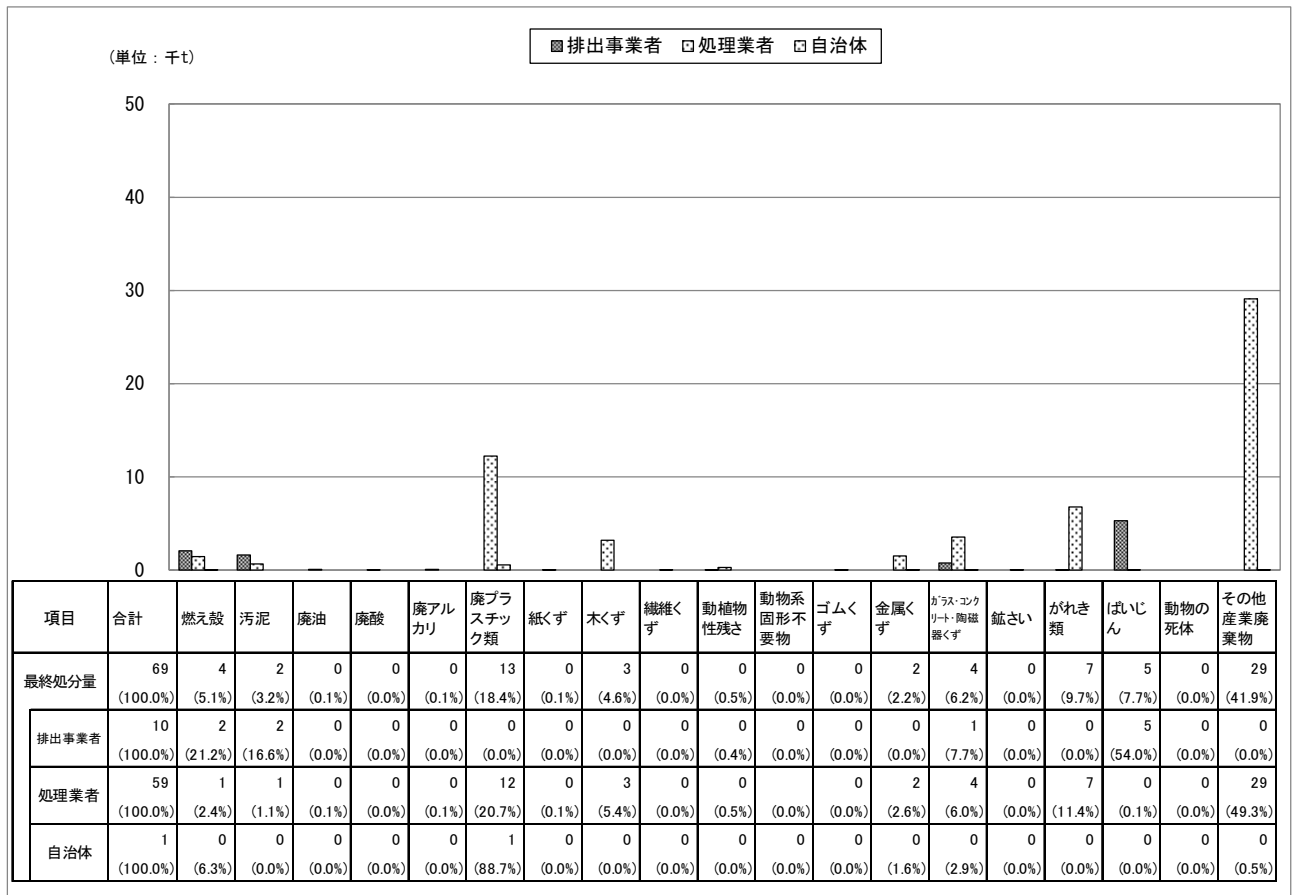


図 2-3-12 処分主体別の最終処分量 (動物のふん尿を除く)

第4節 業種別の発生・排出及び処理・処分状況（排出量が1千トン以上の業種）

排出量1千トン以上の業種大分類に関する処理・処分状況は、以下のとおりである。

1. 農業・林業（動物のふん尿を除く）

農業・林業からの排出量は、3千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-1に示すように動物の死体が2千トン(54.7%)、廃プラスチック類が1千トン(45.3%)、金属くずが0.1トン(0.0%)となっている。農業・林業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-2に示すとおりである。

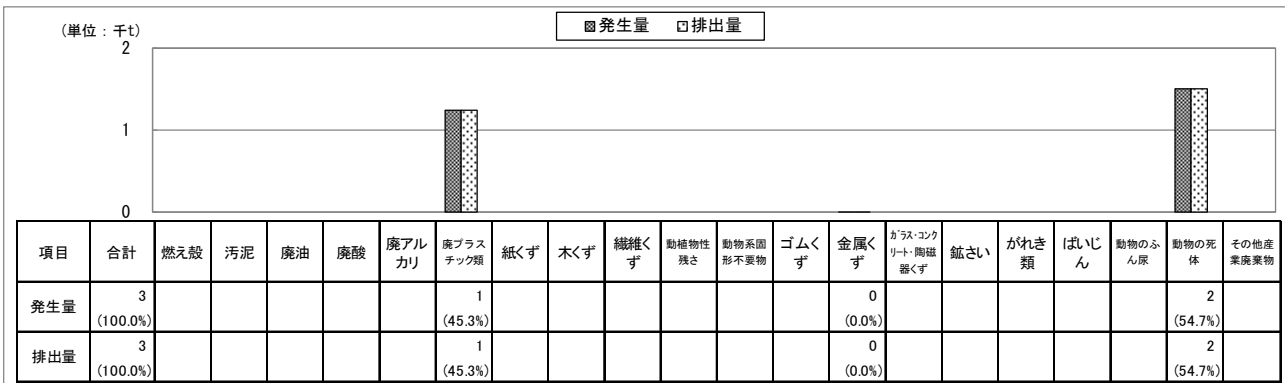


図2-4-1 種類別の発生量、排出量<農業・林業：動物のふん尿を除く>

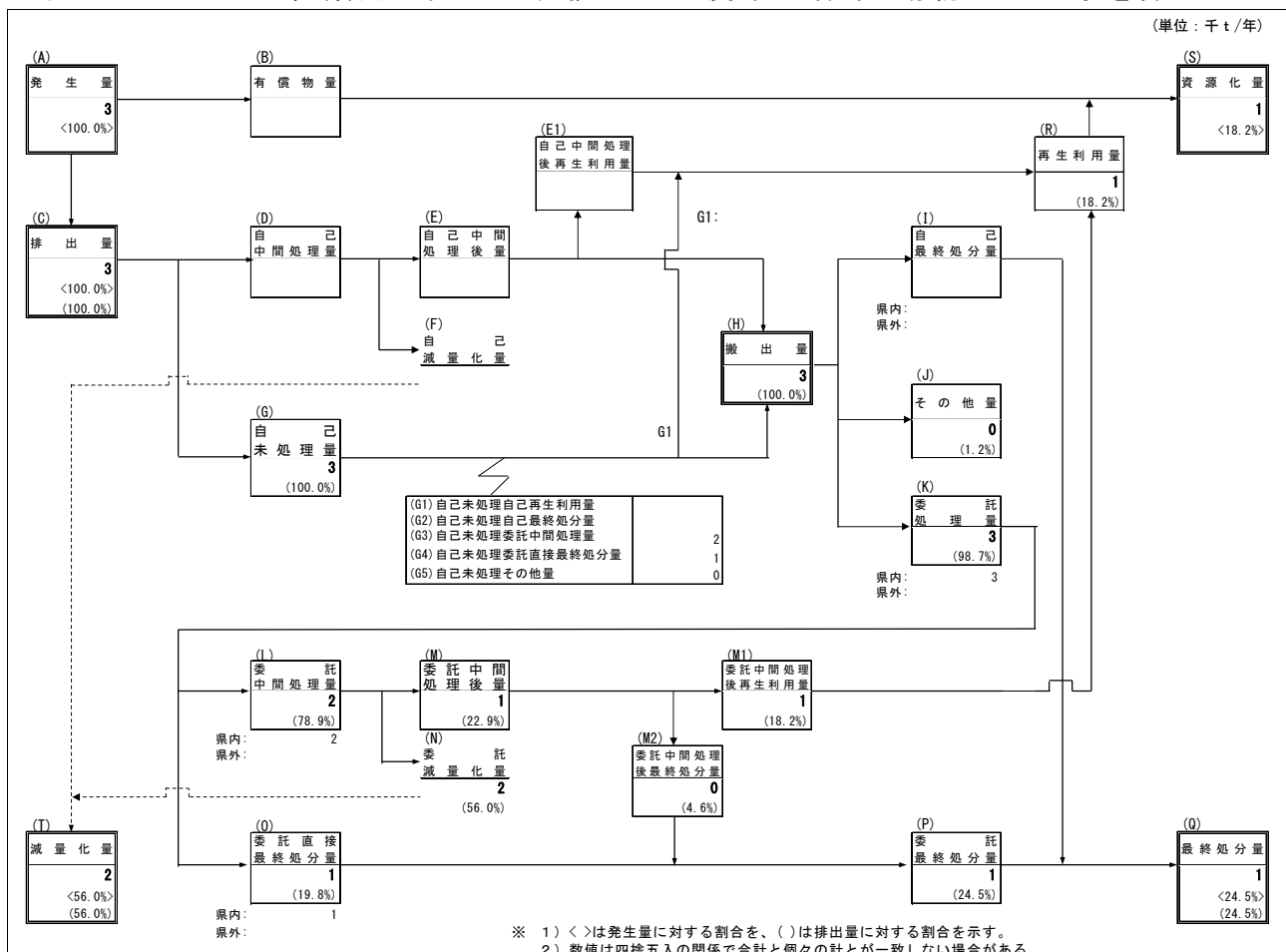


図2-4-2 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<農業・林業：動物のふん尿を除く>

2. 建設業

建設業からの排出量は、478千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-3に示すように、がれき類が366千トン(76.6%)で最も多く、次いで、その他産業廃棄物が33千トン(6.8%)、木くずが26千トン(5.4%)、汚泥が18.5千トン(3.9%)、廃プラスチック類が18.4千トン(3.9%)等となっている。

建設業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-4に示すとおりである。

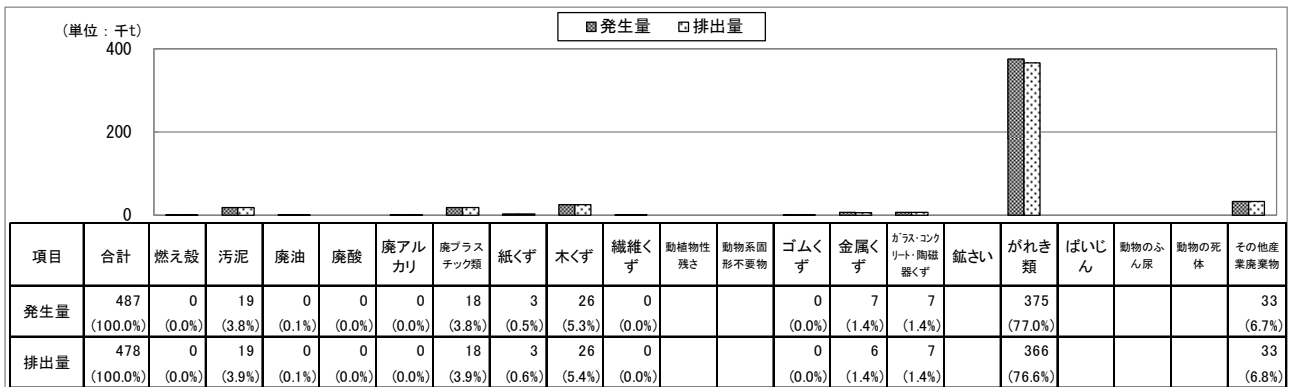


図2-4-3 種類別の発生量、排出量<建設業>

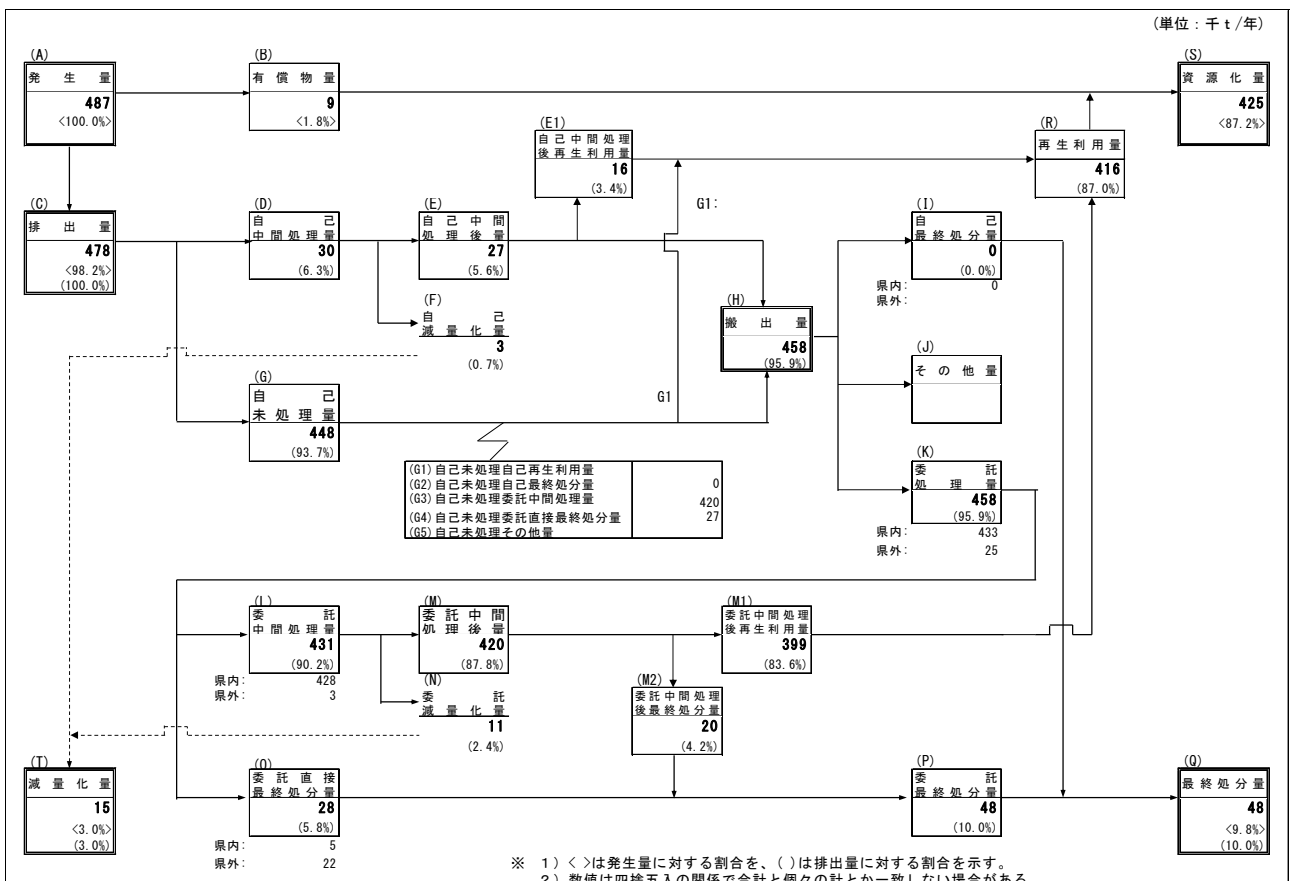


図2-4-4 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<建設業>

3. 製造業

製造業からの排出量は、422千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-5に示すように動植物性残さが202千トン(47.9%)で最も多く、次いで、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが89千トン(21.2%)、汚泥が86千トン(20.3%)等となっている。

製造業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-6に示すとおりである。

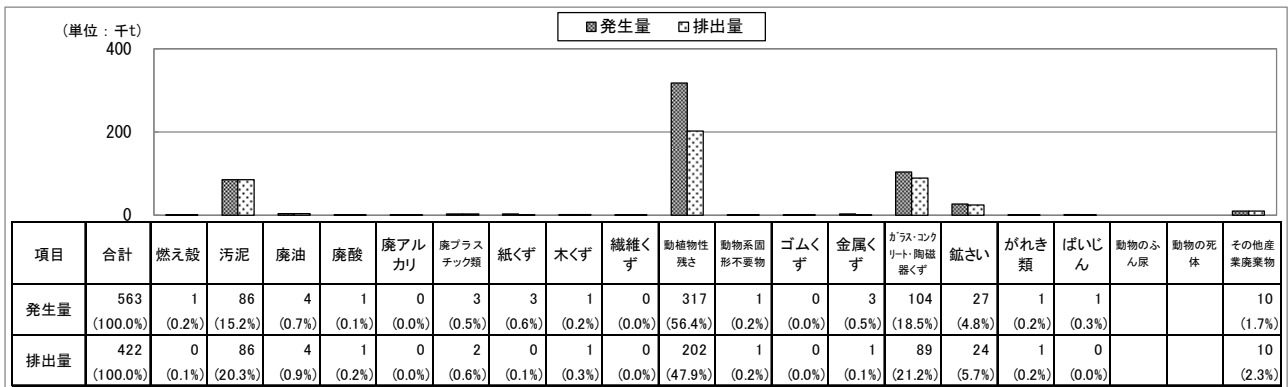


図2-4-5 種類別の発生量、排出量<製造業>

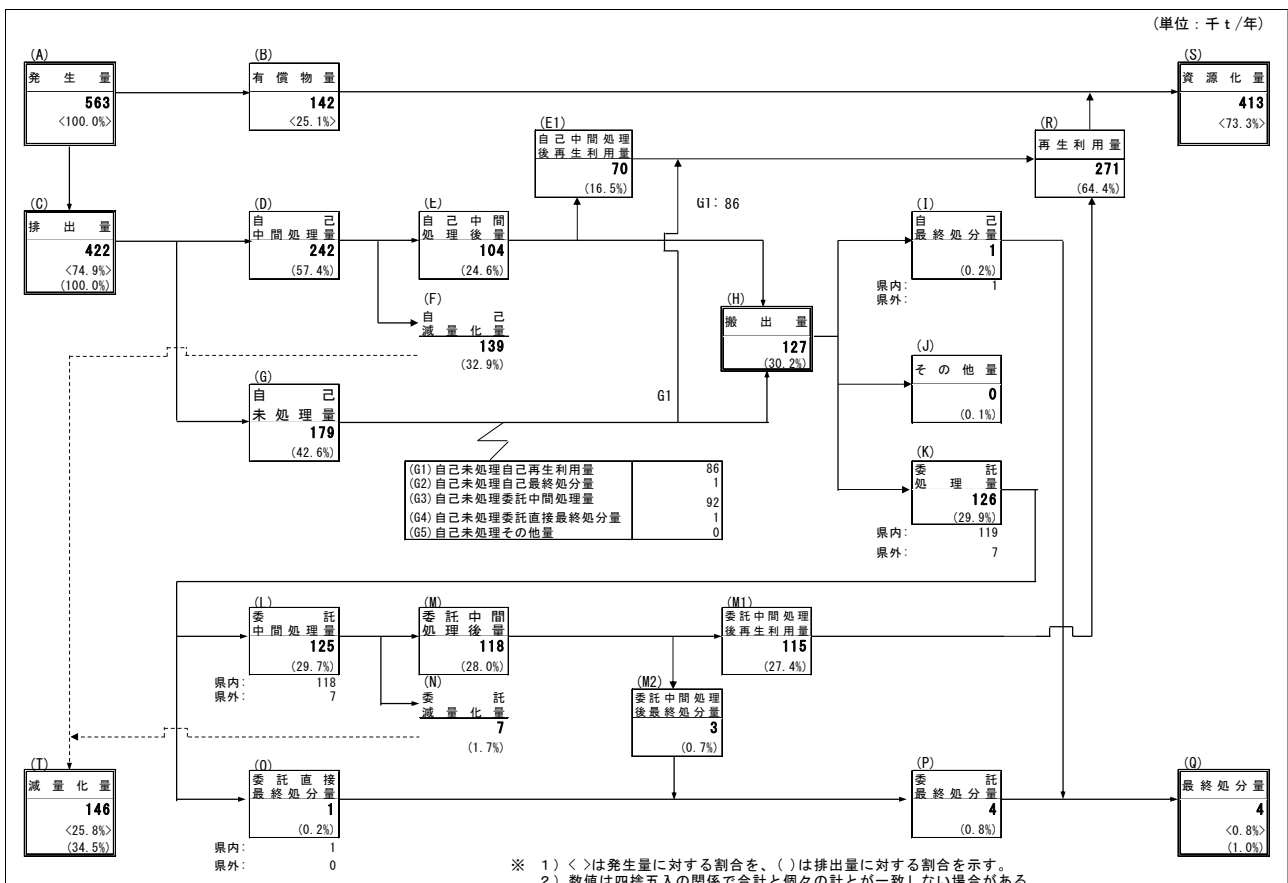


図2-4-6 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<製造業>

4. 電気・水道業

電気・水道業からの排出量は、900千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-7に示すように汚泥が760千トン(84.5%)で最も多く、次いで、ばいじんが136千トン(15.1%)等となっている。

電気・水道業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-8に示すとおりである。

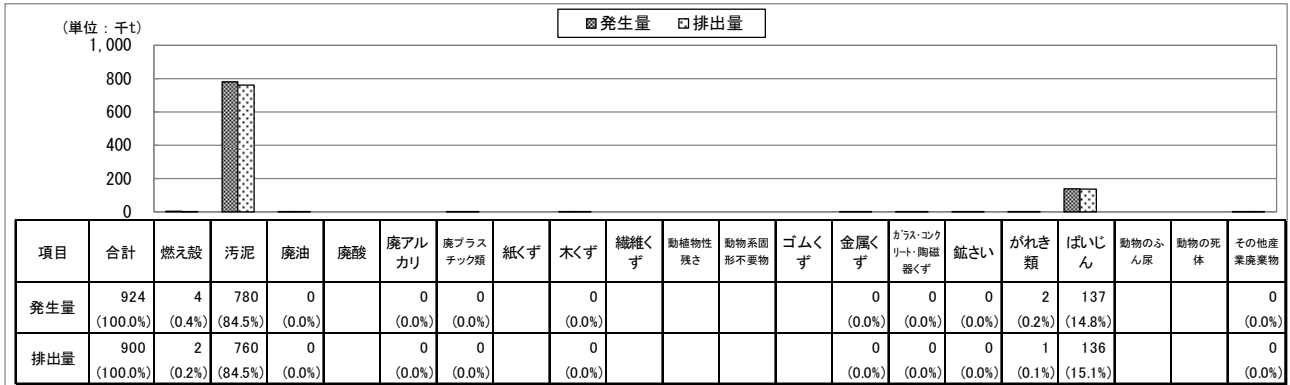


図2-4-7 種類別の発生量、排出量<電気・水道業>

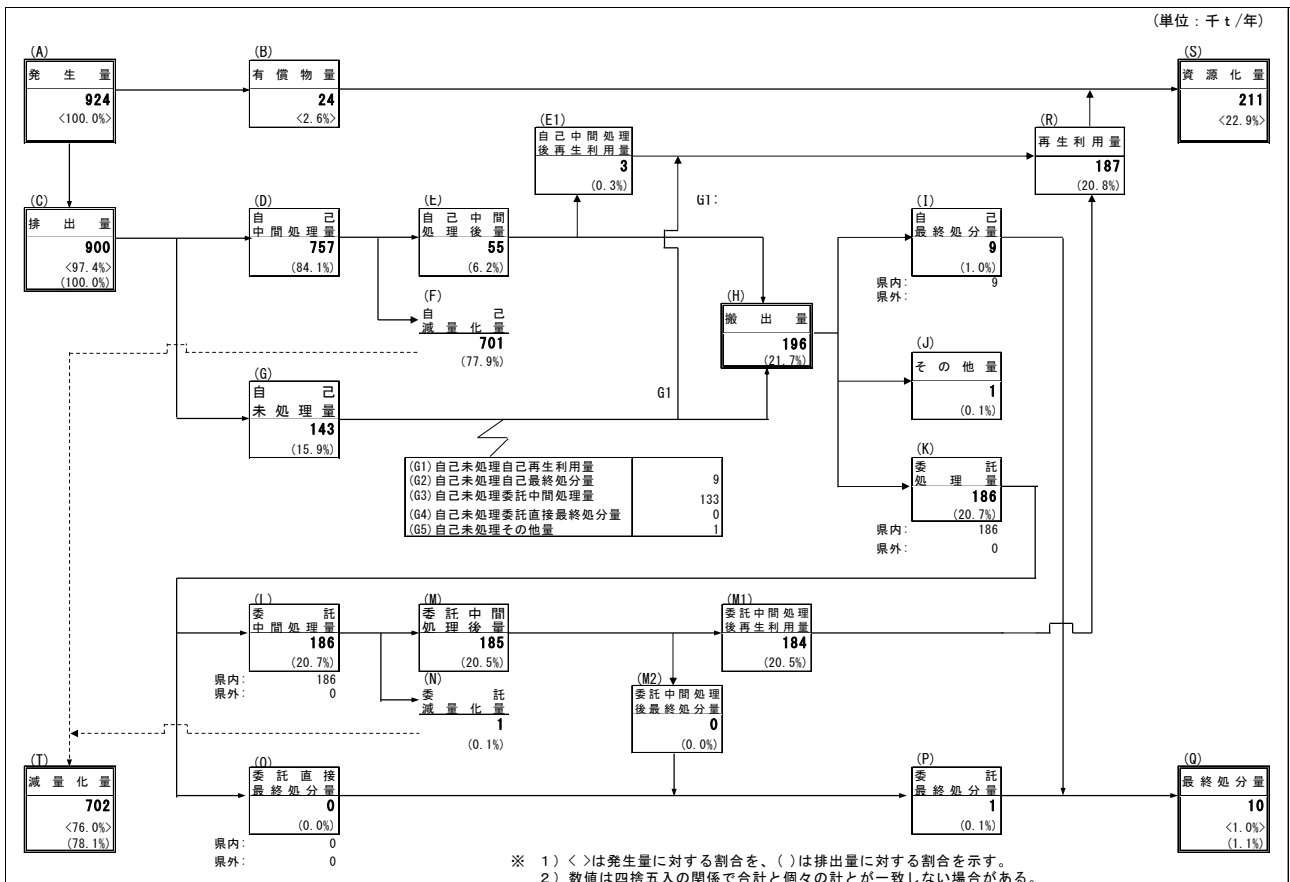


図2-4-8 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<電気・水道業>

5. 情報通信業

情報通信業からの排出量は、2千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-9に示すようにガラス・コンクリート・陶磁器くずが1千トン(79.1%)、廃プラスチックが0.2千トン(10.2%)等となっている。

情報通信業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-10に示すとおりである。

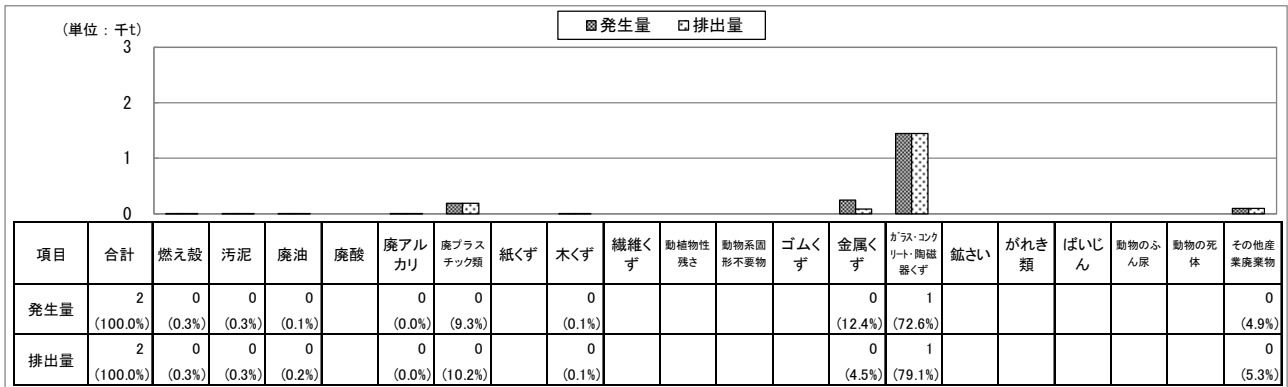


図2-4-9 種類別の発生量、排出量<情報通信業>

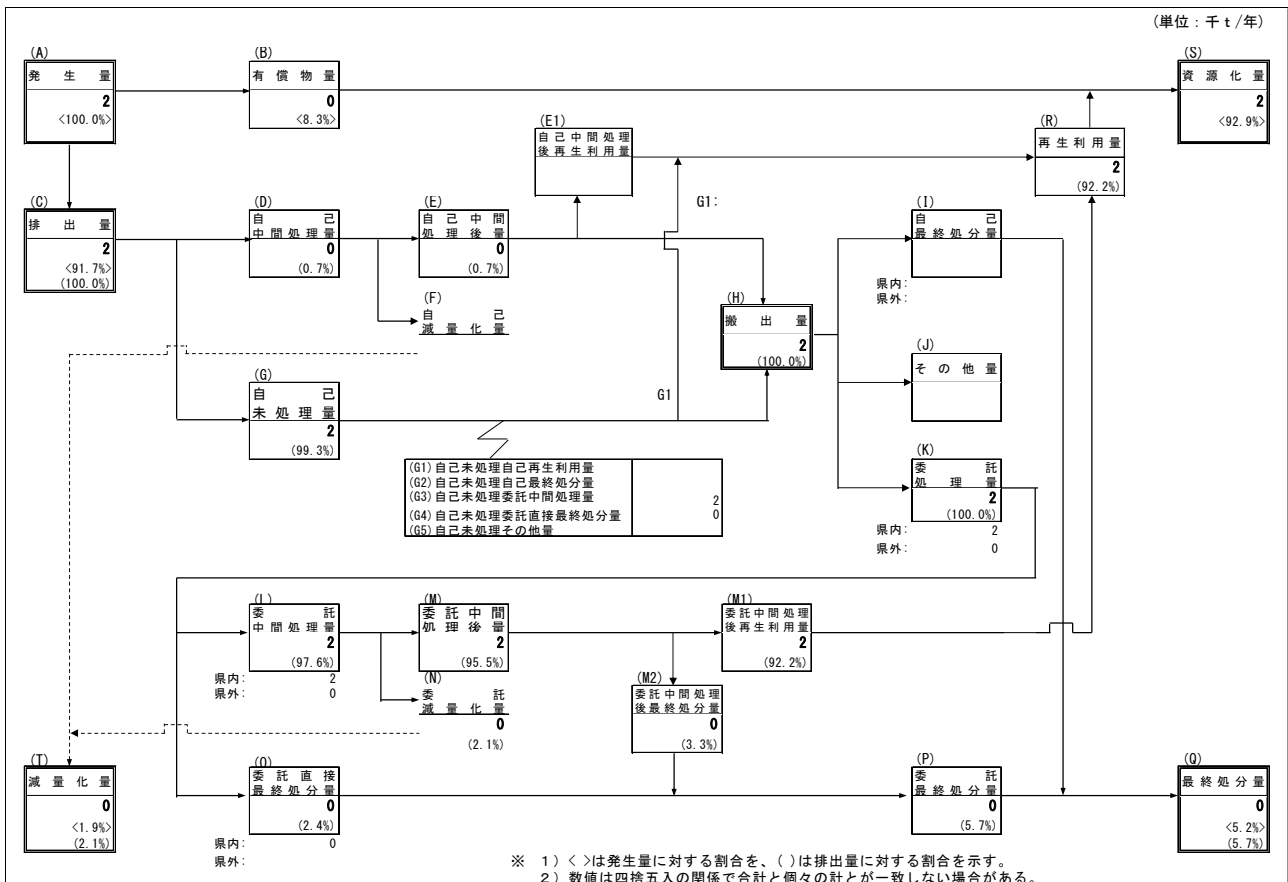


図2-4-10 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<情報通信業>

6. 運輸・郵便業

運輸・郵便業からの排出量は、3千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-11に示すように汚泥が1千トン(38.6%)、次いで、木くずが1千トン(22.4%)等となっている。

運輸・郵便業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-12に示すとおりである。

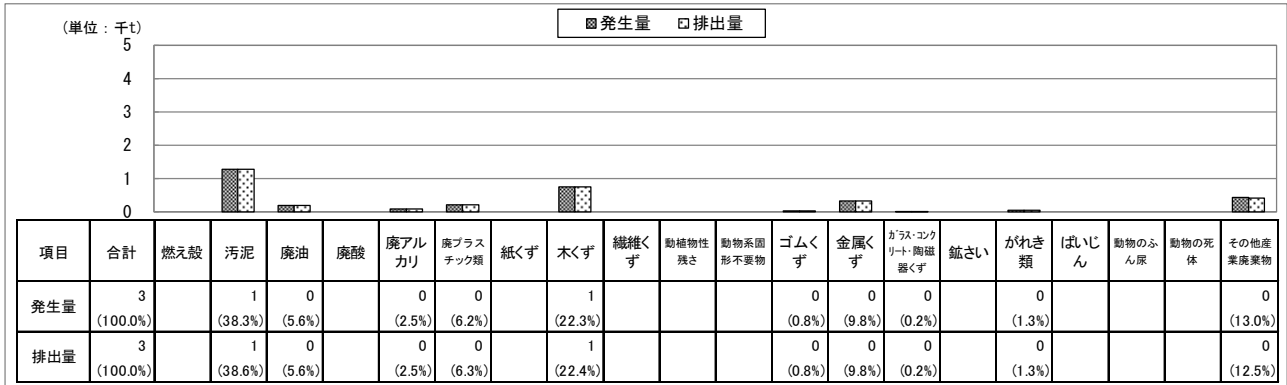


図2-4-11 種類別の発生量、排出量<運輸・郵便業>

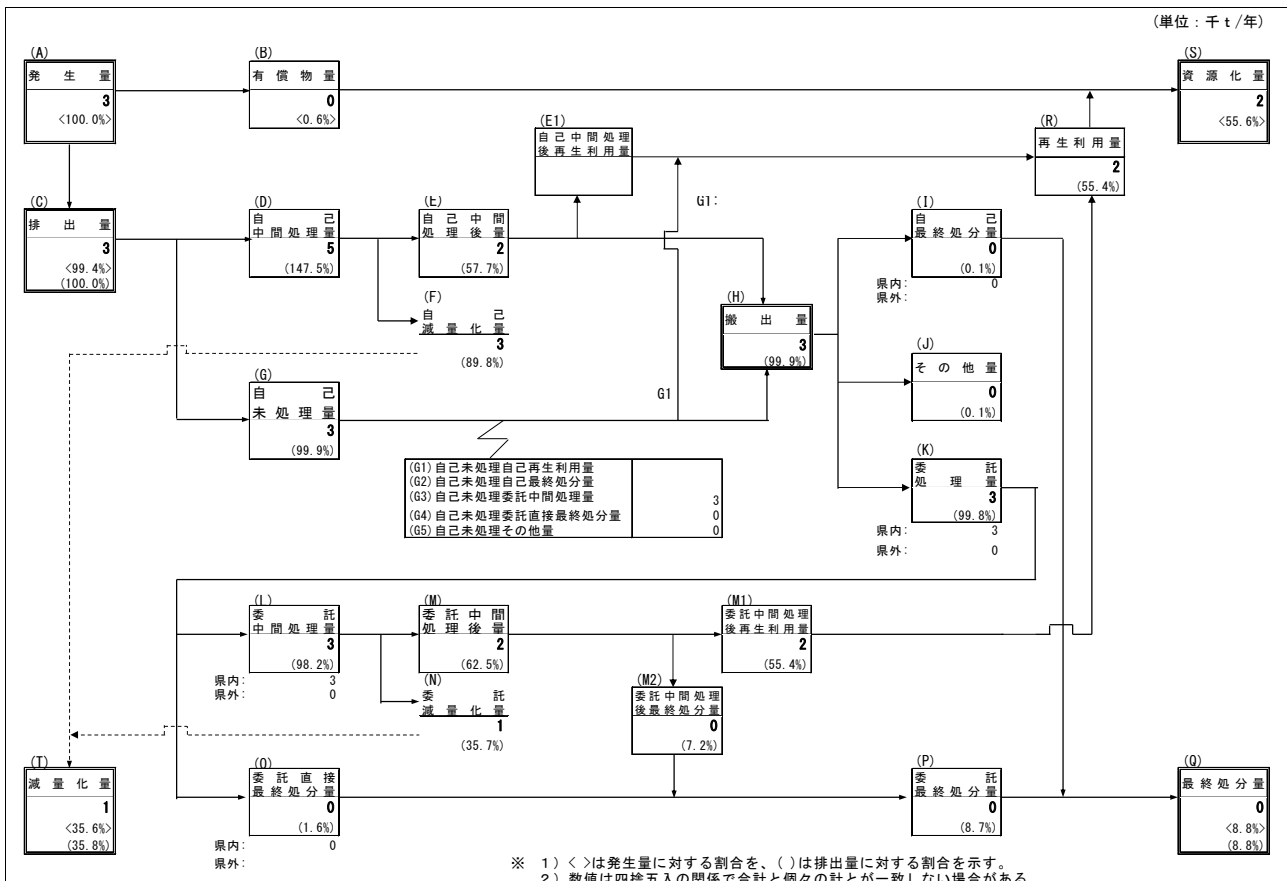


図2-4-12 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<運輸・郵便業>

7. 卸・小売業

卸・小売業からの排出量は、14千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-13に示すように廃プラスチック類が3千トン(20.8%)で最も多く、次いで、汚泥が3千トン(19.6%)、その他産業廃棄物が3千トン(19.3%)等となっている。

卸・小売業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-14に示すとおりである。

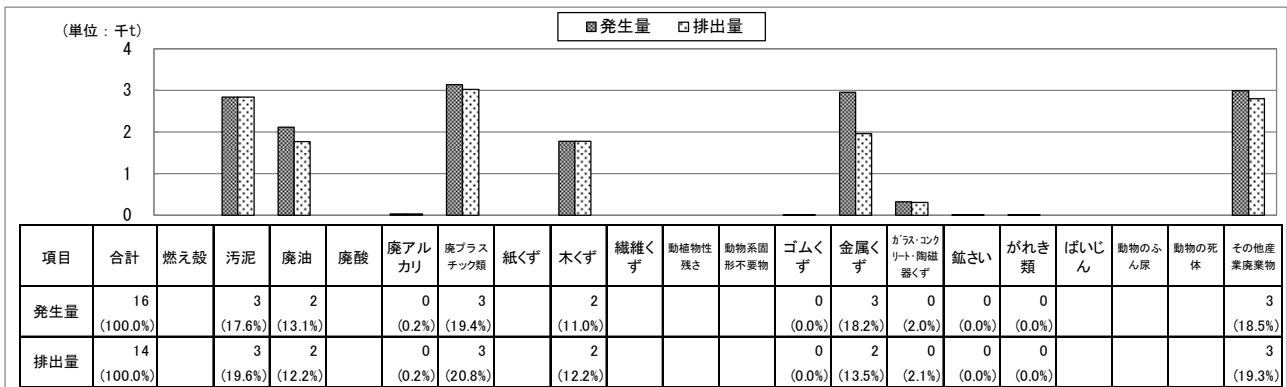


図2-4-13 種類別の発生量、排出量<卸・小売業>

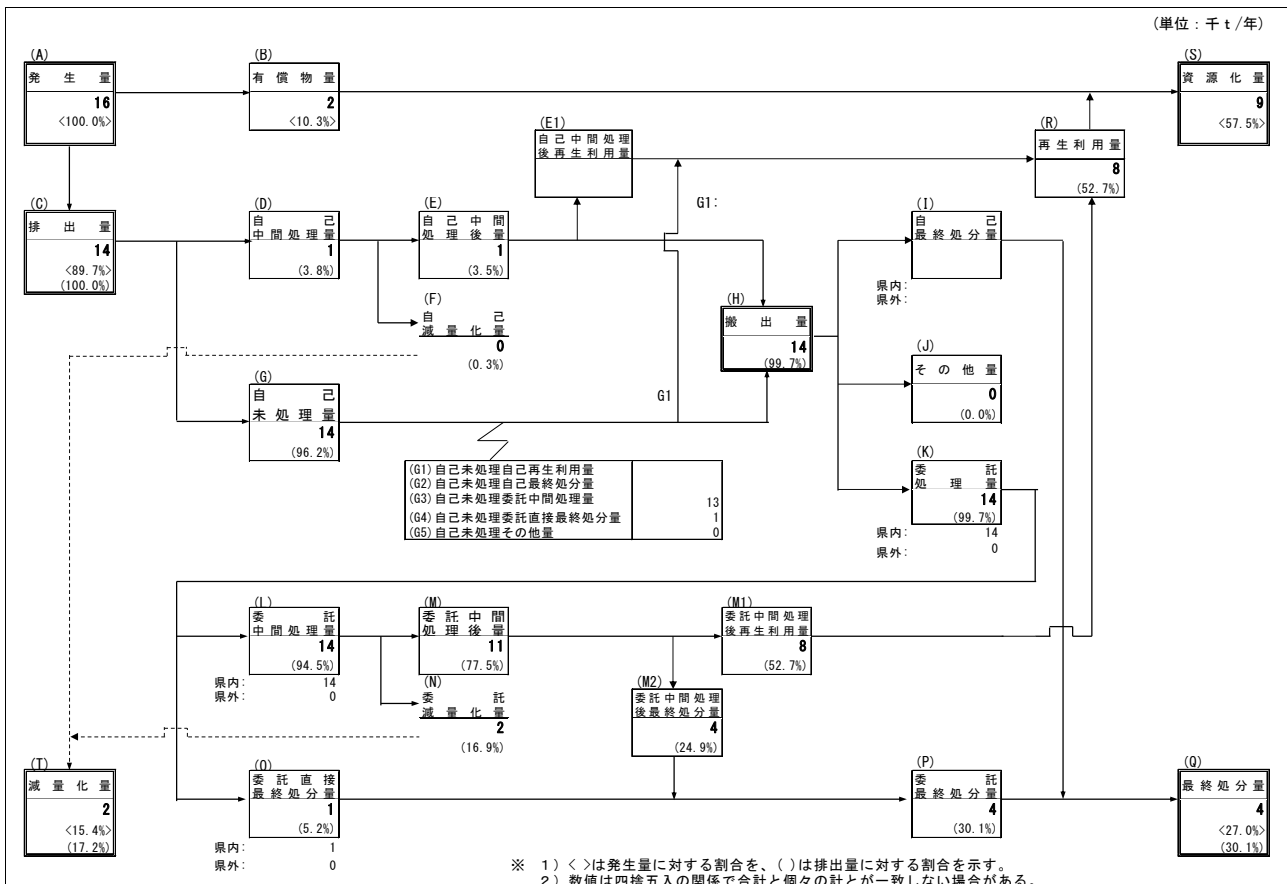


図2-4-14 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<卸・小売業>

8. 宿泊・飲食サービス業

宿泊・飲食サービス業からの排出量は、9千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-15に示すように廃油が6千トン(61.2%)で最も多く、次いで、汚泥が3千トン(28.9%)等となっている。

宿泊・飲食サービス業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-16に示すとおりである。

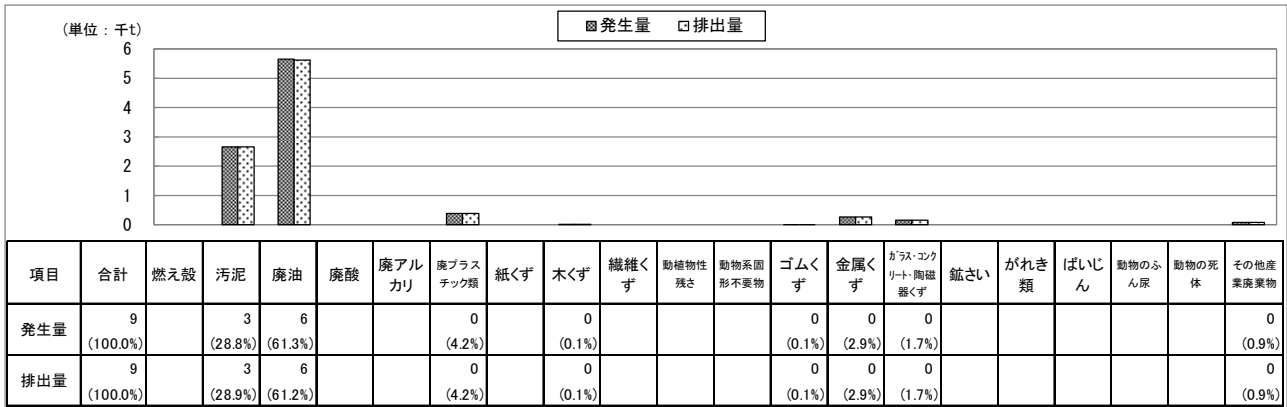


図2-4-15 種類別の発生量、排出量<専門・技術サービス業>

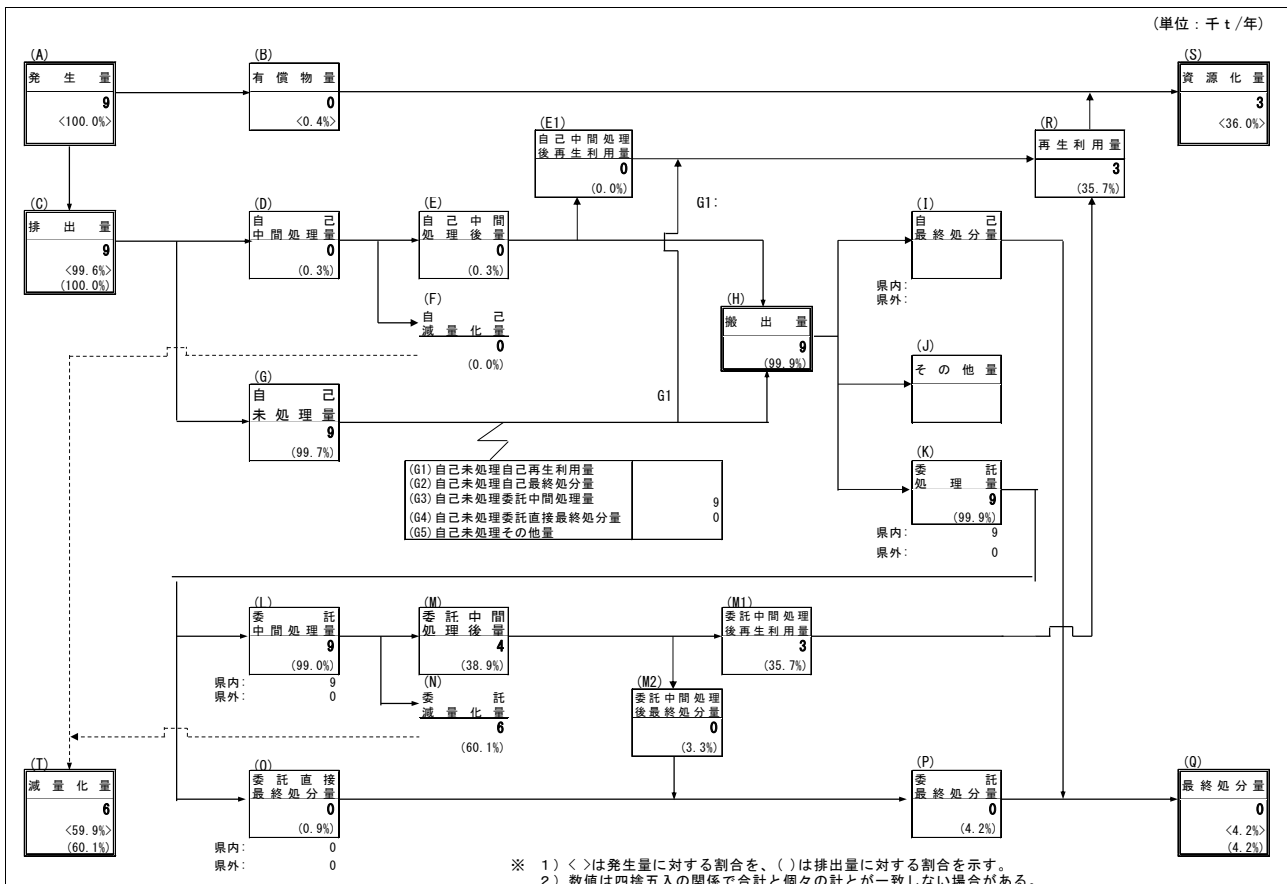


図2-4-16 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<専門・技術サービス業>

9. 生活関連サービス業

生活関連サービス業からの排出量は、1千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-17に示すように汚泥が1千トン(83.5%)等となっている。

生活関連サービス業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-18に示すとおりである。

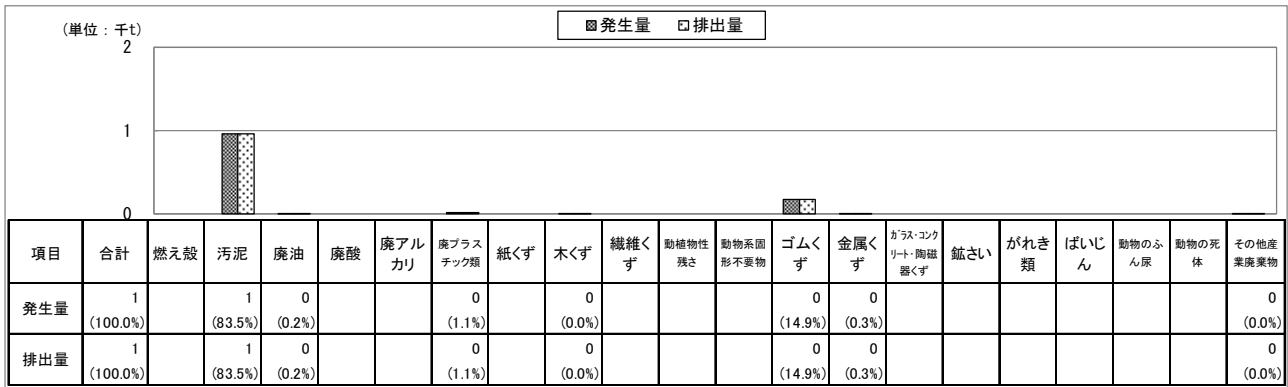


図2-4-17 種類別の発生量、排出量<宿泊・飲食サービス業>

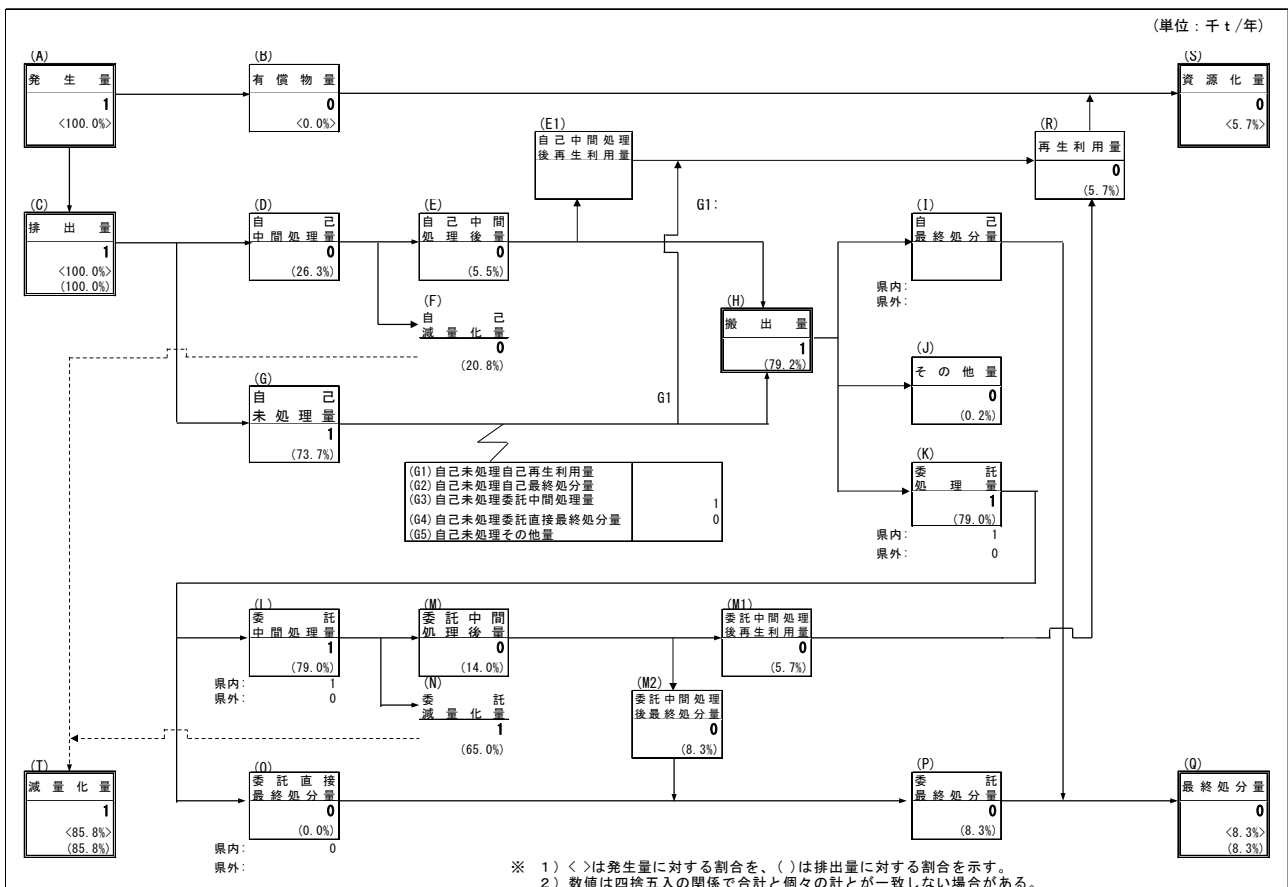


図2-4-18 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<宿泊・飲食サービス業>

10. 医療・福祉

医療・福祉からの排出量は、4千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-19に示すようにその他産業廃棄物(主に感染性廃棄物)が3千トン(78.5%)、廃プラスチック類が1千トン(11.9%)等となっている。

医療・福祉から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-20に示すとおりである。

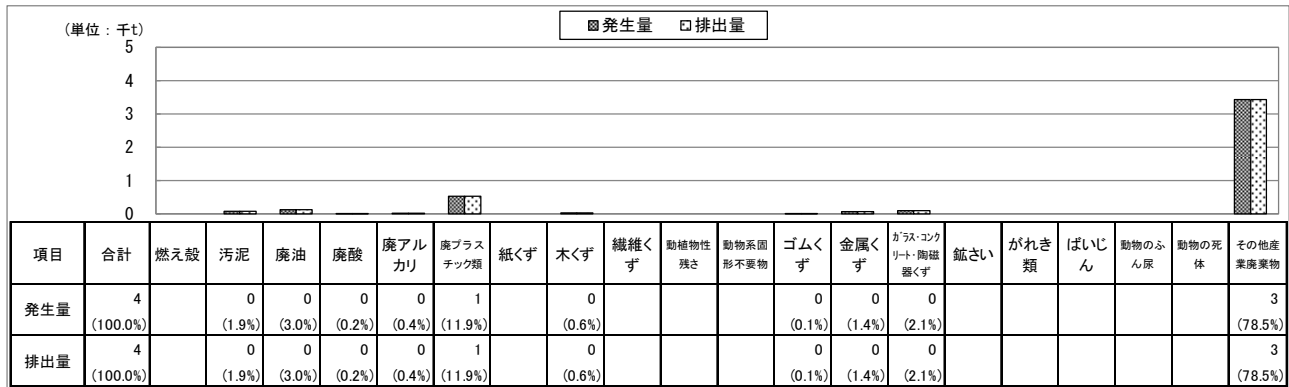


図2-4-19 種類別の発生量、排出量<医療・福祉>

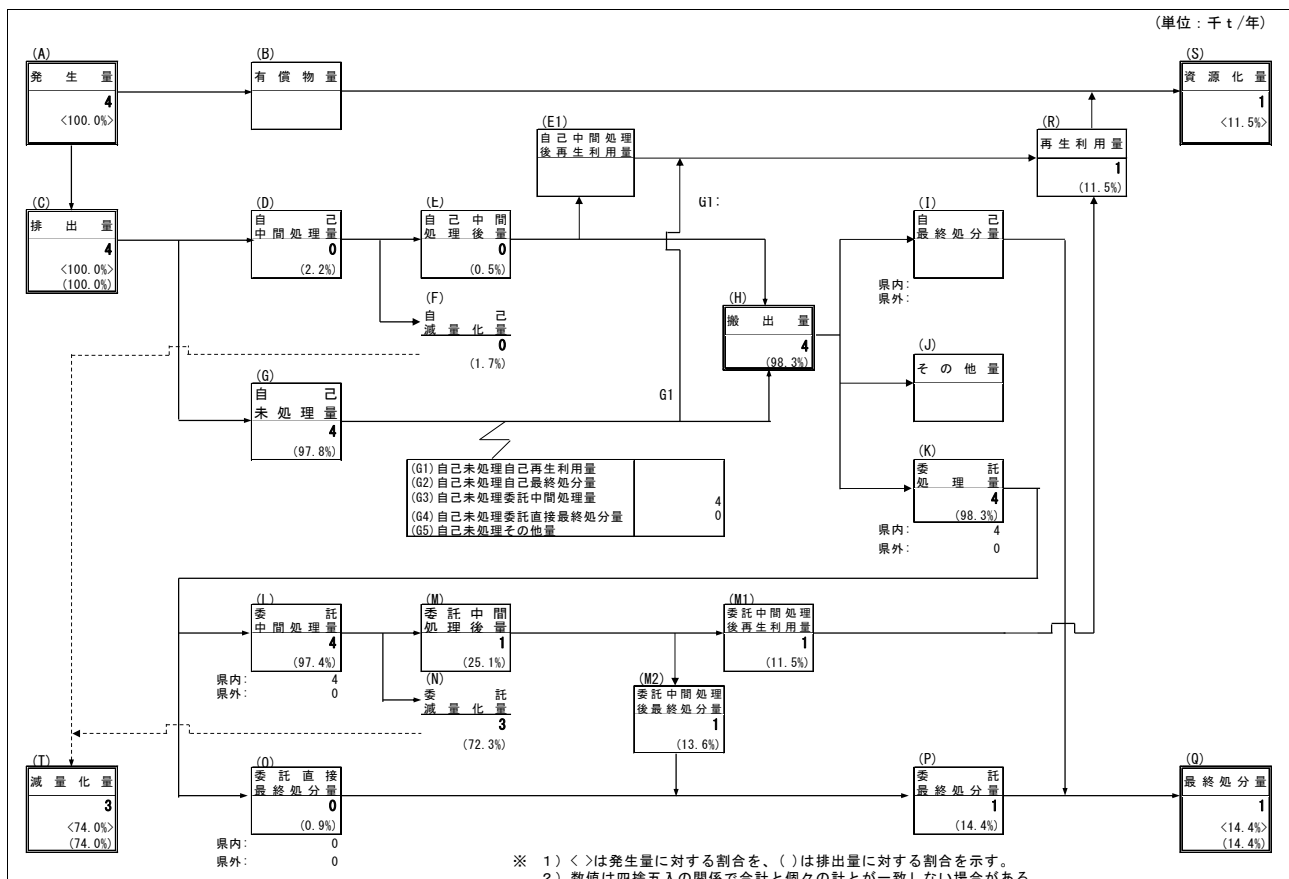


図2-4-20 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<医療・福祉>

11. サービス業

サービス業からの排出量は、3千トンとなっている。

排出量を種類別にみると、図2-4-21に示すように汚泥が1千トン(31.1%)で最も多く、次いで、その他産業廃棄物が1千トン(19.7%)、廃油が1千トン(16.8%)等となっている。

サービス業から排出される産業廃棄物の処理・処分状況については、図2-4-22に示すとおりである。



図2-4-21 種類別の発生量、排出量<サービス業>

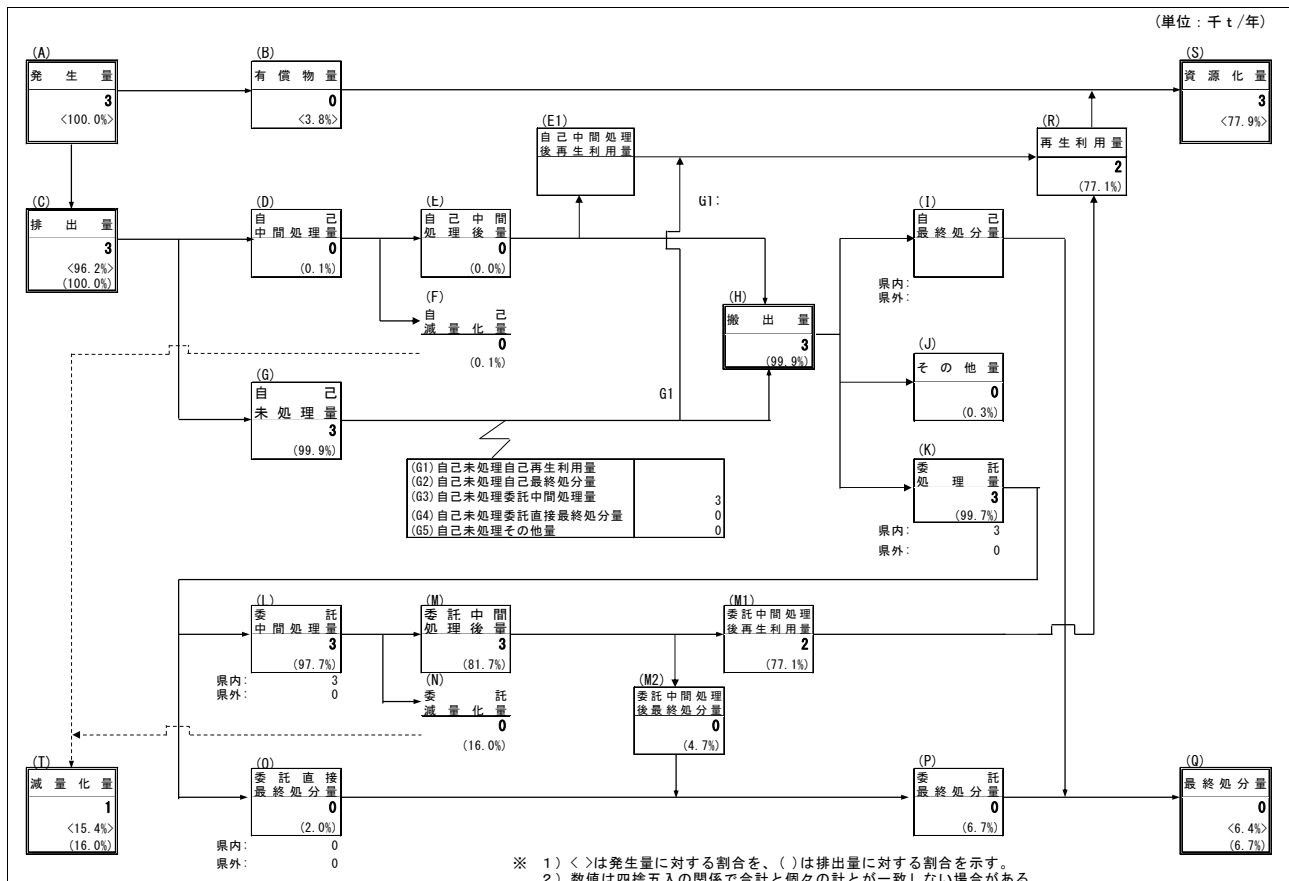


図2-4-22 発生・排出及び処理・処分状況の流れ図<サービス業>

第5節 特別管理産業廃棄物

前節までは、特別管理産業廃棄物を含む産業廃棄物全体の状況をみてきたが、ここでは、特別管理産業廃棄物(単位：t/年)だけに着目して、その発生・排出及び処理・処分状況をまとめるものとする。

1. 発生・排出状況

特別管理産業廃棄物の発生・排出状況は、図2-5-1、2に示すとおりである。

発生、排出量(10,575トン)を種類別にみると、特定有害廃棄物(廃石綿等を除く)が6,158トン(58.2%)で最も多く、次いで、感染性廃棄物が3,158トン(29.9%)、廃酸が1,172トン(11.1%)となっている。また、業種別では、製造業が7,275トン(68.8%)、医療・福祉が3,093トン(29.3%)となっている。

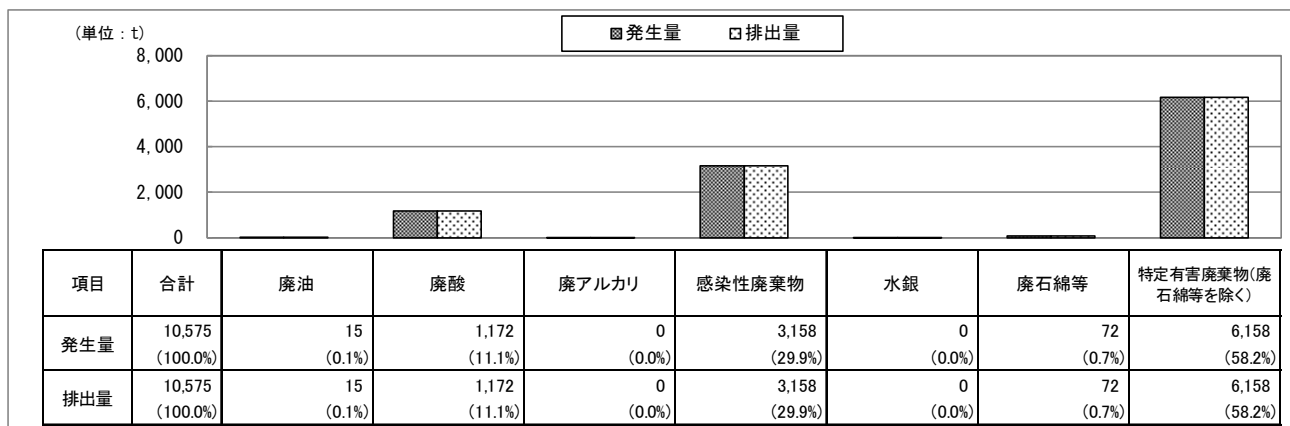


図2-5-1 種類別の特別管理産業廃棄物の発生量、排出量

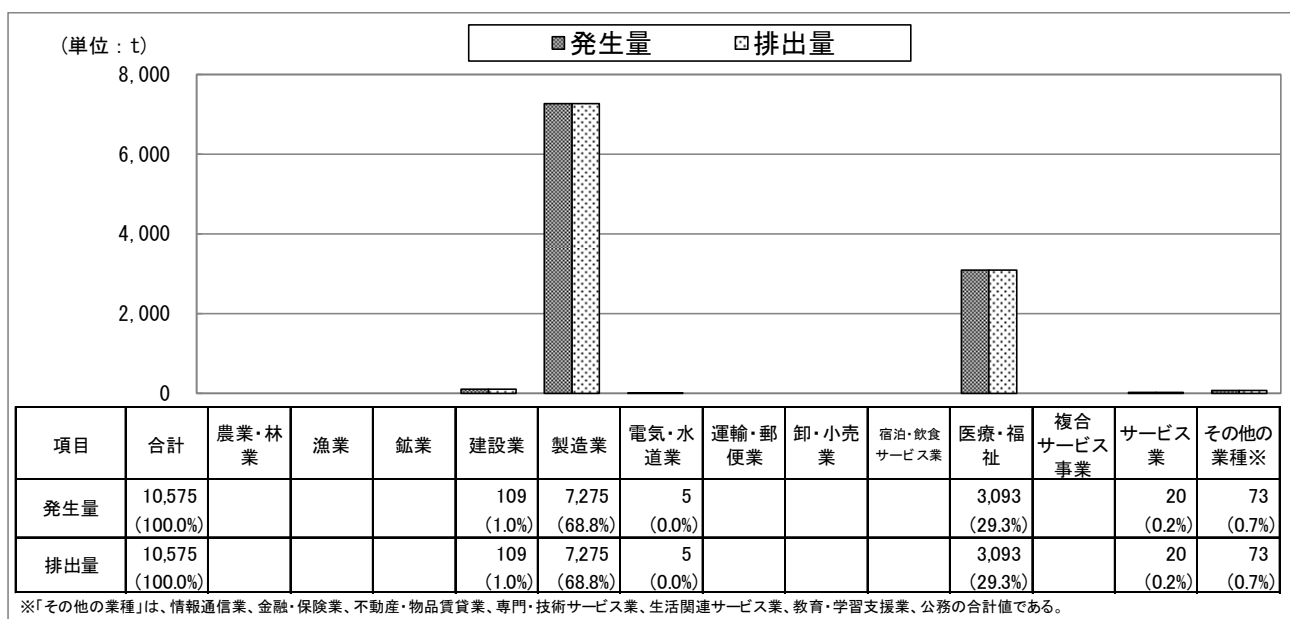


図2-5-2 業種別の特別管理産業廃棄物の発生量、排出量

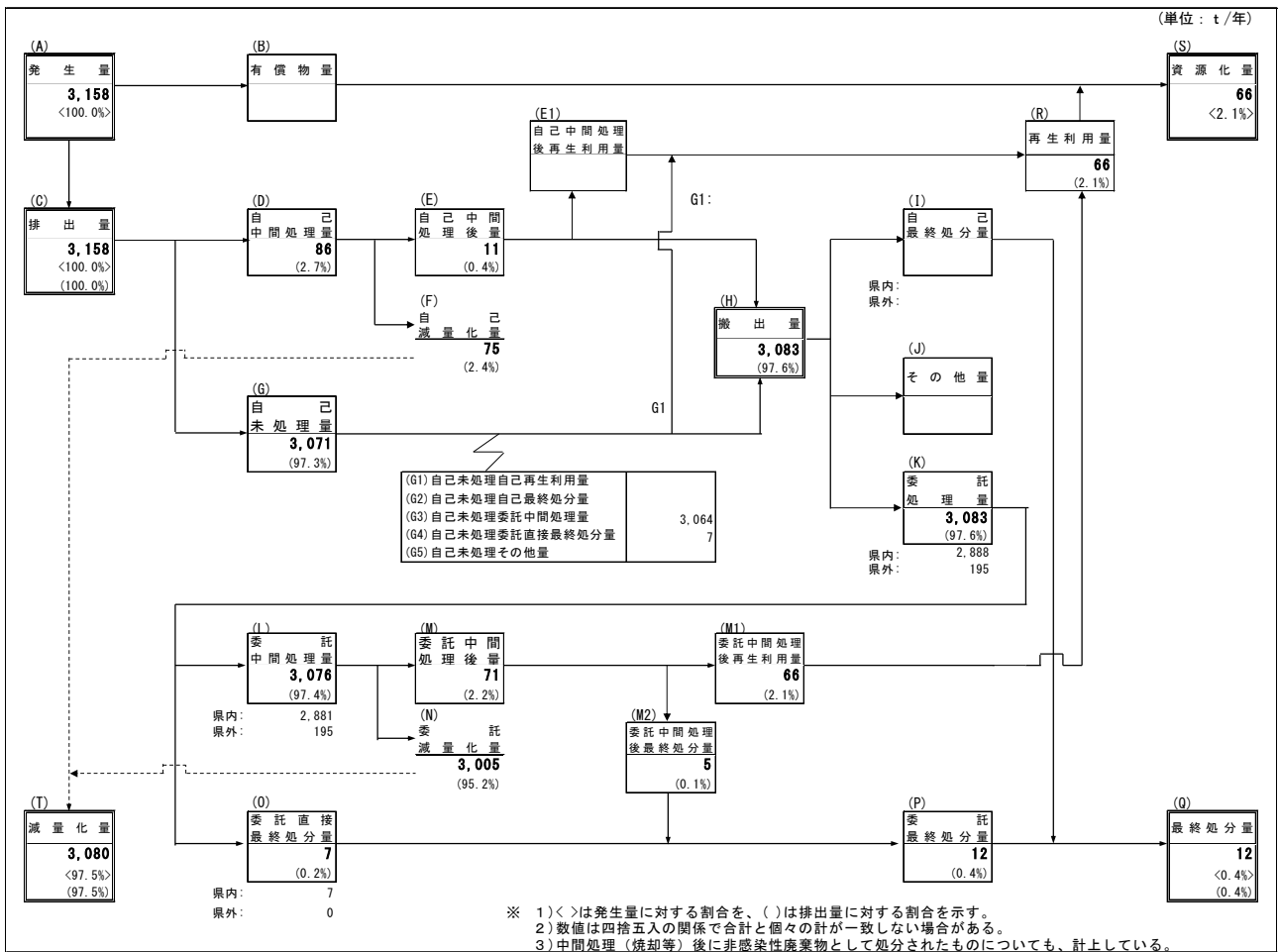


図 2 - 5 - 4 感染性廃棄物の発生・排出及び処理・処分の状況

第6節 産業廃棄物の移動状況（動物のふん尿を除く）

1. 搬出量の移動状況

産業廃棄物の発生量 2,160 千トン（動物のふん尿を除く）のうち、処理・処分を目的として事業場から搬出された産業廃棄物量（以下、搬出量という。）は、823 千トンとなっている。この搬出量の移動状況については表 2-6-1、図 2-6-1 に示すとおりである。

搬出量 823 千トンのうち、県内で処理・処分された量は 790 千トン（95.9%）、県外で処理・処分された量は 33 千トン（4.1%）となっており、搬出量の大部分が県内で処理・処分されている。

県内地域間の移動状況をみると、県内自地域内で処理・処分された量は 502 千トン（搬出量の 60.9%）、県内他地域で処理・処分された量は 288 千トン（35.0%）となっている。

表 2-6-1 産業廃棄物の移動状況（動物のふん尿を除く）

(単位:千t/年)

発生地域		合計	北部地域	中部地域	南部地域	宮古地域	八重山地域	那覇市域
処分地域	搬出量	823	180	384	107	38	15	99
		<100.0%>	<100.0%>	<100.0%>	<100.0%>	<100.0%>	<100.0%>	<100.0%>
	自己最終処分量	10	3	6	0	0	0	0
	委託中間処理量	782	173	354	106	37	14	98
	委託直接最終処分量	31	3	24	1	1	0	1
その他量	1	0	0	0	0	0	0	
県内自地域	搬出量	502	143	220	89	36	14	0
		<60.9%>	<79.5%>	<57.1%>	<83.3%>	<95.1%>	<91.5%>	<0.4%>
	自己最終処分量	10	3	6	0	0	0	0
	委託中間処理量	487	139	212	88	35	13	0
	委託直接最終処分量	4	0	1	1	1	0	0
その他量	1	0	0	0	0	0	0	
県内他地域	搬出量	288	37	134	15	2	1	99
		<35.0%>	<20.4%>	<35.0%>	<14.4%>	<4.9%>	<7.9%>	<99.5%>
	自己最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
	委託中間処理量	284	34	134	15	2	1	97
	委託直接最終処分量	5	2	1	0	0	0	1
その他量	0	0	0	0	0	0	0	
県外	搬出量	33	0	30	3	0	0	0
		<4.1%>	<0.1%>	<7.9%>	<2.4%>	<0.1%>	<0.3%>	<0.1%>
	自己最終処分量	11	0	8	2	0	0	0
	委託中間処理量	22	0	22	0	0	0	0
	委託直接最終処分量	0	0	0	0	0	0	0
その他量	0	0	0	0	0	0	0	

注) 数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

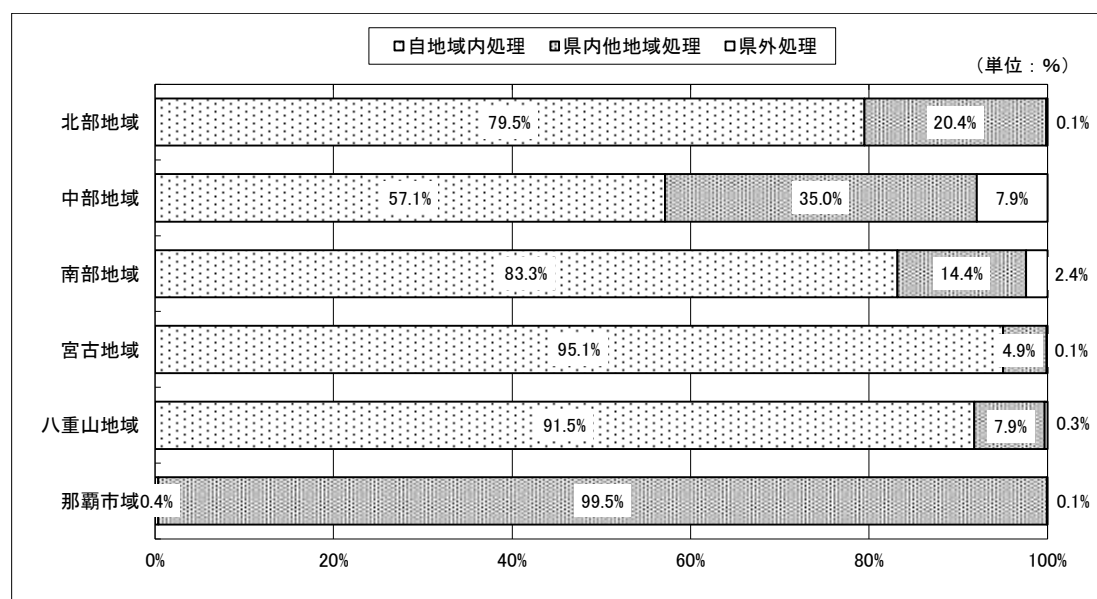


図 2-6-1 県内地域間の移動状況（動物のふん尿を除く）

2. 委託処理量の移動状況

搬出量 823 千トン（動物のふん尿を除く）のうち、処理業者等で委託処理された産業廃棄物は、中間処理量が 782 千トン、直接最終処分量が 31 千トンの計 812 千トンとなっている。この移動状況については、表 2-6-2、3 に示すとおりである。

表 2-6-2 産業廃棄物の移動状況（委託中間処理量）

（単位：千t/年）

	合 計	発 生 地 域					
		北部地域	中部地域	南部地域	宮古地域	八重山地域	那覇市域
合計	782	173	354	106	37	14	98
自治体	5	1	0	0	4	0	0
処理業者	777	173	354	106	33	14	98
北部地域	193	139	52	0	0	0	1
自治体	1	1					
処理業者	192	139	52	0	0	0	1
中部地域	301	31	212	10	1	1	45
自治体	0		0				
処理業者	301	32	212	10	1	1	45
南部地域	224	3	82	88	0	0	52
自治体	0		0	0			0
処理業者	224	3	82	88	0	0	52
宮古地域	35		0		35		
自治体	4				4		
処理業者	32		0		32		
八重山地域	13					13	
自治体	0					0	
処理業者	13		0		0	13	
那覇市域	6	0	0	5			0
自治体	0						0
処理業者	6	0	0	5			0
県内計	771	173	345	103	37	14	98
自治体	5	1	0	0	4	0	0
処理業者	766	173	345	103	33	14	98
県外計	11	0	8	2	0	0	0
自治体							
処理業者	11	0	8	2	0	0	0

注) 数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

表 2-6-3 産業廃棄物の移動状況（委託直接最終処分量）

（単位：千t/年）

	合 計	発 生 地 域					
		北部地域	中部地域	南部地域	宮古地域	八重山地域	那覇市域
合計	31	3	24	1	1	0	1
自治体	1	0			0	0	
処理業者	30	3	24	1	1	0	1
北部地域	0	0					
自治体	0	0					
処理業者	0	0					
中部地域	4	3	1	0		0	0
自治体							
処理業者	4	3	1	0		0	0
南部地域	2	0	1	1		0	1
自治体	0						
処理業者	2		1	1		0	1
宮古地域	1	0	0	0	1		
自治体	0				0		
処理業者	1				1		
八重山地域	0					0	
自治体	0					0	
処理業者	0					0	
那覇市域							
自治体							
処理業者							
県内計	8	3	2	1	1	1	1
自治体	1	0			0	0	
処理業者	8	3	2	1	1	0	1
県外計	22	0	22	0		0	0
自治体							
処理業者	22	0	22	0		0	0

注) 数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

第3章 産業廃棄物の推移と将来予測

第3章 産業廃棄物の推移と将来予測

第1節 前回調査との比較

1. 発生・排出状況の比較（動物のふん尿を除く）

発生量及び排出量について、前回調査（平成25年度）との比較を図3-1-1～図3-1-6に示す。この6年間で、発生量は6.5%減少し、排出量は0.9%増加している。

これらの変動に関しては、製造業（主に食料品製造業の動植物性残さ）、建設業（主にがれき類）、電気・水道業（主に汚泥）の変動が影響している。

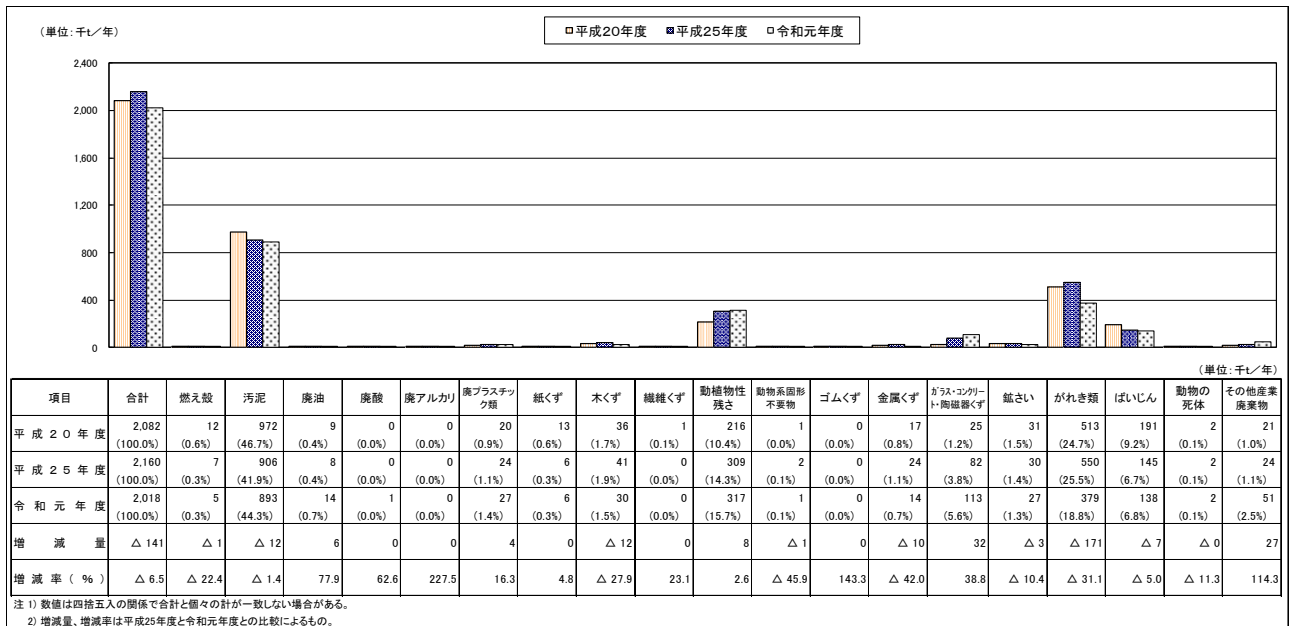


図3-1-1 種類別発生量の比較（動物のふん尿を除く）

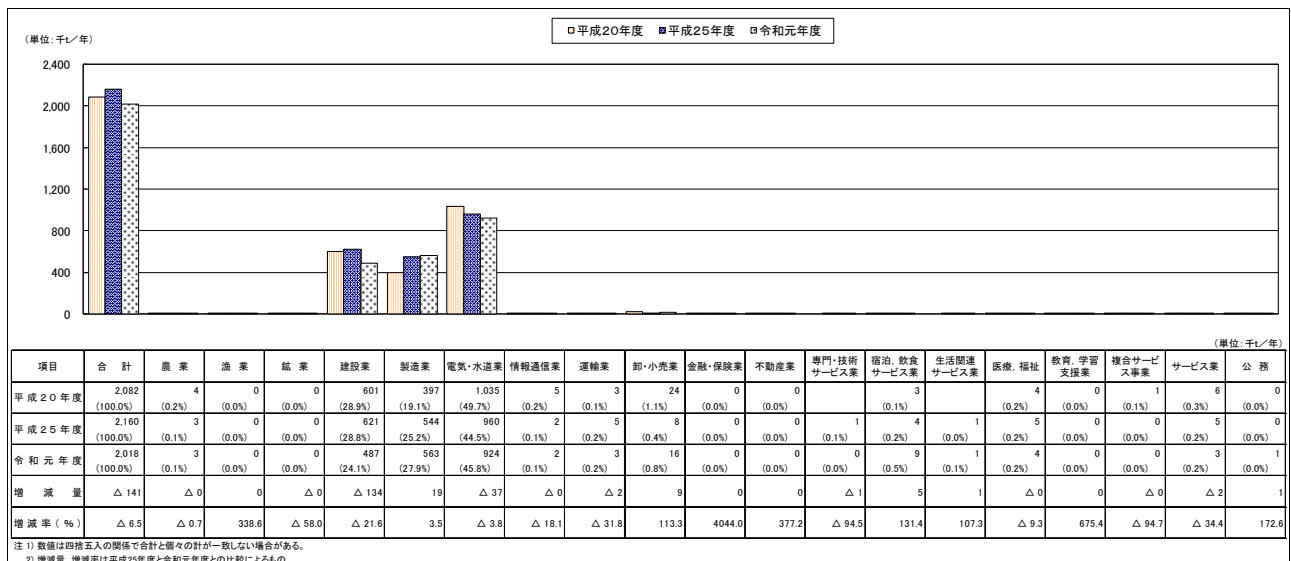


図3-1-2 業種別発生量の比較（動物のふん尿を除く）

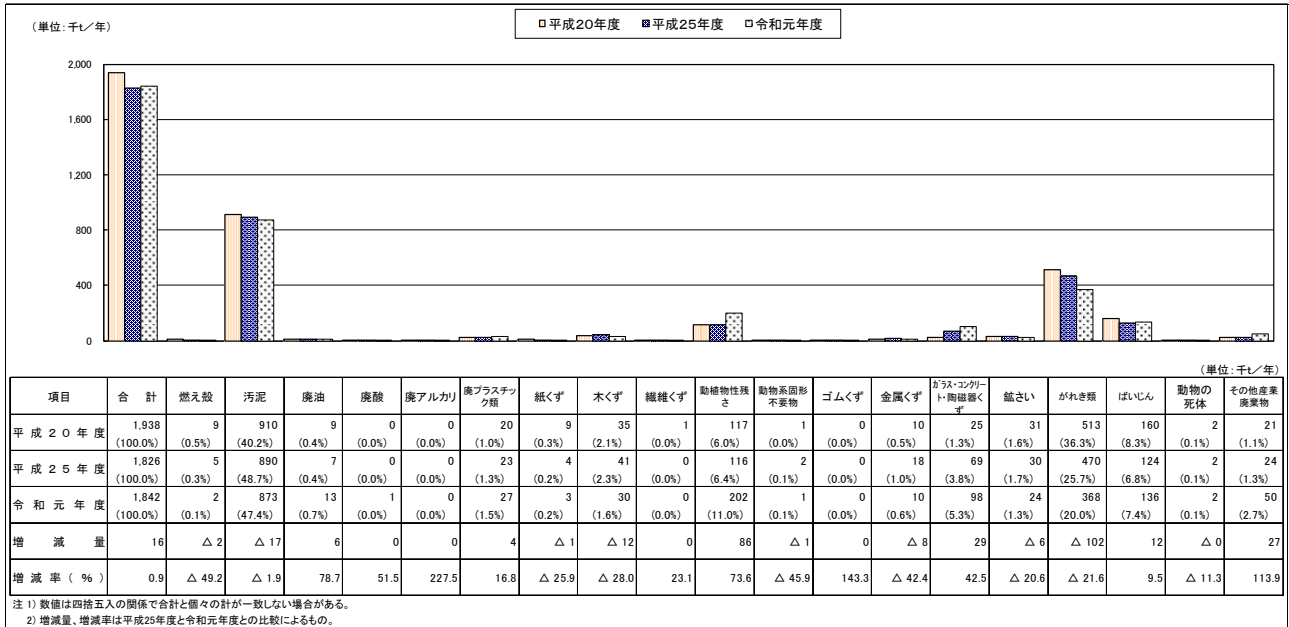


図3-1-3 種類別排出量の比較（動物のふん尿を除く）

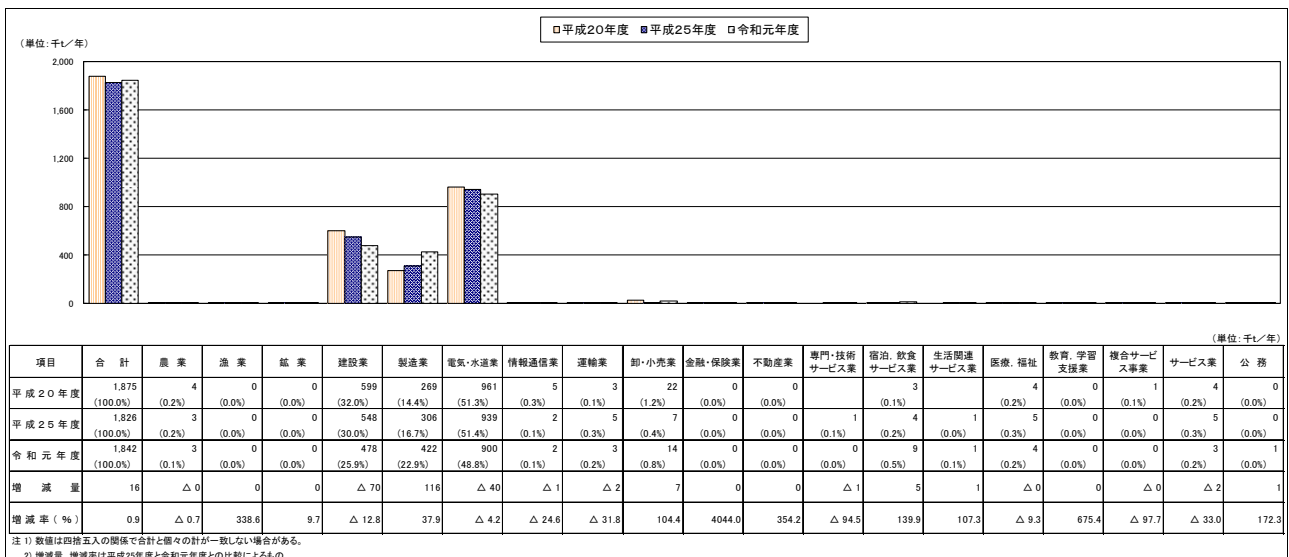


図3-1-4 業種別排出量の比較（動物のふん尿を除く）

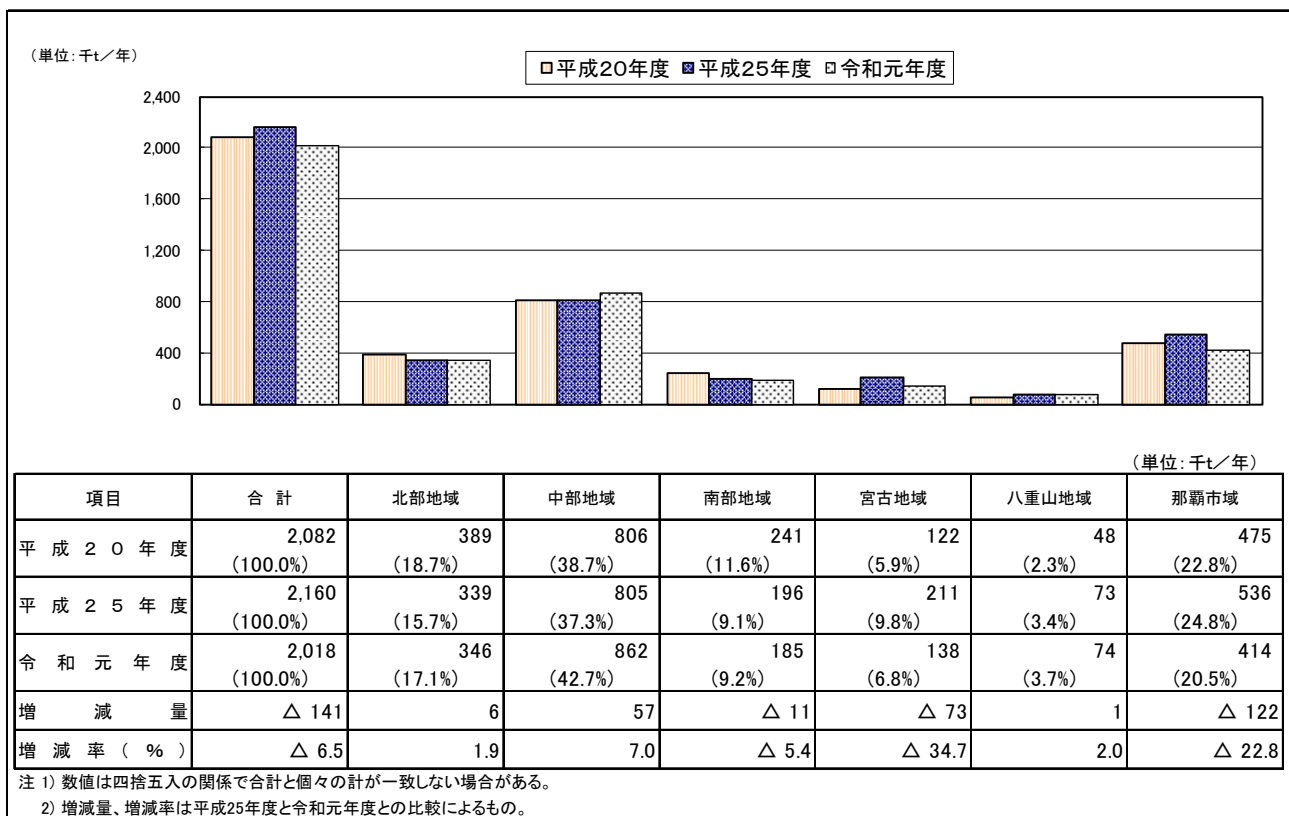


図 3 - 1 - 5 地域別発生量の比較 (動物のふん尿を除く)

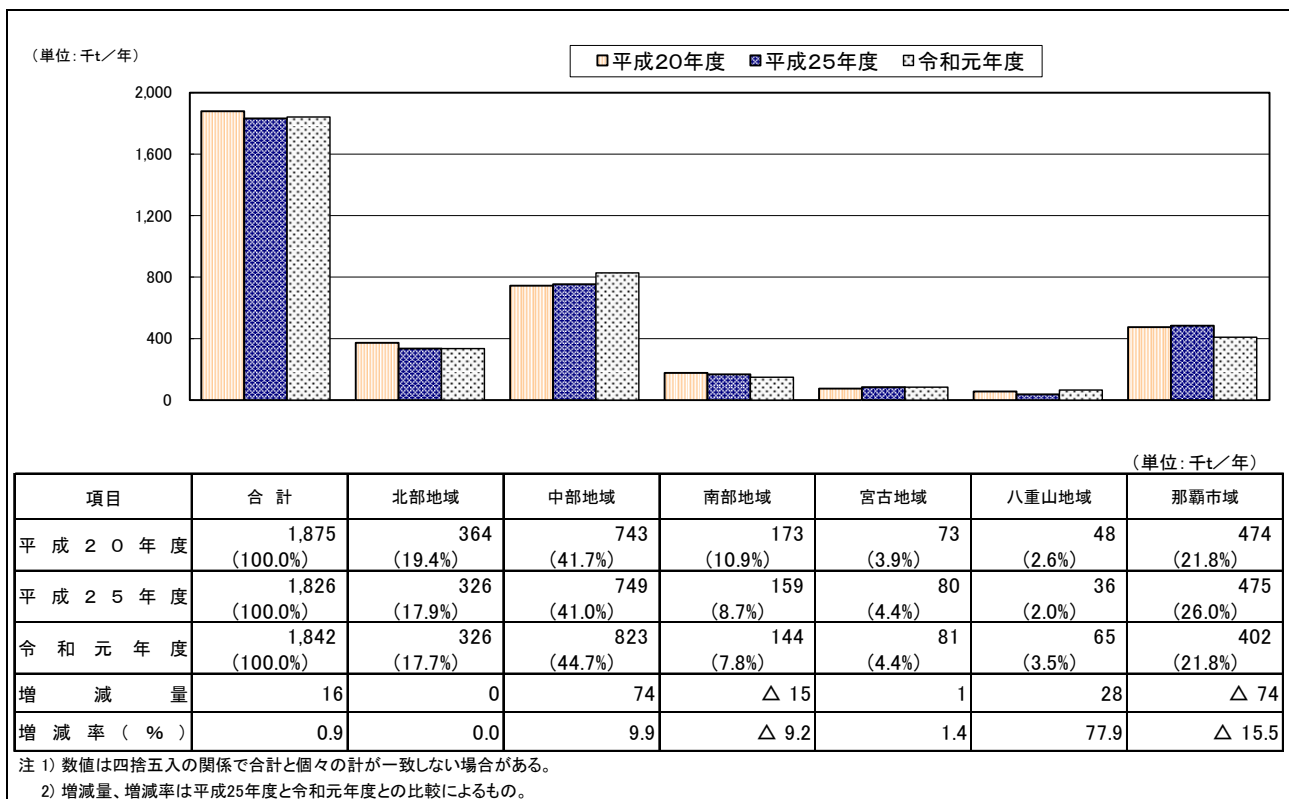


図 3 - 1 - 6 地域別排出量の比較 (動物のふん尿を除く)

2. 処理・処分状況の比較（動物のふん尿を除く）

処理・処分状況について、前回調査（平成 25 年度）との比較を表 3 - 1 - 1 及び図 3 - 1 - 7 に示す。

前回調査（平成 25 年度）と比較すると、排出量が増加する中で、再生利用量は 17 千トン減少している。また、中間処理による減量化量は 46.7% から 47.7% となり、1.0 ポイントの上昇となっている。減量化・リサイクル等の取組により、最終処分量は約半分（2 千トンから 1 千トンへ減少）となっている。

表 3 - 1 - 1 処理・処分状況の比較（動物のふん尿を除く）

		(単位:千t/年)			
項目	平成20年度	平成25年度	令和元年度	増減量	増減率(%)
排出量	1,875 (100.0%)	1,826 (100.0%)	1,842 (100.0%)	16	0.9
再生利用量	912 (48.6%)	910 (49.8%)	893 (48.5%)	△ 17	△ 1.9
減量化量	826 (44.1%)	853 (46.7%)	878 (47.7%)	25	3.0
最終処分量	121 (6.5%)	61 (3.3%)	69 (3.8%)	8	13.8
その他量	17 (0.9%)	2 (0.1%)	1 (0.1%)	△ 1	△ 44.7

注1) 数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

2) 増減量、増減率は平成25年度と令和元年度との比較によるもの。

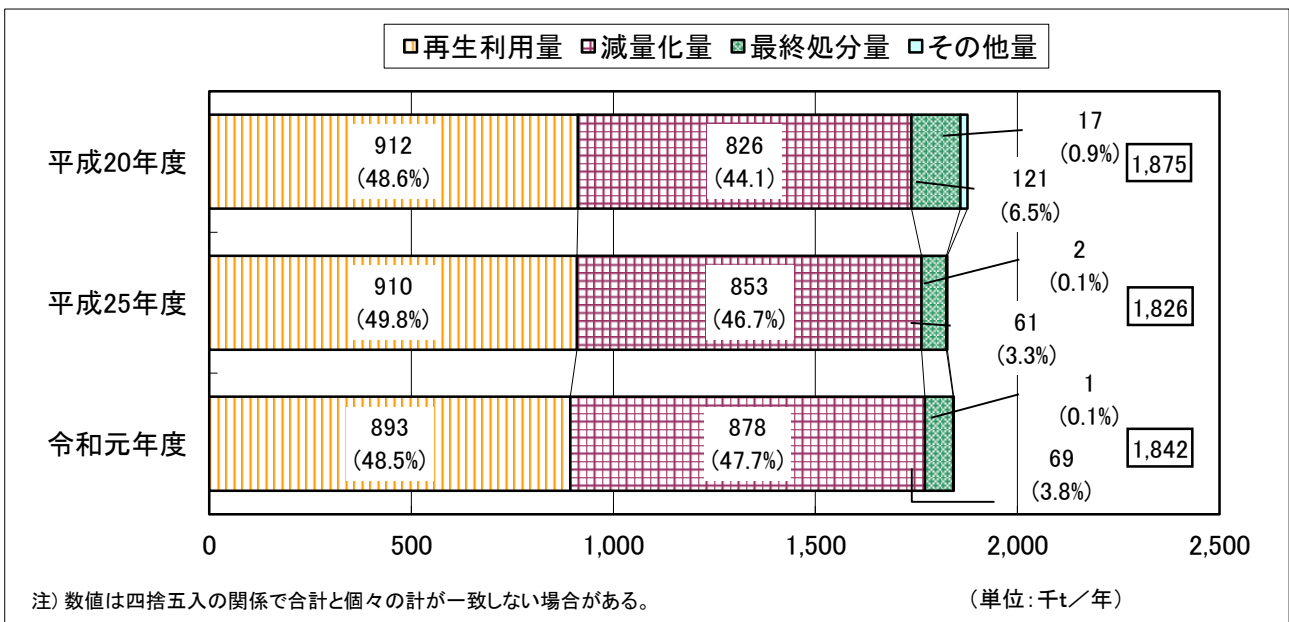


図 3 - 1 - 7 処理・処分状況の比較（動物のふん尿を除く）

第2節 沖縄県廃棄物処理計画目標値との比較

ここでは今回の調査結果(現状値：令和元年度)をもとに、平成28年3月に策定した沖縄県廃棄物処理計画(第四期)(以下、処理計画という。)の減量化目標(目標年度：令和2年度)の達成状況を評価する。

処理計画で設定している産業廃棄物の減量化目標、及び現状値との比較については、表3-2-1に示すとおりである。

産業廃棄物の減量化目標	
目標年度：令和2年度	
○排出量の増加を現状(平成25年度)と同程度に抑制します。	
○再生利用量を排出量の51%とします。	
○最終処分量を現状(平成25年度)に対し約1%削減します。	

表3-2-1 減量化目標と現状値の比較

区分	第四期計画		令和元年度実績	進捗状況
	平成25年度 (基準年度)	令和2年度 (目標値)		
排出量 (千t)	— [1,826]	平成25年度と同程度に抑制 [1,826]	平成25年度に対し 0.9%増加(1.009倍) [1,842]	目標値を概ね達成している。
再生利用量 (千t)	排出量の49.8% [910]	排出量の51% [931]	排出量の48.5% [893]	目標値は未達成である
最終処分量 (千t)	排出量の3.4% [61]	平成25年度に対して約 1%削減 [60]	平成25年度に対して約 14%増加 [69]	目標値は未達成である

1. 排出量

令和元年度の排出量は1,842千トンで、平成25年度の実績値(1,826千トン)を0.9%上回る状況にあるが、令和2年度の減量化目標(同程度に抑制)は概ね達成の状況である。

2. 再生利用量

令和元年度の排出量に対する再生利用量の割合は48.5%となっており、令和2年度の減量化目標(51%)にわずかに及ばず未達成である。

3. 最終処分量

令和元年度の排出量に対する最終処分量の割合は平成25年度に対して14%増加となっており、令和2年度の減量化目標(1%削減)は未達成の状況である。

4. 中間評価

現状(令和元年度)における令和2年度の目標達成状況をみると、どの項目も未達成の状況にあることからしており、より一層の減量化・リサイクル等の努力が必要と思われる。

第3節 発生、排出及び処理・処分状況の将来予測

1. 将来予測の方法

産業廃棄物量の将来予測に当たっては、今後とも「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況等と業種ごとの活動量指標との関係は変わらない」ものと仮定して、実態調査で得られた原単位(A式)と別に調査した業種別の母集団(調査対象全体)における将来の活動量指標を用いたC式によって予測することを原則とした。

なお、将来の活動量指標(O")の予測は、過去の活動量指標の動向(トレンド)に対して、数種類の回帰式(一次、二次、指数曲線、べき曲線、対数曲線)を当てはめる時系列解析により行い、適合度の高い回帰式を採用することとした。

将来の活動量指数の算出方法等については表3-3-1に示すとおりである。

$$\boxed{\text{C式}} \quad W'' = \alpha \cdot O'' \quad \begin{array}{l} W'' : \text{令和2} \sim 13 \text{ 年度の予測産業廃棄物量} \\ O'' : \text{令和2} \sim 13 \text{ 年度の母集団の活動量指標} \end{array}$$

原単位： α については、実態調査によって得られた業種別、種類別の集計産業廃棄物量と業種別の集計活動量指標から、A式により活動量指標単位あたりの産業廃棄物量(原単位)を算出するものとする。

$$\boxed{\text{A式}} \quad \alpha = W / O \quad \begin{array}{l} \alpha : \text{産業廃棄物の排出原単位} \\ W : \text{標本に基づく集計産業廃棄物量} \\ O : \text{標本に基づく集計活動量指標} \end{array}$$

表3-3-1 将来の活動量指標の算出方法等

業種	将来の活動量指標の算出方法等			
	活動量指標	将来	使用データ年	使用した資料
農業	農業用廃プラスチック 動物の死体	予測値	平成23年～令和元年	沖縄県産業廃棄物実態調査フォローアップ業務報告書 (沖縄県環境部)
林業 漁業 鉱業	従業者数	予測値	平成18年、21年、 24年、28年、30年	平成18年：事業所・企業統計調査報告書(総務省統計局編) 平成21年、24年、28年、30年：経済センサス活動調査(総務省統計局)
建設業	元請完成工事高	予測値	平成22年～令和元年	建設工事施工統計調査 (国土交通省建設経済統計調査室建設統計係)
製造業	製造品出荷額等	予測値	平成27年～令和元年	工業統計調査結果 (経済産業省大臣官房調査統計グループ)
情報通信業 運輸・郵便業 卸・小売業 金融・保険業 不動産・物品賃貸業 専門・技術サービス業 宿泊・飲食サービス業 生活関連サービス業 教育・学習支援業 医療・福祉	従業者数	予測値	平成18年、21年、 24年、28年、30年	平成18年：事業所・企業統計調査報告書 (総務省統計局編) 平成21年、24年、28年、30年：経済センサス活動調査 (総務省統計局)
病院	病床数	予測値	平成22年～令和元年	調査・病院報告の概況(厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室)
複合サービス事業 サービス業	従業者数	予測値	平成18年、21年、 24年、28年、30年	平成18年：事業所・企業統計調査報告書(総務省統計局編) 平成21年、24年、28年、30年：経済センサス活動調査(総務省統計局)

注1) 元請完成工事高は、建設工事費デフレーター(国土交通省建設経済局)で令和元年価格に補正して用いた。
 注2) 製造品出荷額等は、製造業部門別算出物価指数(日本銀行調査統計局)で令和元年価格に補正して用いた。
 注3) 電気・水道業は、全数調査のため、活動量指標は設定していない。
 注4) 公務は、アンケート調査により各事業所が回答した現状値を用いているため、活動量指標は設定していない。

2. 発生量の将来予測（動物のふん尿を除く）

沖縄県の将来発生量は、このままの推移でいくと、令和13年度は令和元年度と比べると174千トン増加するものと見込まれる。種類別、業種別の将来予測結果を図3-3-1、2に示す。

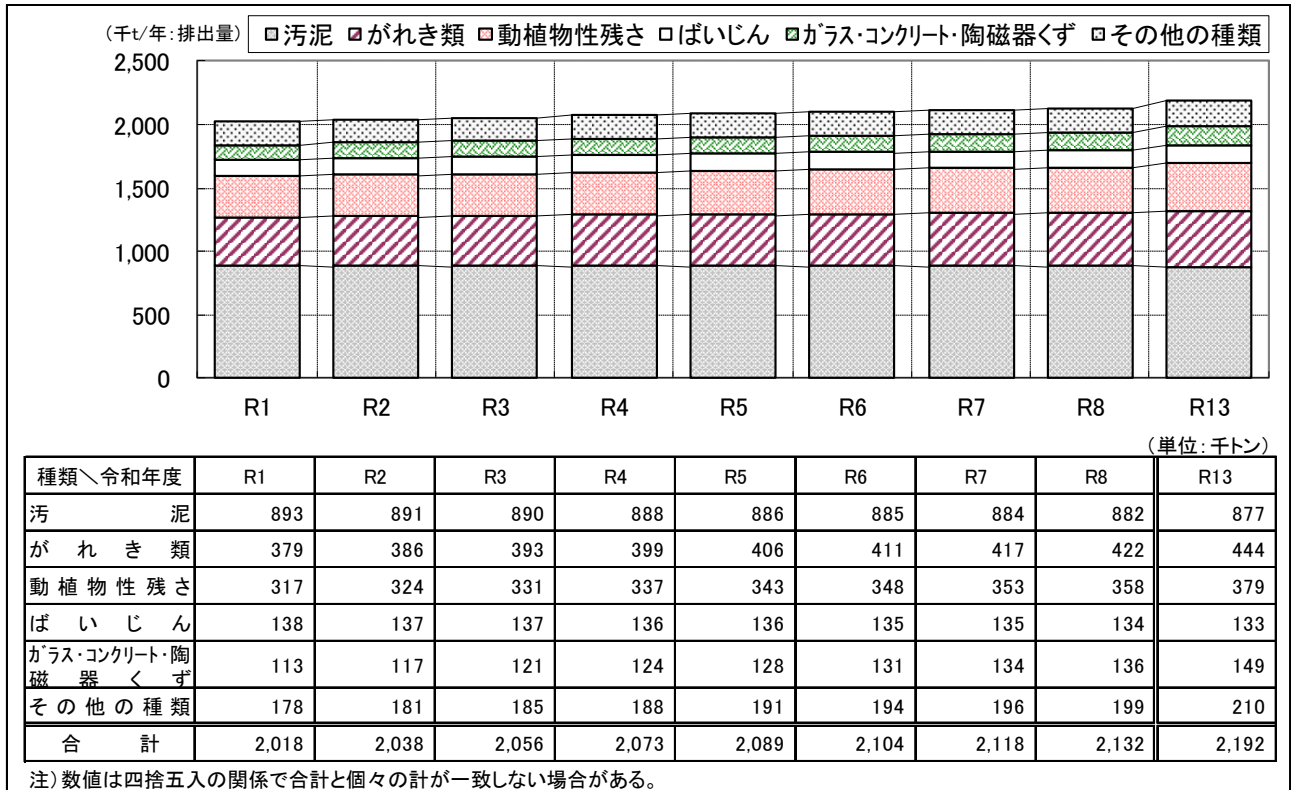


図3-3-1 種類別排出量の将来予測の結果（動物のふん尿を除く）

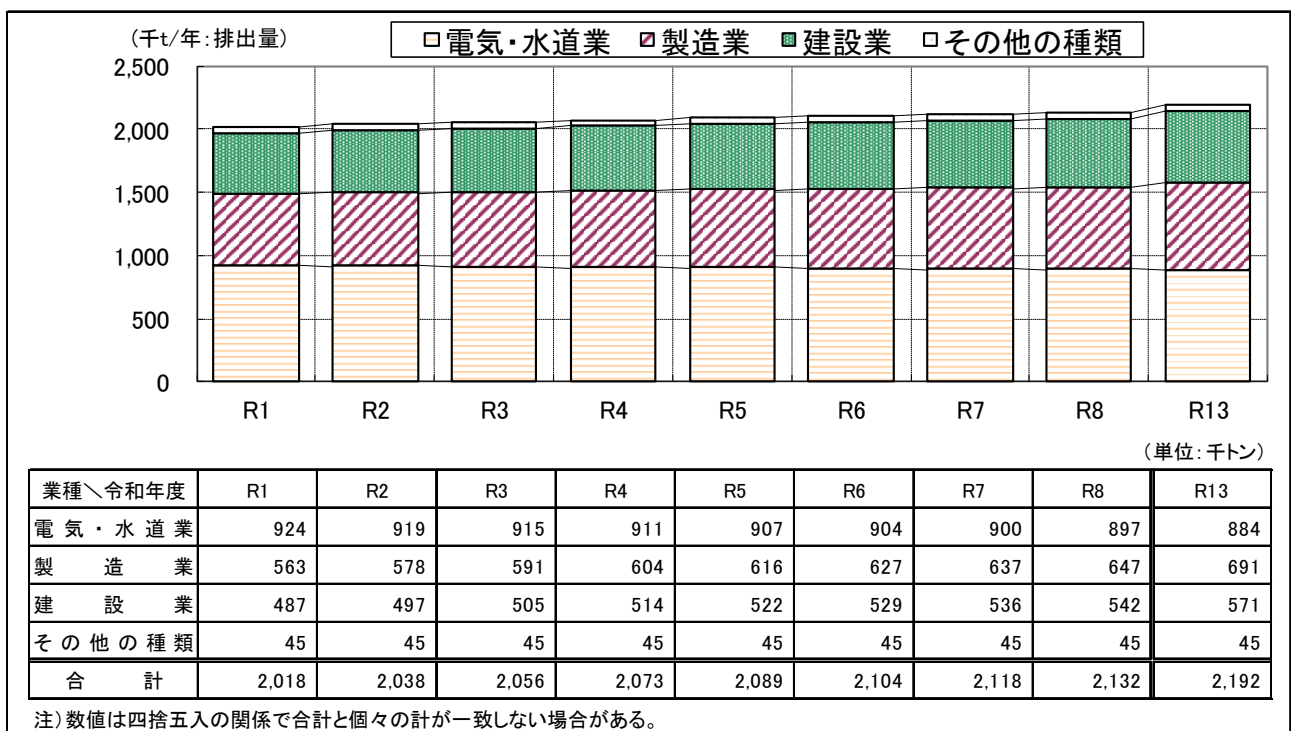


図3-3-2 業種別排出量の将来予測の結果（動物のふん尿を除く）

3. 排出量の将来予測（動物のふん尿を除く）

沖縄県の将来排出量は、このままの推移でいくと、令和13年度は令和元年度と比べると139千トン増加するものと見込まれる。種類別、業種別の将来予測結果を図3-3-3、4に示す。

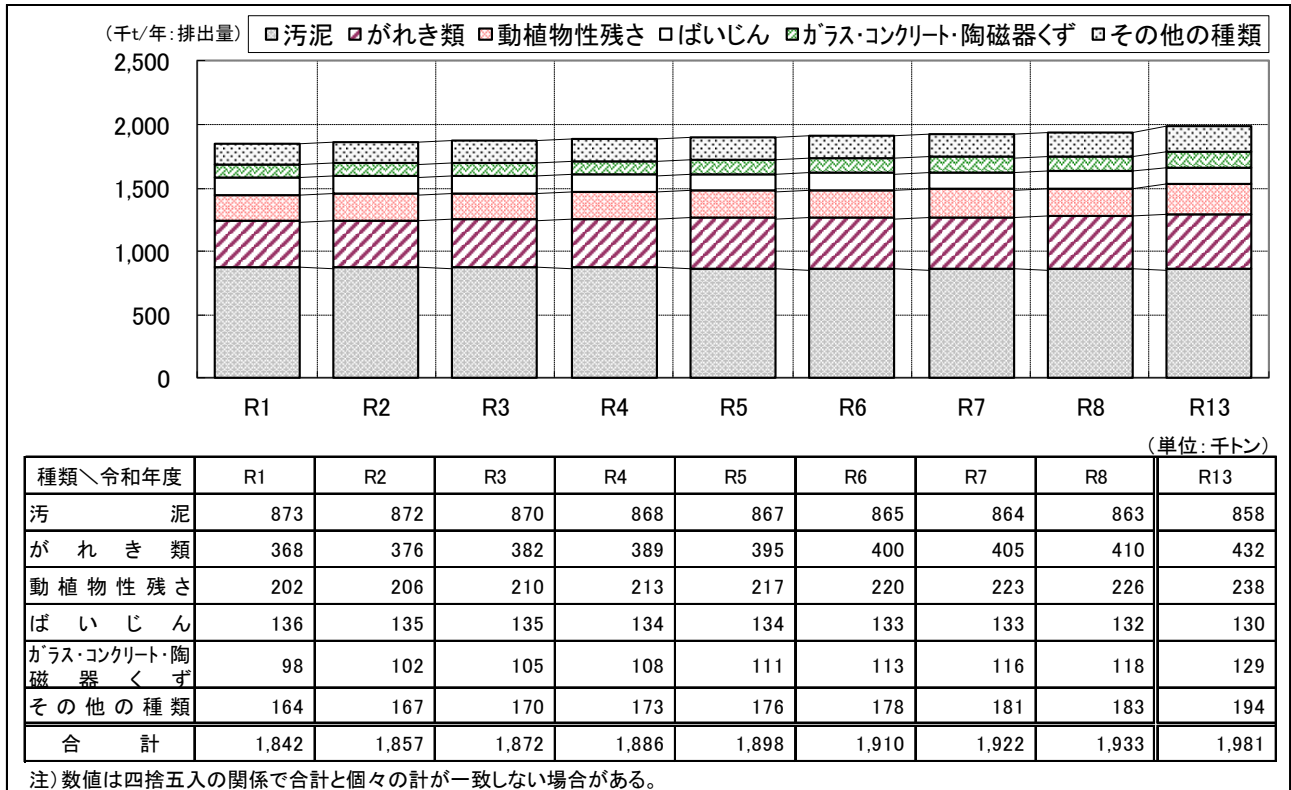


図3-3-3 種類別排出量の将来予測の結果（動物のふん尿を除く）

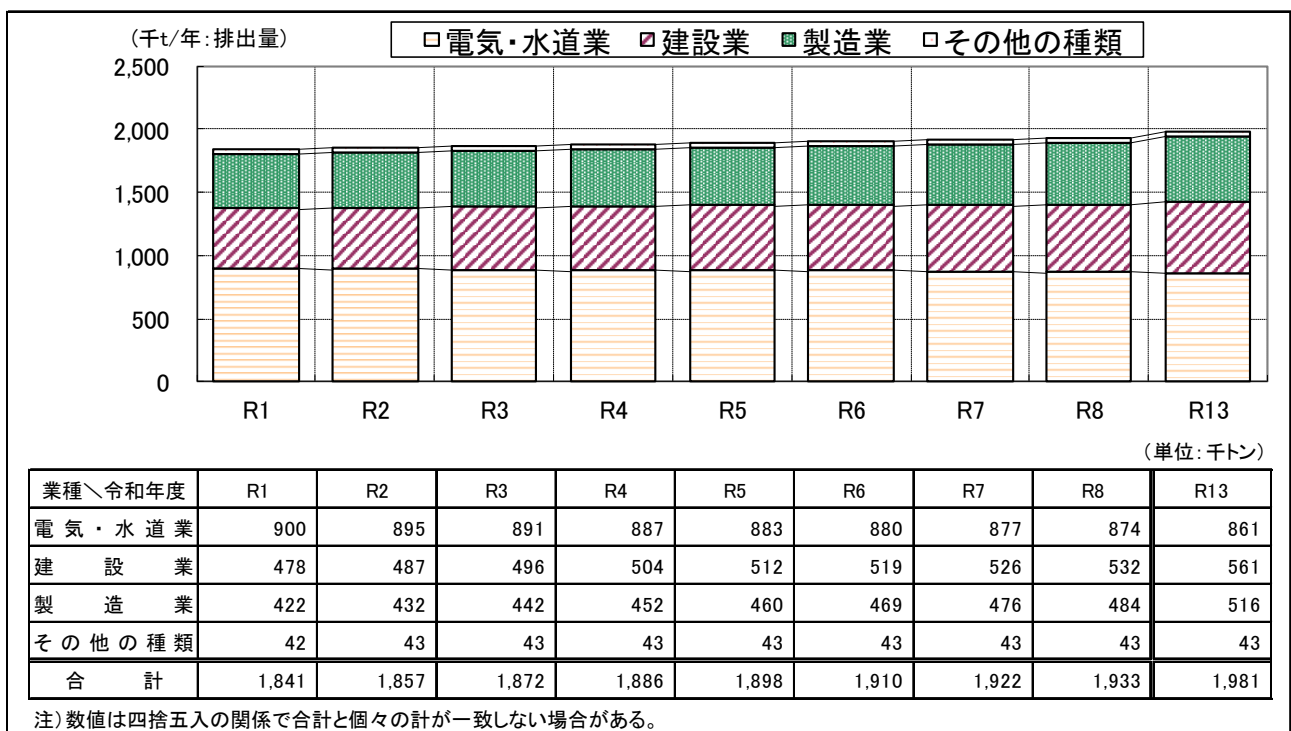


図3-3-4 業種別排出量の将来予測の結果（動物のふん尿を除く）

4. 処理・処分状況の将来予測（動物のふん尿を除く）

将来における処理・処分状況については、減量化量が減少傾向に、最終処分量が増加傾向にあることから、今後はさらなる減量化・リサイクル等の取組を促進する必要があると思われる。

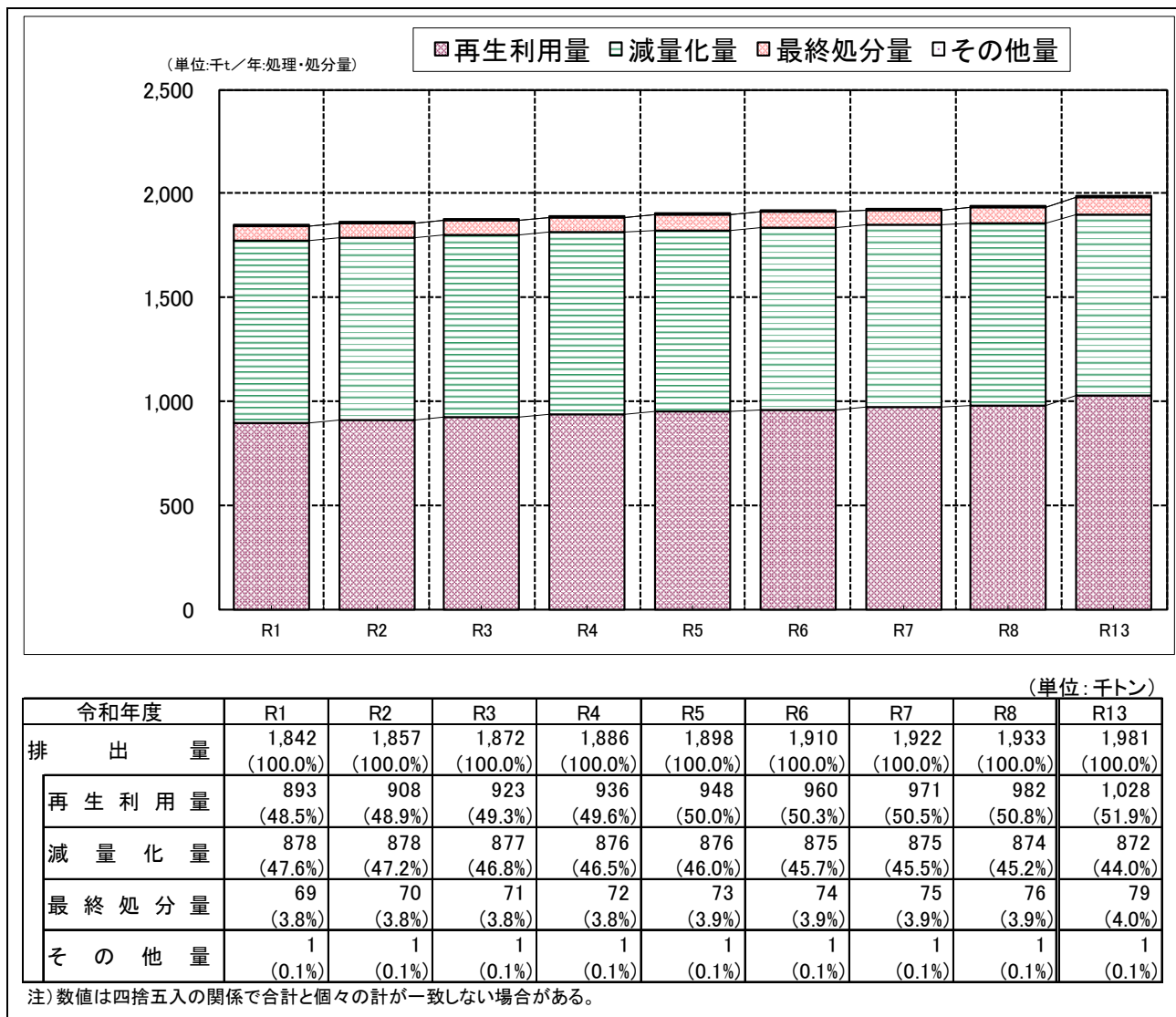


図 3 - 3 - 5 処理・処分状況の将来予測

第4節 最終処分場の残余容量の推計

沖縄県内における産業廃棄物の最終処分場の残余容量と処分実績から令和元年度末時点の最終処分場の残余容量と残余年数を推計した。

推計結果は以下のとおりである。

1. 令和元年度の最終処分場の残余容量

令和元年度における沖縄県内の最終処分場の残余容量は3,503千 m^3 であり、安定型最終処分場は3,338千 m^3 、管理型最終処分場は165千 m^3 となっている。

表3-4-1 最終処分場の残余容量（令和元年度末時点）

	施設数	残余容量（千 m^3 ）
安定型最終処分場	9	3,338
管理型最終処分場	6	165
合計	15	3,503

2. 最終処分量の将来予測

最終処分場の残余容量の将来予測に当たっては、過去5年間の処理実績の動向（トレンド）に対して、数種類の回帰式（一次、二次、指数曲線、べき曲線、対数曲線）を当てはめる時系列解析により行い、適合度の高い回帰式を採用することとした。

安定型最終処分場及び管理型最終処分場における過去5年間の残余容量及び処理実績を表3-4-2に示す。

なお、管理型最終処分場の残余容量推計において、排出事業者設置の処分場については、他事業者からの受入を見込んでいないため、推計から除外した。

表3-4-2 過去5年間の安定型・管理型最終処分場の残余容量及び処理実績

	安定型最終処分場（千 m^3 ）		管理型最終処分場（千 m^3 ） ^{注）}	
	残余容量	処理実績	残余容量	処理実績
平成27年度	3,514	40	106	11
平成28年度	3,485	28	93	13
平成29年度	3,493	34	90	7
平成30年度	3,379	61	171	7
令和元年度	3,338	41	165	7

注）排出事業者設置の処分場については、他事業者からの受入を見込んでいないため、推計から除外。

3. 最終処分場の残余容量と残余年数の推計

安定型最終処分場及び管理型最終処分場における処分実績量の推計結果から、残余容量と残余年数を表3-4-3、4及び図3-4-1、2に示す。

推計の結果、安定型最終処分場においては、令和13年度における残余容量は2,772千m³となり、残余年数は54.75年となった。

また、管理型最終処分場においては、令和13年度における残余容量は107千m³となり、残余年数は26.84年となった。

表3-4-3 安定型最終処分場の処理実績の推計結果及び残余容量と残余年数

年度	残余容量(千m ³)		処理実績(千m ³)		残余年数(C/B)
	実績(A)	将来予測(A-B)=(C)	実績	将来予測(B)	
平成27年度	3,514	—	40	—	—
平成28年度	3,485	—	28	—	—
平成29年度	3,493	—	34	—	—
平成30年度	3,379	—	61	—	—
令和元年度	3,338	—	41	—	—
令和2年度	—	3,296	—	43	77.50
令和3年度	—	3,252	—	44	74.45
令和4年度	—	3,207	—	45	71.76
令和5年度	—	3,162	—	46	69.34
令和6年度	—	3,115	—	46	67.12
令和7年度	—	3,068	—	47	65.06
令和8年度	—	3,020	—	48	63.13
令和9年度	—	2,972	—	48	61.30
令和10年度	—	2,923	—	49	59.56
令和11年度	—	2,873	—	50	57.90
令和12年度	—	2,823	—	50	56.29
令和13年度	—	2,772	—	51	54.75

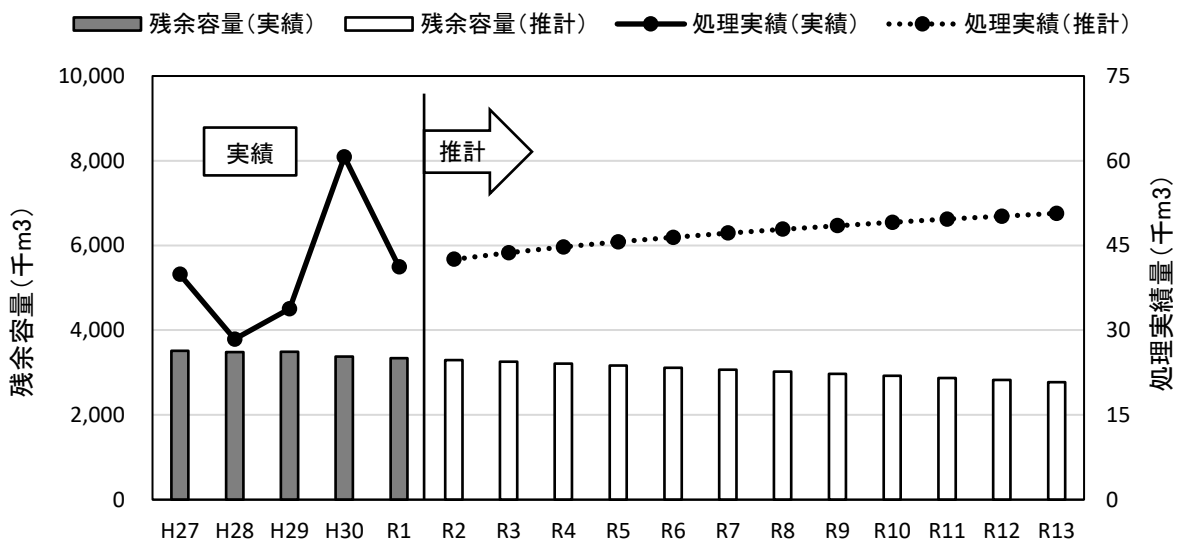


図3-4-1 安定型最終処分場の処理実績の推計結果及び残余容量

表 3 - 4 - 4 管理型最終処分場の処理実績の推計結果及び残余容量と残余年数

年度	残余容量(千m ³)		処理実績(千m ³)		残余年数 (C/B)
	実績 (A)	将来予測 (A-B)=(C)	実績	将来予測 (B)	
平成27年度	106	—	11	—	—
平成28年度	93	—	13	—	—
平成29年度	90	—	7	—	—
平成30年度	171	—	7	—	—
令和元年度	165	—	7	—	—
令和2年度	—	159	—	6	26.09
令和3年度	—	153	—	6	26.76
令和4年度	—	148	—	5	27.25
令和5年度	—	142	—	5	27.57
令和6年度	—	138	—	5	27.77
令和7年度	—	133	—	5	27.87
令和8年度	—	128	—	5	27.87
令和9年度	—	124	—	4	27.79
令和10年度	—	119	—	4	27.64
令和11年度	—	115	—	4	27.43
令和12年度	—	111	—	4	27.16
令和13年度	—	107	—	4	26.84

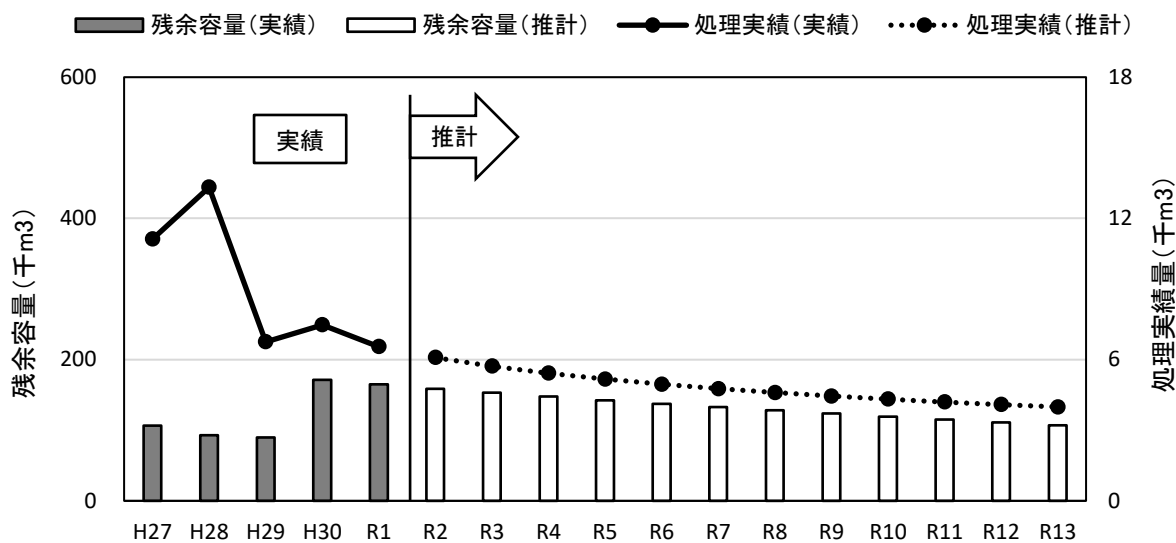


図 3 - 4 - 2 管理型最終処分場の処理実績の推計結果及び残余容量

第 4 章 意識調査結果

第4章 意識調査結果

産業廃棄物に関する事業者の意識を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査結果は、以下のとおりである。なお、調査対象は、産業廃棄物実態調査と同一の事業所である。

第1節 回答結果

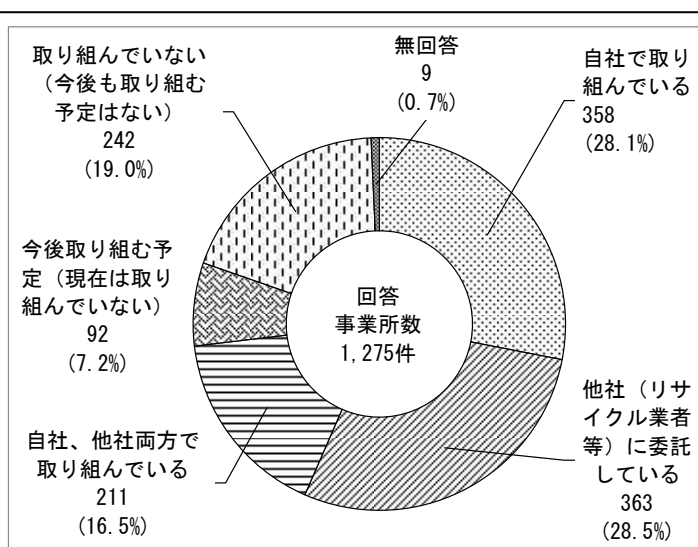
アンケート送付事業所 4,206(処理業者を除く)件に対して、1,275の事業所から回答が得られた。回答率は30.3%である。

第2節 調査結果のまとめ

1. 産業廃棄物等の発生抑制（リデュース）の取組状況について

(1) 発生抑制の取組状況

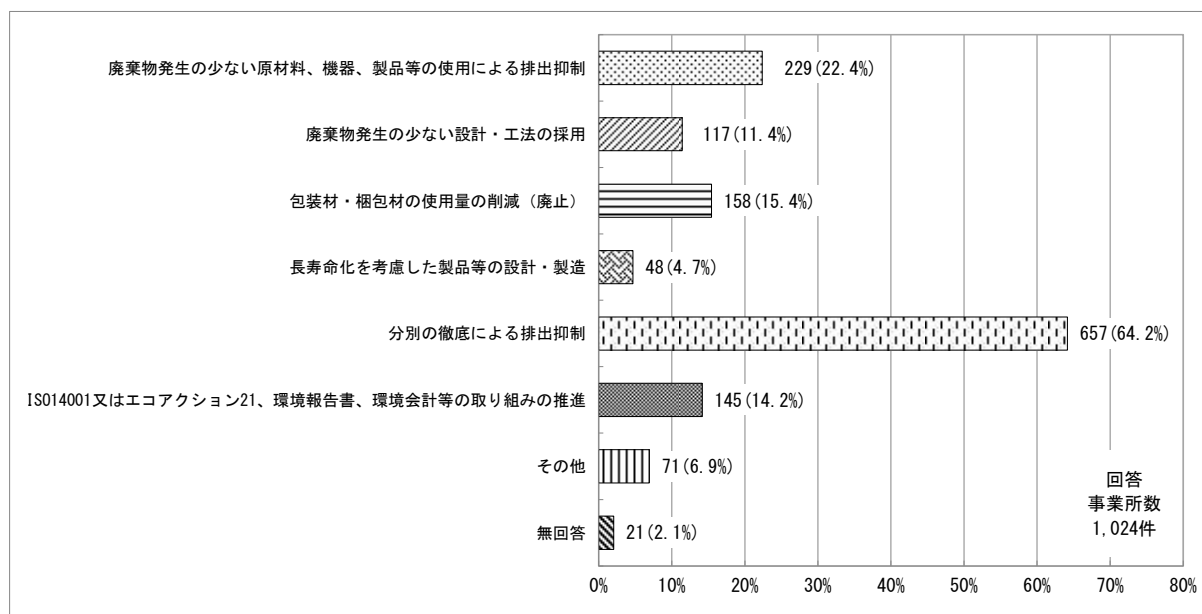
発生抑制の取組については、「他社（リサイクル業者等）に委託している」（28.5%）が最も多く、「自社で取り組んでいる」（28.1%）と「自社、他社両方で取り組んでいる」（16.5%）を合わせ、7割以上（73.1%）の事業者で産業廃棄物の発生抑制に取り組んでいる。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 自社で取り組んでいる	104 (27.8%)	104 (33.5%)	17 (39.5%)	133 (24.3%)	358 (28.1%)
2 他社(リサイクル業者等)に委託している	120 (32.1%)	84 (27.1%)	5 (11.6%)	154 (28.1%)	363 (28.5%)
3 自社、他社両方で取り組んでいる	93 (24.9%)	39 (12.6%)	10 (23.3%)	69 (12.6%)	211 (16.5%)
4 今後取り組む予定(現在は取り組んでいない)	23 (6.1%)	18 (5.8%)	2 (4.7%)	49 (8.9%)	92 (7.2%)
5 取り組んでいない(今後も取り組む予定はない)	31 (8.3%)	63 (20.3%)	9 (20.9%)	139 (25.4%)	242 (19.0%)
無回答	3 (0.8%)	2 (0.6%)		4 (0.7%)	9 (0.7%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

(2) 排出抑制の取組状況 (複数回答有)

具体的な排出抑制の取組内容については、「分別の徹底による排出抑制」(657件、64.2%)が最も多く、次いで「廃棄物発生の少ない原材料、機器、製品等の使用による排出抑制」(229件、22.4%)、「包装材・梱包材の使用量の削減(廃止)」(158件、15.4%)、「ISO14001又はエコアクション21、環境報告書、環境会計等の取り組みの推進」(145件、14.2%)の順になっている。

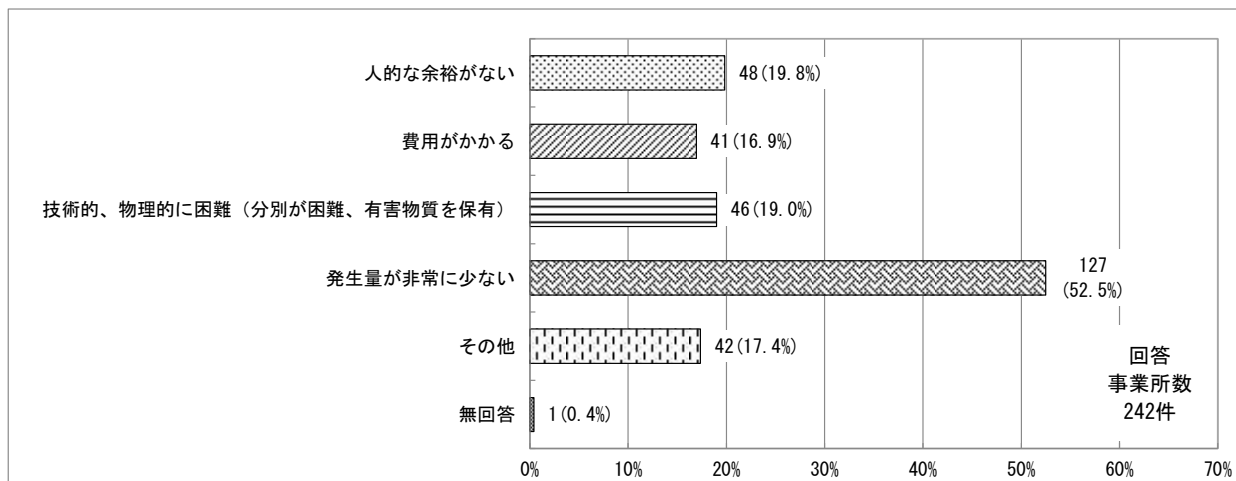


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 廃棄物発生の少ない原材料、機器、製品等の使用による排出抑制	60 (17.6%)	73 (29.8%)	9 (26.5%)	87 (21.5%)	229 (22.4%)
2 廃棄物発生の少ない設計・工法の採用	42 (12.4%)	51 (20.8%)	5 (14.7%)	19 (4.7%)	117 (11.4%)
3 包装材・梱包材の使用量の削減(廃止)	49 (14.4%)	47 (19.2%)		62 (15.3%)	158 (15.4%)
4 長寿命化を考慮した製品等の設計・製造	13 (3.8%)	13 (5.3%)	1 (2.9%)	21 (5.2%)	48 (4.7%)
5 分別の徹底による排出抑制	244 (71.8%)	118 (48.2%)	17 (50.0%)	278 (68.6%)	657 (64.2%)
6 ISO14001又はエコアクション21、環境報告書、環境会計等の取り組みの推進	93 (27.4%)	15 (6.1%)	9 (26.5%)	28 (6.9%)	145 (14.2%)
7 その他	7 (2.1%)	29 (11.8%)	9 (26.5%)	26 (6.4%)	71 (6.9%)
無回答	2 (0.6%)	8 (3.3%)		11 (2.7%)	21 (2.1%)
計	510 (150.0%)	354 (144.5%)	50 (147.1%)	532 (131.4%)	1,446 (141.2%)
回答事業所数	340	245	34	405	1,024

7. その他の回答
電子ファイルの使用度を高めることで、紙利用を減じている。
LED導入して廃蛍光管を少なくしている。
材料の使用に際して全量を使用する事を心がけている。
副産物の一部を使用しての商品化。
発注計画に基づく発注及び段階値引の実施での食品廃棄物の削減。
リサイクル業者の利用。
下水汚泥を肥料登録し、農地還元・コンポスト化している。

(3) 排出抑制に取り組んでいない要因（複数回答有）

前問(1)で排出抑制に取り組んでいない(今後もし取り組む予定はない)と回答した242件について、その要因をみると、「発生量が非常に少ない」(127件、52.5%)が最も多く、次いで「人的な余裕がない」(48件、19.8%)、「技術的、物理的に困難(分別が困難、有害物質を保有)」(46件、19.0%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 人的な余裕がない	8 (25.8%)	11 (17.5%)		29 (20.9%)	48 (19.8%)
2 費用がかかる	6 (19.4%)	11 (17.5%)		24 (17.3%)	41 (16.9%)
3 技術的、物理的に困難(分別が困難、有害物質を保有)	5 (16.1%)	6 (9.5%)	2 (22.2%)	33 (23.7%)	46 (19.0%)
4 発生量が非常に少ない	19 (61.3%)	36 (57.1%)	5 (55.6%)	67 (48.2%)	127 (52.5%)
5 その他	3 (9.7%)	14 (22.2%)	3 (33.3%)	22 (15.8%)	42 (17.4%)
無回答				1 (0.7%)	1 (0.4%)
計	41 (132.3%)	78 (123.8%)	10 (111.1%)	176 (126.6%)	305 (126.0%)
回答事業所数	31	63	9	139	242

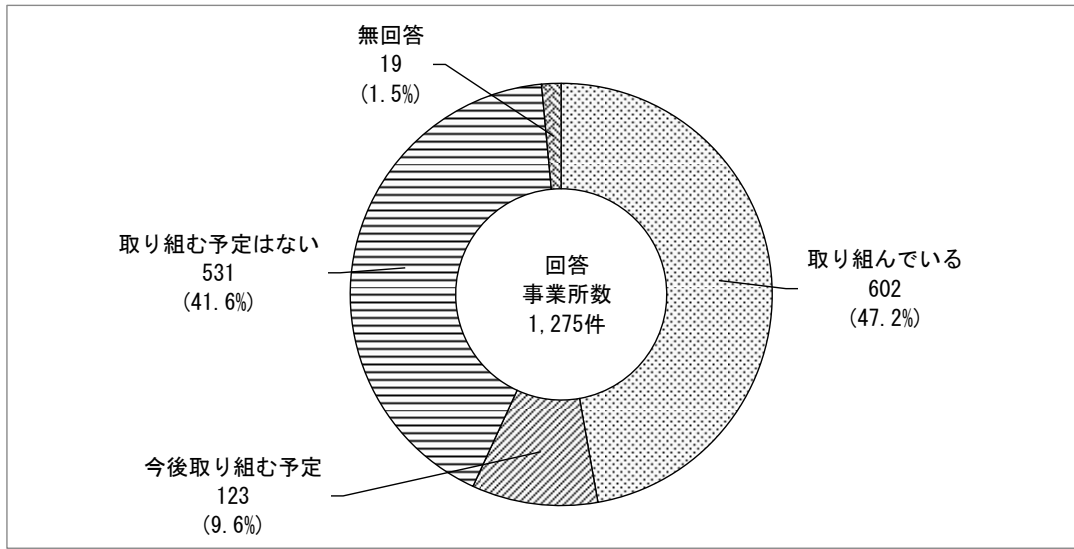
5.その他の回答
蒸留時に発生する物で人的に少なくできない。
医療の感染性廃棄物を減らすことができない。
新型コロナウイルスによるマスク、手袋等の使用回数の増加の為、廃棄量増加。
廃棄する以外方法がない。
車両消耗による産廃なので抑制しづらい。
発生している廃棄物が使用による破損であり発生量も多くない為。
ステンレスの加工後の端材のため、再加工ができない。
発生量を抑えるよう努めているが、不良による陶器くず発生は避けられない現状。

2. 産業廃棄物等の中間処理による減量化（減容化を含む）の取組状況について

(1) 中間処理による減量化・減容化の取組状況

中間処理による減量化・減容化の取組については、「取り組んでいる」と回答した事業所が約半数(47.2%)となっている。

業種別にみると、「取り組んでいる」と回答した事業者のうち、電気・水道業では約7割(67.4%)、建設業では6割(60.4%)となっており、産業廃棄物の減量化・減容化への意識が比較的高く取組が進んでいることが読み取れる。

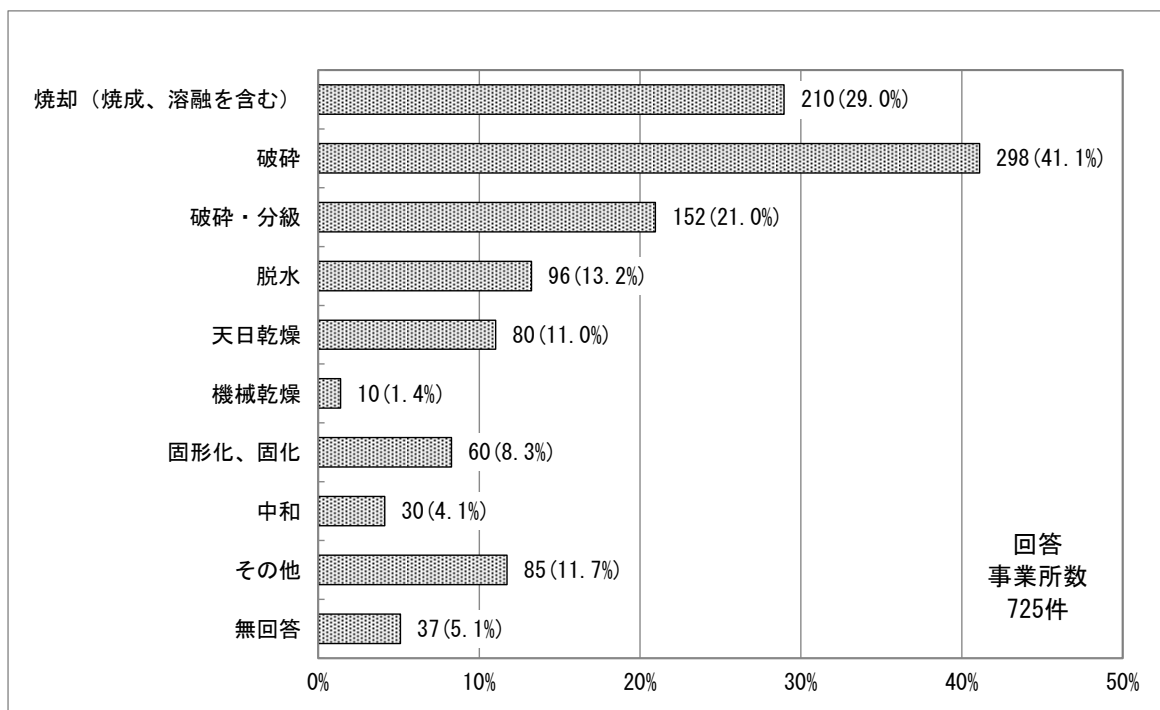


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 取り組んでいる	226 (60.4%)	141 (45.5%)	29 (67.4%)	206 (37.6%)	602 (47.2%)
2 今後取り組む予定	38 (10.2%)	33 (10.6%)	1 (2.3%)	51 (9.3%)	123 (9.6%)
3 取り組む予定はない	108 (28.9%)	133 (42.9%)	13 (30.2%)	277 (50.5%)	531 (41.6%)
無回答	2 (0.5%)	3 (1.0%)		14 (2.6%)	19 (1.5%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

(2) 取組方法 (複数回答有)

中間処理による減量化・減容化の取組方法については、「破碎」(298件、41.1%)が最も多く、次いで「焼却(焼成、溶融を含む)」(210件、29.0%)、「破碎・分級」(152件、21.0%)、「脱水」(96件、13.2%)の順になっている。

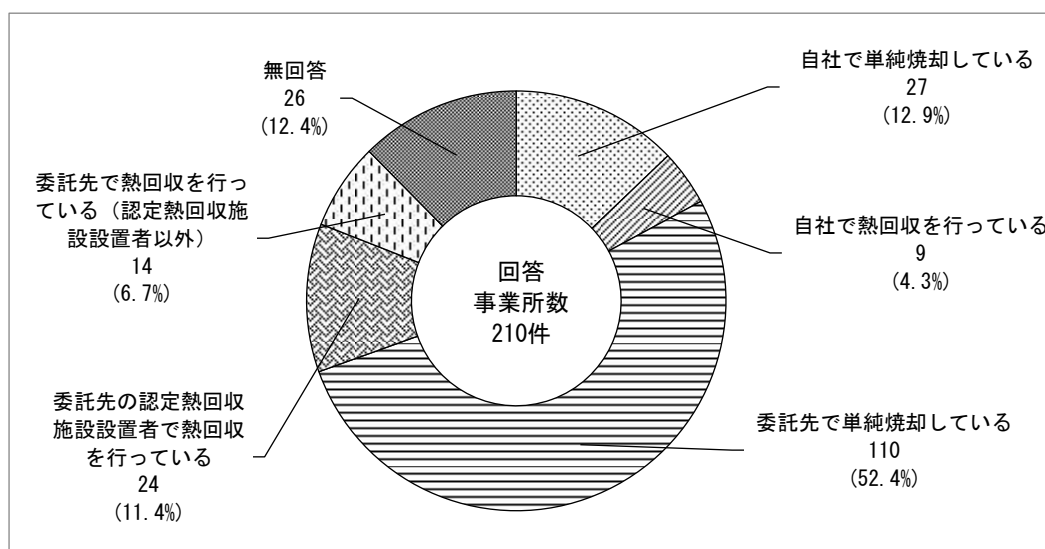
業種別にみると、建設業では「破碎」「破碎・分級」が多く、電気・水道業では「脱水」「焼却(焼成、溶融を含む)」が多くなっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 焼却(焼成、溶融を含む)	62 (23.5%)	39 (22.4%)	11 (36.7%)	98 (38.1%)	210 (29.0%)
2 破碎	137 (51.9%)	53 (30.5%)	10 (33.3%)	98 (38.1%)	298 (41.1%)
3 破碎・分級	79 (29.9%)	31 (17.8%)	2 (6.7%)	40 (15.6%)	152 (21.0%)
4 脱水	27 (10.2%)	24 (13.8%)	13 (43.3%)	32 (12.5%)	96 (13.2%)
5 天日乾燥	34 (12.9%)	17 (9.8%)	3 (10.0%)	26 (10.1%)	80 (11.0%)
6 機械乾燥	3 (1.1%)	6 (3.4%)		1 (0.4%)	10 (1.4%)
7 固形化、固化	25 (9.5%)	20 (11.5%)	1 (3.3%)	14 (5.4%)	60 (8.3%)
8 中和	7 (2.7%)	7 (4.0%)	1 (3.3%)	15 (5.8%)	30 (4.1%)
9 その他	21 (8.0%)	22 (12.6%)	10 (33.3%)	32 (12.5%)	85 (11.7%)
無回答	6 (2.3%)	14 (8.0%)		17 (6.6%)	37 (5.1%)
計	401 (151.9%)	233 (133.9%)	51 (170.0%)	373 (145.1%)	1,058 (145.9%)
回答事業所数	264	174	30	257	725

(3) 熱回収について

前問(2)で「焼却(焼成・溶融を含む)と回答した210件について、熱回収の取組状況をみると、「自社で熱回収を行っている」(4.3%)と「委託先の認定熱回収施設設置者で熱回収を行っている」(11.4%)及び「委託先で熱回収を行っている(認定熱回収施設設置者以外)」(6.7%)を合わせても、熱回収を行っている事業者は2割程度(22.4%)である。



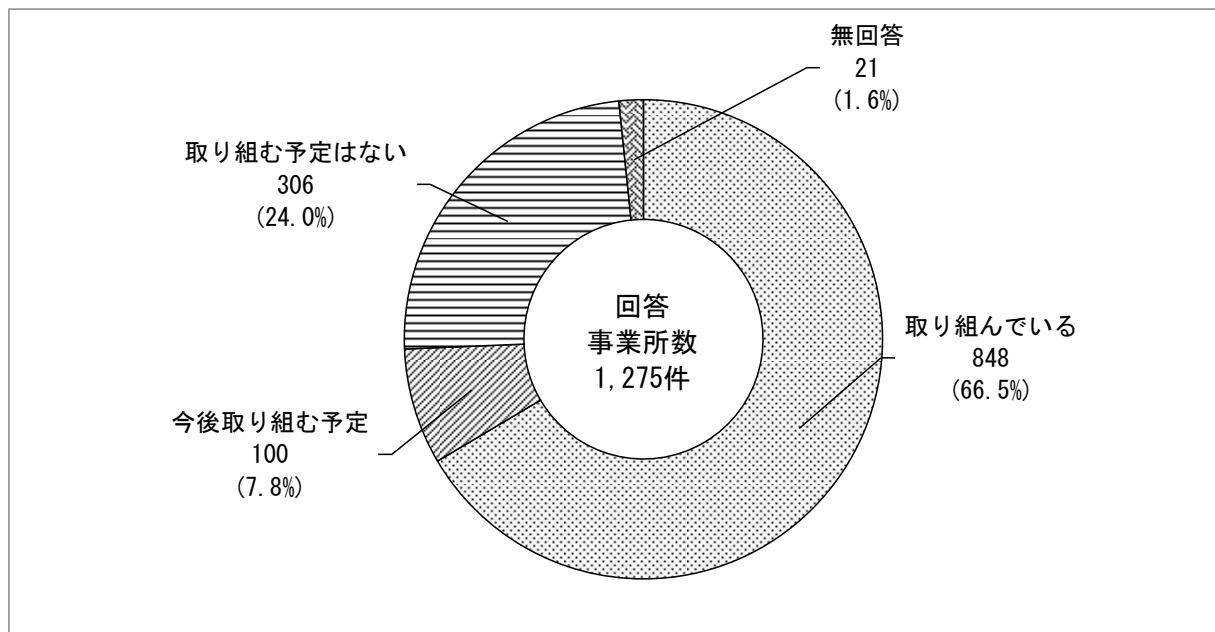
	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 自社で単純焼却している	10 (16.1%)	11 (28.2%)	2 (18.2%)	4 (4.1%)	27 (12.9%)
2 自社で熱回収を行っている	2 (3.2%)	7 (17.9%)			9 (4.3%)
3 委託先で単純焼却している	33 (53.2%)	12 (30.8%)	6 (54.5%)	59 (60.2%)	110 (52.4%)
4 委託先の認定熱回収施設設置者で熱回収を行っている	9 (14.5%)	1 (2.6%)	1 (9.1%)	13 (13.3%)	24 (11.4%)
5 委託先で熱回収を行っている(認定熱回収施設設置者以外)	3 (4.8%)	2 (5.1%)	1 (9.1%)	8 (8.2%)	14 (6.7%)
無回答	5 (8.1%)	6 (15.4%)	1 (9.1%)	14 (14.3%)	26 (12.4%)
計	62 (100.0%)	39 (100.0%)	11 (100.0%)	98 (100.0%)	210 (100.0%)

3. 産業廃棄物等のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組状況について

(1) リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組状況

リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の取組状況については、「取り組んでいる」と回答した事業者が6割以上となっている(66.5%)。

業種別にみると、電気・水道業における「取り組んでいる」(79.1%)と回答した事業者の割合が高くなっている。

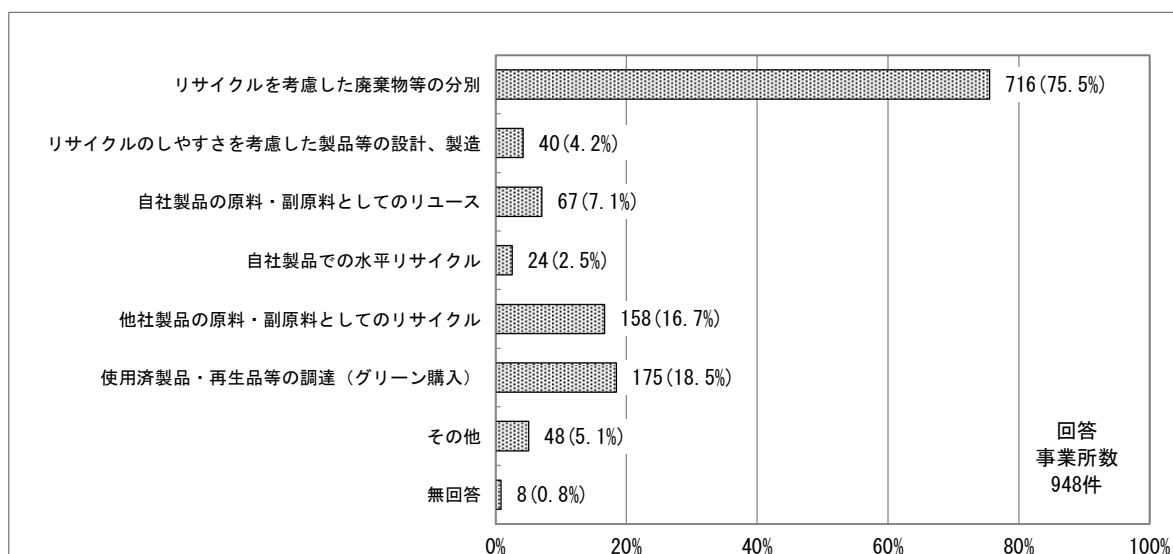


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 取り組んでいる	291 (77.8%)	206 (66.5%)	34 (79.1%)	317 (57.8%)	848 (66.5%)
2 今後取り組む予定	41 (11.0%)	20 (6.5%)	1 (2.3%)	38 (6.9%)	100 (7.8%)
3 取り組む予定はない	42 (11.2%)	75 (24.2%)	8 (18.6%)	181 (33.0%)	306 (24.0%)
無回答		9 (2.9%)		12 (2.2%)	21 (1.6%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

(2) 取組内容 (複数回答有)

リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の取組内容については、「リサイクルを考慮した廃棄物等の分別」(716件、75.5%)が最も多く、次いで「使用済製品・再生品等の調達(グリーン購入)」(175件、18.5%)、「他社製品の原料、副原料としてのリサイクル」(158件、16.7%)の順になっている。

業種別にみると、「リサイクルを考慮した廃棄物等の分別」を除くと、建設業では「使用済製品・再製品等の調達」が比較的多く、製造業、電気・水道業では「他社製品の原料・副原料としてのリサイクル」が高くなっている。

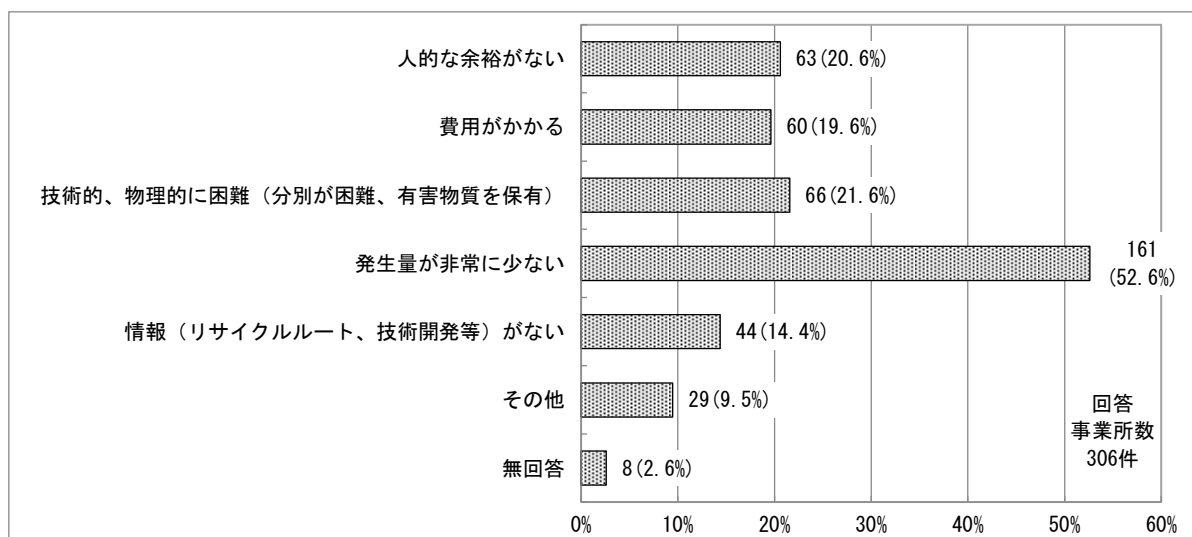


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 リサイクルを考慮した廃棄物等の分別	285 (85.8%)	140 (61.9%)	7 (20.0%)	284 (80.0%)	716 (75.5%)
2 リサイクルのしやすさを考慮した製品等の設計、製造	12 (3.6%)	17 (7.5%)	1 (2.9%)	10 (2.8%)	40 (4.2%)
3 自社製品の原料・副原料としてのリユース	12 (3.6%)	41 (18.1%)	1 (2.9%)	13 (3.7%)	67 (7.1%)
4 自社製品での水平リサイクル	2 (0.6%)	17 (7.5%)		5 (1.4%)	24 (2.5%)
5 他社製品の原料・副原料としてのリサイクル	45 (13.6%)	52 (23.0%)	24 (68.6%)	37 (10.4%)	158 (16.7%)
6 使用済製品・再製品等の調達(グリーン購入)	75 (22.6%)	18 (8.0%)	7 (20.0%)	75 (21.1%)	175 (18.5%)
7 その他	4 (1.2%)	17 (7.5%)	7 (20.0%)	20 (5.6%)	48 (5.1%)
無回答	4 (1.2%)	1 (0.4%)		3 (0.8%)	8 (0.8%)
計	439 (132.2%)	303 (134.1%)	47 (134.3%)	447 (125.9%)	1,236 (130.4%)
回答事業所数	332	226	35	355	948

7.その他の回答
熔融スラグを用いたリサイクル製品製造。
もどりコンクリートでトンブロック製作。
再生路盤材。
堆肥原料、土壌改良剤としてリサイクル。

(3) 再使用、再生利用に取り組んでいない要因（複数回答有）

リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)に「取り組む予定はない」と回答した事業所(306件)について、その理由をみると、「発生量が非常に少ない」(161件、52.6%)が最も多く、次いで、「技術的、物理的に困難(分別が困難、有害物質を保有)」(66件、21.6%)、「人的な余裕がない」(63件、20.6%)、「費用がかかる」(60件、19.6%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 人的な余裕がない	13 (31.0%)	17 (22.7%)		33 (18.2%)	63 (20.6%)
2 費用がかかる	11 (26.2%)	19 (25.3%)		30 (16.6%)	60 (19.6%)
3 技術的、物理的に困難(分別が困難、有害物質を保有)	6 (14.3%)	8 (10.7%)		52 (28.7%)	66 (21.6%)
4 発生量が非常に少ない	25 (59.5%)	44 (58.7%)	7 (87.5%)	85 (47.0%)	161 (52.6%)
5 情報(リサイクルルート、技術開発等)がない	7 (16.7%)	11 (14.7%)		26 (14.4%)	44 (14.4%)
6 その他	3 (7.1%)	7 (9.3%)	1 (12.5%)	18 (9.9%)	29 (9.5%)
無回答		3 (4.0%)		5 (2.8%)	8 (2.6%)
計	65 (154.8%)	109 (145.3%)	8 (100.0%)	249 (137.6%)	431 (140.8%)
回答事業所数	42	75	8	181	306

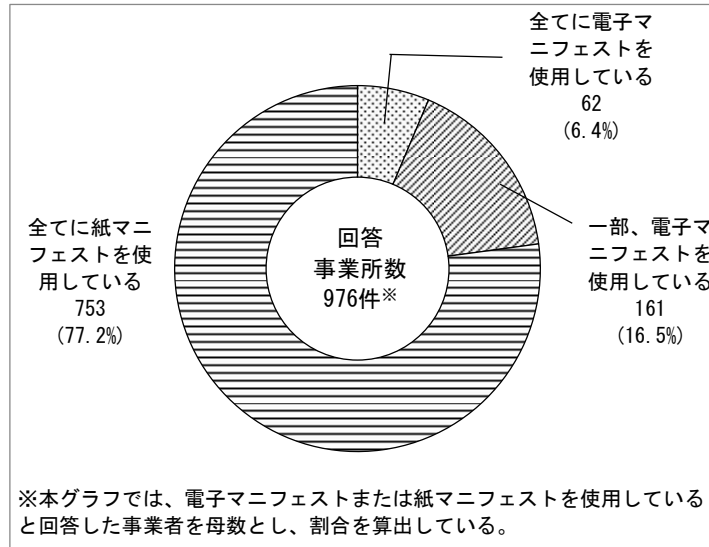
6. その他の回答
車両の消耗品なので必然的に発生する。
陶磁器は再利用、再生が不可能。
医療の感染性廃棄物を再使用できない。
衛生上に問題あり。
発生量の変動が激しい為、対応困難。
廃ビニールの再利用方法が分からない為。廃棄物処理業者にまかせている。
規則上、再使用及び再利用が不可になっている。
製品にバラツキがでる。

4. 電子Manifestoの使用について

(1) 電子Manifestoの使用状況

電子Manifestoの使用状況については、電子Manifestoまたは紙Manifestoを使用していると回答した事業者(976件)のうち、「全てに紙Manifestoを使用している」と回答した事業者が77.2%を占めている。

「全てに電子Manifestoを使用している」(6.4%)と、「一部、電子Manifestoを使用している」(16.5%)を合わせても、電子Manifestoを使用している事業者は2割(22.9%)で、電子Manifestoがあまり普及していないことがわかる。

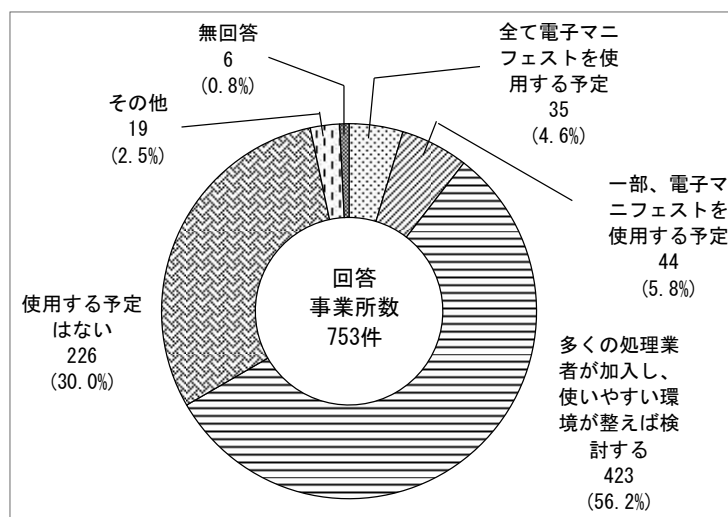


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計 [※]
1 全てに電子Manifestoを使用している	22 (5.9%)	8 (2.6%)	2 (4.7%)	30 (5.5%)	62 (6.4%)
2 一部、電子Manifestoを使用している	64 (17.1%)	30 (9.7%)	8 (18.6%)	59 (10.8%)	161 (16.5%)
3 全てに紙Manifestoを使用している	259 (69.3%)	149 (48.1%)	21 (48.8%)	324 (59.1%)	753 (77.2%)
4 委託処理をしていないので、電子Manifestoは使用していない	26 (7.0%)	94 (30.3%)	11 (25.6%)	111 (20.3%)	242
無回答	3 (0.8%)	29 (9.4%)	1 (2.3%)	24 (4.4%)	57
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

※計の欄の割合は、電子Manifestoまたは紙Manifestoを使用していると回答した事業者を母数とした割合を示す。

(2) 将来的な電子マニフェストの使用予定

将来的な電子マニフェストの使用状況については、「多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する」(56.2%)が最も多く、条件付きではあるが約半数の事業者が電子マニフェストの導入を検討していることがわかる。



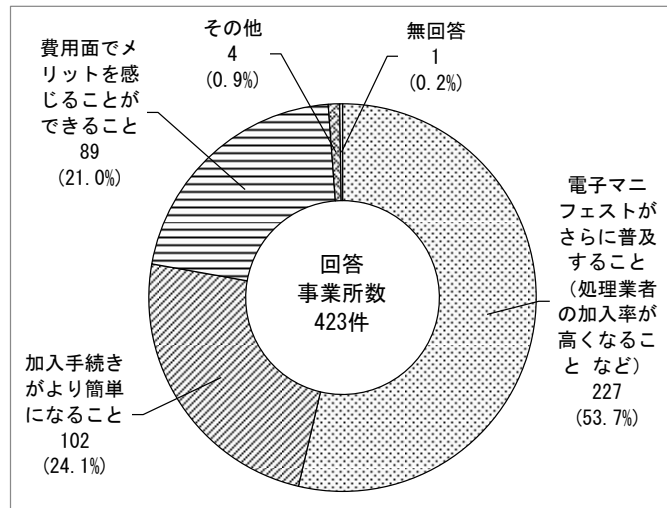
	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 全て電子マニフェストを使用する予定	15 (5.8%)	5 (3.4%)	3 (14.3%)	12 (3.7%)	35 (4.6%)
2 一部、電子マニフェストを使用する予定	21 (8.1%)	8 (5.4%)	2 (9.5%)	13 (4.0%)	44 (5.8%)
3 多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する	167 (64.5%)	69 (46.3%)	13 (61.9%)	174 (53.7%)	423 (56.2%)
4 使用する予定はない	53 (20.5%)	61 (40.9%)	3 (14.3%)	109 (33.6%)	226 (30.0%)
5 その他	2 (0.8%)	4 (2.7%)		13 (4.0%)	19 (2.5%)
無回答	1 (0.4%)	2 (1.3%)		3 (0.9%)	6 (0.8%)
計	259 (100.0%)	149 (100.0%)	21 (100.0%)	324 (100.0%)	753 (100.0%)

5. その他の回答

- 具体的に、まだわからない。
- 電子マニフェストをここで知りました。今後検討します。
- 電子マニフェストに興味があるが使用方法、使用切替のタイミングがわからない。
- 委託業者より勧奨があれば検討する。
- 委託業者の状況に対応する。
- 電子マニフェストの使用義務事業所に該当すれば使用する。

(3) 電子マニフェスト使用検討の条件

前問(2)で「多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する」と回答した事業所423件について、その条件をみると、「電子マニフェストがさらに普及すること(処理業者の加入率が高くなることなど)」(53.7%)が最も多い。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 電子マニフェストがさらに普及すること	90 (53.9%)	37 (53.6%)	11 (84.6%)	89 (51.1%)	227 (53.7%)
2 加入手続きが簡単になること	40 (24.0%)	15 (21.7%)	1 (7.7%)	46 (26.4%)	102 (24.1%)
3 費用面でメリットを感じることができるようになること	36 (21.6%)	15 (21.7%)	1 (7.7%)	37 (21.3%)	89 (21.0%)
4 その他		2 (2.9%)		2 (1.1%)	4 (0.9%)
無回答	1 (0.6%)				1 (0.2%)
計	167 (100.0%)	69 (100.0%)	13 (100.0%)	174 (100.0%)	423 (100.0%)

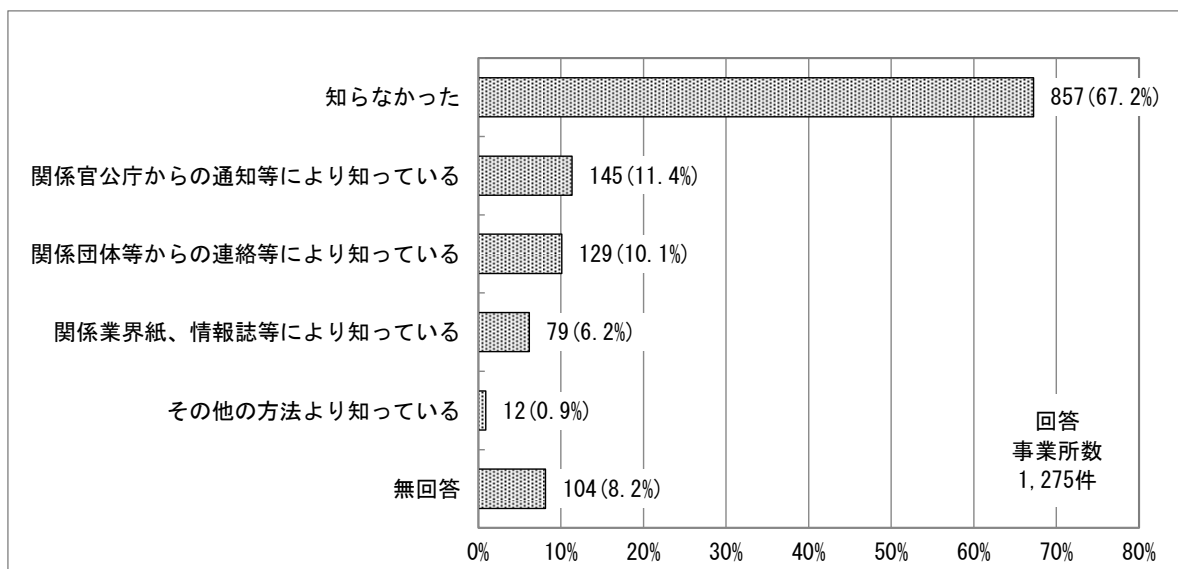
4. その他の回答

マニフェストは、処理業者の作成したもので対応しているので、業者次第。
後継者がいれば。技術のいる仕事なので。

(4) 処理業者の電子マニフェストの使用（複数回答有）

平成 29 年度の法改正による特別管理産業廃棄物を年 50 トン以上排出する事業者への電子マニフェストの使用の義務については、「知らなかった」(67.2%)が最も多かった。

また、「その他の方法より知っている」については、「ISO 審査員より」、「特別産業廃棄物管理責任者講習にて説明あり」等が挙げられている。



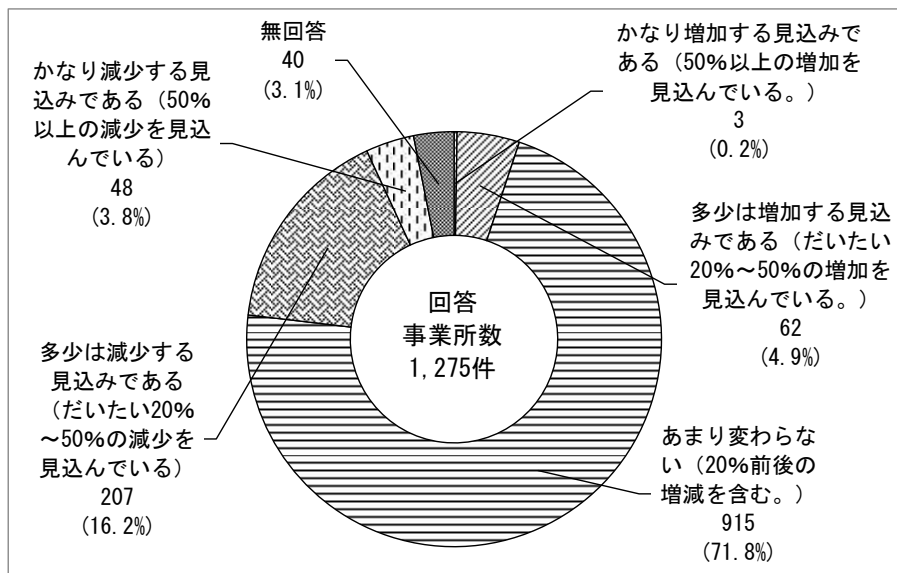
	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 知らなかった	209 (55.9%)	218 (70.3%)	21 (48.8%)	409 (74.6%)	857 (67.2%)
2 関係官公庁からの通知等により知っている	72 (19.3%)	17 (5.5%)	11 (25.6%)	45 (8.2%)	145 (11.4%)
3 関係団体等からの連絡等により知っている	68 (18.2%)	20 (6.5%)	7 (16.3%)	34 (6.2%)	129 (10.1%)
4 関係業界紙、情報誌等により知っている	38 (10.2%)	12 (3.9%)	4 (9.3%)	25 (4.6%)	79 (6.2%)
5 その他の方法より知っている	7 (1.9%)		1 (2.3%)	4 (0.7%)	12 (0.9%)
無回答	12 (3.2%)	48 (15.5%)	2 (4.7%)	42 (7.7%)	104 (8.2%)
計	406 (108.6%)	315 (101.6%)	46 (107.0%)	559 (102.0%)	1,326 (104.0%)
回答事業所数	374	310	43	548	1,275

5. その他の方法より知っているの回答	
社内通知により。	
官公庁のHPで確認した。	
ISO審査員より。	
特別産業廃棄物管理責任者講習にて説明あり。	

5. 将来の排出量の見込みについて

(1) 今後2～3年間の排出量の見込み

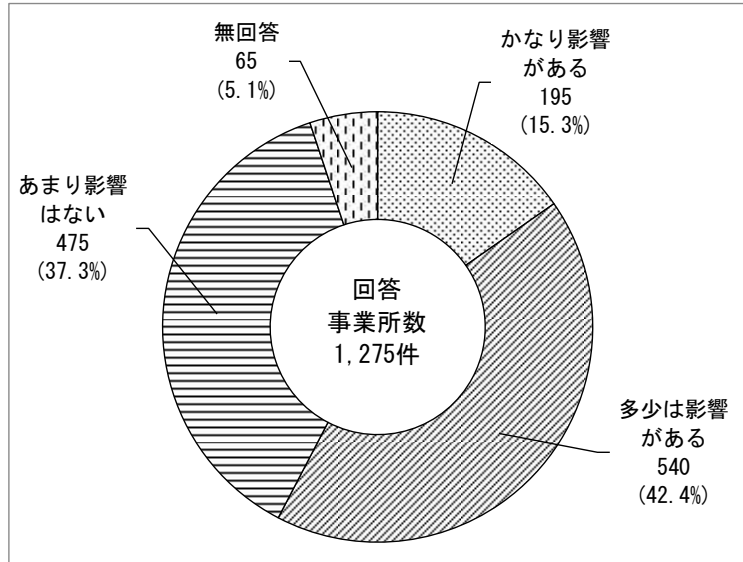
今後2～3年間の排出量の見込みについては、「あまり変わらない(20%前後の増減を含む)」(71.8%)が最も多く、次いで「多少は減少する見込みである(だいたい20%～50%の減少を見込んでいる)」(16.2%)、「多少は増加する見込みである(だいたい20%～50%の増加を見込んでいる)」(4.9%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 かなり増加する見込みである(50%以上の増加を見込んでいる。)	2 (0.5%)			1 (0.2%)	3 (0.2%)
2 多少は増加する見込みである(だいたい20%～50%の増加を見込んでいる。)	17 (0.0%)	7 (2.3%)	2 (4.7%)	36 (6.6%)	62 (4.9%)
3 あまり変わらない(20%前後の増減を含む。)	291 (77.8%)	211 (68.1%)	36 (83.7%)	377 (68.8%)	915 (71.8%)
4 多少は減少する見込みである(だいたい20%～50%の減少を見込んでいる)	48 (12.8%)	59 (19.0%)	4 (9.3%)	96 (17.5%)	207 (16.2%)
5 かなり減少する見込みである(50%以上の減少を見込んでいる)	14 (3.7%)	14 (4.5%)		20 (3.6%)	48 (3.8%)
無回答	2 (0.5%)	19 (6.1%)	1 (2.3%)	18 (3.3%)	40 (3.1%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

(2) 新型コロナウイルスの感染拡大防止による影響

新型コロナウイルスの感染拡大防止による影響については、「多少は影響がある」(42.4%)が最も多く、次いで「あまり影響はない」(37.3%)、「かなり影響がある」(15.3%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 かなり影響がある	33 (8.8%)	68 (21.9%)		94 (17.2%)	195 (15.3%)
2 多少は影響がある	196 (52.4%)	115 (37.1%)	12 (27.9%)	217 (39.6%)	540 (42.4%)
3 あまり影響はない	139 (37.2%)	103 (33.2%)	29 (67.4%)	204 (37.2%)	475 (37.3%)
無回答	6 (1.6%)	24 (7.7%)	2 (4.7%)	33 (6.0%)	65 (5.1%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1275 (100.0%)

6. その他自由意見

自由意見をとりまとめると、以下のとおりである。

業種名	その他自由意見
建設業	宮古島、石垣島等、離島での電子マニフェスト導入がない。紙マニフェスト不便、手間がかかる。県全体で導入の契機をお願いしたい。
	沖縄県下での電子マニフェストの普及をお願いします。
	海上輸送体制の確立。
	沖縄県内に廃石膏ボードの再生工場を制作し廃石膏ボード処理費をおさえてリサイクルしてもらいたい。我が社のような中小の設備業者には、あてはまらない設問が多く答えるのが難しい設備業者は建物解体、改修工事等の工事の場合、設計段階で機器の設定があり変更が難しく私達の場合、役所指導、設計書通りに専門廃棄物処理業者に依頼をしている、このようなアンケートは、そういう業種に出したほうがいいのではないのでしょうか。
	残土を受け入れてくれる場所を業者任せにしないで、国、県、市町村が一緒に考えて、スムーズに現場が進むようにしてほしい。
	県内処理のできない物もあるので、そういう物が県内で処理できる環境を整えてほしい。
	島内にバッテリー及びリチウム電池等の処分業者が無し、不便。島内にトランスの油(廃油)PCB無しの取引業者が少なく処理に困っている。
	産廃の処理にあたりコンクリート殻等受け入れについて受け入れの基準を統一してほしい。
	産業廃棄物における適切な処理について今後も理解を深め実施していきたいと考える。今後復帰後建設された住宅等の解体工事等が見込まれる為。廃棄物項目を理解し、リサイクル可能な材料については分別を心がけて現場管理を行っていきたいと考える。又電子化についても一般化状況を鑑みて取り組んでいきたいです。
	<p>県の窓口環境整備課に電話しても、たらい回しに合うので電話したくない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.廃オイル、特定管理型廃棄物の最終処分地を県内に作ってほしい。 2.県外へ産業廃棄物や、廃OILなどを処分運搬費用を100%補助金。 3.倉敷環境1社じゃなく、県が管理する処分場を作って欲しい。 <p>海外の廃棄物処理場(アメリカ・フランス)などのように放射性物質が持ち込まれた場合、場内、入口などで検知できるような仕組みを作って欲しい。</p> <p>産廃処理費用の低コストを望みます。</p> <p>宮古島市では、廃タイヤ、バッテリー等の処理に困るので対策をしてほしいと思います。</p>
製造業	品目によっては、処理業者の数が限られており価格の上昇につながっている。
	産業廃棄物を修理できるよう、抑制できる様に分別解体等をおこなっているが、人手に限りがあり限界がある。処分業者も同様な理由で処理が困難な場合もある。県の産業を維持活性化するには産廃の問題は切り離す事が出来ない課題であり、県企業が丸となり課題を克服できる様に取り組んでほしい。
	産業廃棄物の最終処分場の建設を急いで欲しい。
	県内に大型の焼却炉をもった大型廃棄物処理施設がないので、設置してほしい。汚泥処理関連の処理施設も無い為、全て県外処理となってしまう廃棄に膨大な費用が掛かっている。産廃処理については、企業がある限り必ず必要となる施設・設備だと思うので、県が主体となって取り組むべきことだと思う。
	埋め立て処分のキャパが今後少なくなっていくと考えられますが、埋め立て処分場の拡大などは検討されているのでしょうか。
	廃ビニールの油化等本土の方では成功しているとの事です。導入を検討してはどうか。
	不法投棄の処分を何とかしてほしい。
	分別が複雑な上、分別する事に対して人件費がかさむ。リサイクル可能な製品がまだまだ少なすぎる。年々、分別が複雑になっている気がする。
	産業廃棄物は、「ものづくり」には付き物であり、今回のような調査は「今頃」と感じさせられます。県の「ものづくり」に対する理解度(本気度)が疑問に感じられます。
	年々、廃棄物の処理費用が高くなっている。20年前の3~5倍になっている。分別が細かくなって大変です。
電気・ガス・熱供給・水道業	<p>竹富町内で産業廃棄物を処理できる施設が無いため、石垣市にある処理業者へ海上輸送にて運び処理を行っている。</p> <p>竹富町は離島のため、廃棄物を運ぶためには海上輸送となるため他市町村に比べ費用がかかってしまう。</p> <p>事業所、個人負担を減らすために、海上輸送に対して補助を検討してほしい。</p>

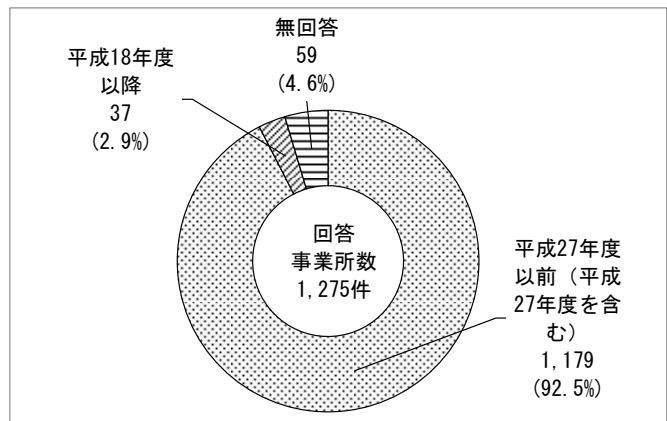
業種名	その他自由意見
林業	県発注の事業で産業廃棄物が発生する場合、産業廃棄物の処理料だけではなく運搬費も計上してほしい。産業廃棄物の量が少量の場合(例、10kg程度)でも運搬費(現場から中間処理業者まで)は同じくらいかかる為。トンあたりとか、kgあたりの産業廃棄物の処理料を運搬込でなく産業廃棄物の運搬料は別途計上してもらえると良い。
漁業	電子マニフェストとかIT化(紙媒体の減量)が切り札のように扱われているが、停電すると使えないし、竹富島では光回線も不備。離島では電子マニフェストは絵に描いたモチです。
情報通信業	排出事業者へ各社の産業廃棄物を与える影響を「見える化」するためマニフェスト伝票等で「再生利用用途」「最終処分方法」及び各々の重量を排出事業者へフィードバックしてほしい。
運輸・郵便業	航空輸送禁止品(ライター、カッター、ハサミ、工具etc)について、お客様より放棄品として受領し航空会社が処分している。ルール上、産業廃棄物として処理しているがほぼ再利用できる品物なので再利用できるルートがあれば無償で譲渡したい。会社としてもコスト削減につながる。
自動車卸売・小売業	県内処理可能品を増やし、再利用できるように設備の充実を県に要望します。 自動車整備業者が出す廃棄物は、多種多量であり、そのどれもが事務所ではリサイクルやリデュース、リユースが困難なものです。廃車ですら、処理業者が受け取り拒否をしています。鉄スクラップの下落等が影響しているとは理解できるが、そのシワ寄せは自動車業者に来ており、皆困っています。何とか官民一体となって取り組んでいただけないでしょうか。特に離島は輸送コストがかかります。物価も本島よりは高い。 廃棄物として、タイヤ、バッテリー、プラスチック、油脂類、オイルフィルター、使用済み自動車などがあります。特にオイルフィルターは紙フィルター(中身)と容器(外側)を缶切りで缶詰を開けるようにして分解しないと捨てきれなくなりました。従業員の負担が増えております。行政から業者に委託して、処理の一切をお願いできないでしょうか。
卸売業・小売業	離島について、リサイクル業者が皆無に近い。色んな事情があると思いますが改善して頂きたい。 一般廃棄物について、本来は、kg/円で契約していれば店舗に約してゴミの削減を推進しやすい。経費削減につながる。実際はゴミ業者の都合及び経費をおさえる為に、例えば県が各ゴミ業者に補助金をだしてあげて、その都度回収量が計る事ができるバッカー車を推進しては。
不動産業、物品賃貸業	沖縄県内の処分業者の技術力がまだまだ低い様に感じます。高い技術力を持った業者様が増える事を望みます。 レンタルカー業なので産業廃棄物が自社では、あまりでない。廃タイヤなどはガソリンスタンドで変えるので、そちらで処理しているので自社で出るゴミは空き缶や紙くずなど家庭ゴミが多い。
宿泊業、飲食サービス業	産業廃棄物の分別作業にかかる、時間(コスト)を軽減する方法等があれば、情報共有願いたい。
生活関連サービス業、娯楽業	当工場では、排水処理施設から脱水汚泥が年間の廃出量が97,640kgで中間処理業者へ委託し処理している。処理料金も高価(kg/80円)である。減量を考えているが、厳しい状況でリサイクル商品化(肥料として)できる仕組みがないか。汚泥の性状試験により、植物の肥料としての三要素(窒素、リン、カリウム)が適量に有しているとの結果判明。減量よりもリサイクル化を要望したい。リサイクル化促進事業に対する設備の補助制度がないか。詳細等について知りたい。
医療・福祉	処理業者に電子マニフェストの導入を進めて欲しい。 昨年より電子マニフェストについてのセミナーや個別PC受講セミナーへ申込しているが、タイミング悪くコロナによる中止にて受講出来ない。
サービス業(他に分類されないもの)	当社は産業廃棄物は中間処理業者に委託して、適正な処理方法をとっています。当社のまわりの事業所で焼却処分をしている事業者がいる。異臭がしたりする(私は知識はないのですが焼却によって有毒物質が発生しているのでは?)。 各業種毎で発生する個別の産業廃棄物について、分別要領を具体的に示してもらえると助かる。 産廃業者が最終処理をするうえでしてもらいたい分別要領があるようです。 例: グリス(油脂)→PL缶等にビニールで養生して廃グリスを詰める等。 例: 汚泥は、ふるいにかけるなどしてから可能な限り物質毎(鉄・ガラス・プラスチック等)に分別して排出する。 産廃処理に関する研修などもやってもらいたい。

産業廃棄物税の導入に関する質問項目

7. 産業廃棄物処理の状況等について

(1) 回答事業者の属性（営業開始時期）

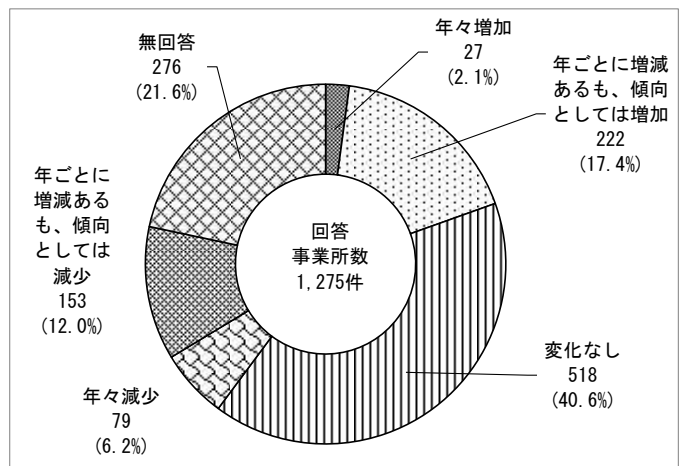
営業開始(創業、設立、事務所開設などの)時期については、産業廃棄物税導入以前の「平成 27 年度以前(平成 27 年度を含む)」と回答した事業者が 9 割(92.5%)となっている。



(2) 産業廃棄物税導入前後の産業廃棄物量の変化について

① 発生量

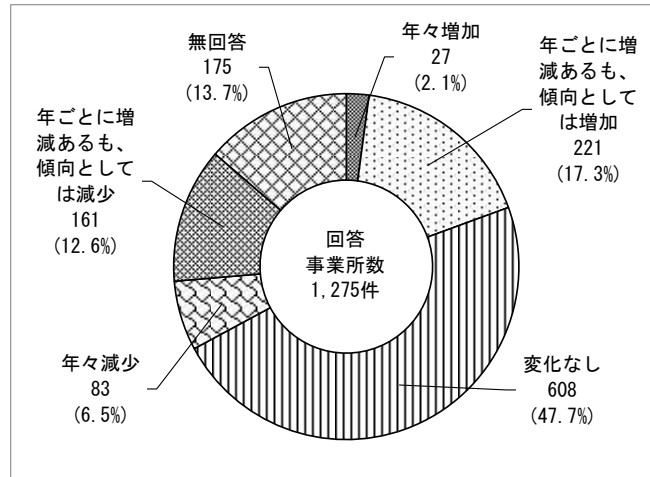
発生量の変化については、「変化なし」(40.6%)が最も多いものの、「年ごとに増減あるも、傾向としては増加」(17.4%)と「年々増加(2.1%)」を合わせた増加傾向の回答(19.5%)が、「年ごとに増減あるも、傾向としては減少」(12.0%)と「年々減少」(6.2%)を合わせた減少傾向の回答(18.2%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	4 (1.1%)	6 (1.9%)	1 (2.3%)	16 (2.9%)	27 (2.1%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	65 (17.4%)	47 (15.2%)	10 (23.3%)	100 (18.2%)	222 (17.4%)
3 変化なし	159 (42.5%)	99 (31.9%)	25 (58.1%)	235 (42.9%)	518 (40.6%)
4 年々減少	19 (5.1%)	31 (10.0%)		29 (5.3%)	79 (6.2%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	60 (16.0%)	43 (13.9%)	1 (2.3%)	49 (8.9%)	153 (12.0%)
無回答	67 (17.9%)	84 (27.1%)	6 (14.0%)	119 (21.7%)	276 (21.6%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

②排出量

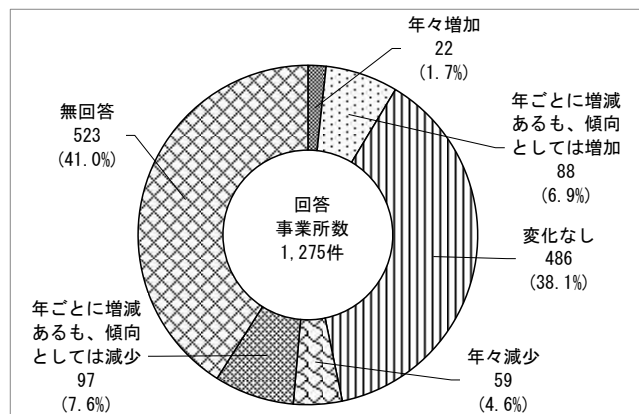
排出量も①発生量と同様に、「変化なし」(47.7%)が最も多いが、増加傾向の回答(19.4%)が減少傾向の回答(19.1%)を僅かに上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	5 (1.3%)	5 (1.6%)	2 (4.7%)	15 (2.7%)	27 (2.1%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	69 (18.4%)	44 (14.2%)	10 (23.3%)	98 (17.9%)	221 (17.3%)
3 変化なし	178 (47.6%)	123 (39.7%)	25 (58.1%)	282 (51.5%)	608 (47.7%)
4 年々減少	19 (5.1%)	35 (11.3%)		29 (5.3%)	83 (6.5%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	61 (16.3%)	49 (15.8%)	1 (2.3%)	50 (9.1%)	161 (12.6%)
無回答	42 (11.2%)	54 (17.4%)	5 (11.6%)	74 (13.5%)	175 (13.7%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

③焼却処理量

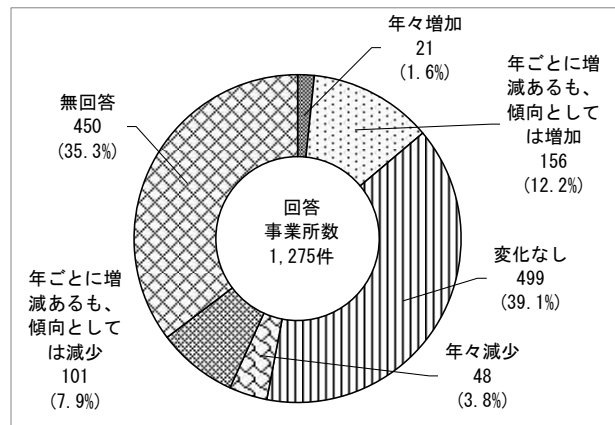
焼却処理量については、無回答を除くと「変化なし」(38.1%)が最も多い。傾向としては、「年ごとに増減あるも、傾向としては減少」(7.6%)と「年々減少」(4.6%)を合わせた減少傾向の回答(12.2%)が増加傾向の回答(8.6%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	9 (2.4%)	5 (1.6%)		8 (1.5%)	22 (1.7%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	20 (5.3%)	11 (3.5%)	5 (11.6%)	52 (9.5%)	88 (6.9%)
3 変化なし	157 (42.0%)	98 (31.6%)	17 (39.5%)	214 (39.1%)	486 (38.1%)
4 年々減少	22 (5.9%)	20 (6.5%)		17 (3.1%)	59 (4.6%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	45 (12.0%)	22 (7.1%)		30 (5.5%)	97 (7.6%)
無回答	121 (32.4%)	154 (49.7%)	21 (48.8%)	227 (41.4%)	523 (41.0%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

④ 中間処理量（焼却を除く）

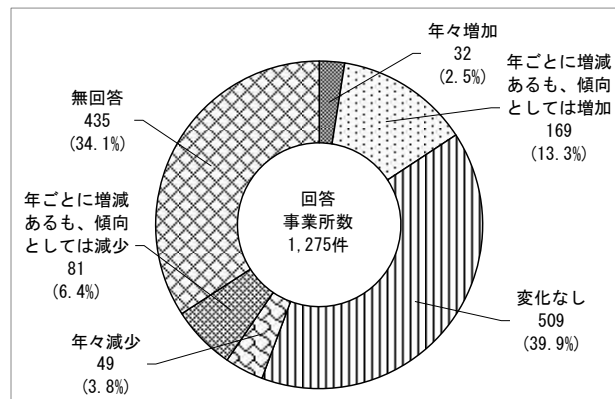
中間処理量(焼却を除く)についても、無回答を除くと「変化なし」(39.1%)が最も多い。傾向としては、増加傾向の回答(13.8%)が減少傾向の回答(11.7%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	9 (2.4%)	2 (0.6%)	1 (2.3%)	9 (1.6%)	21 (1.6%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	51 (13.6%)	32 (10.3%)	10 (23.3%)	63 (11.5%)	156 (12.2%)
3 変化なし	154 (41.2%)	103 (33.2%)	23 (53.5%)	219 (40.0%)	499 (39.1%)
4 年々減少	11 (2.9%)	19 (6.1%)		18 (3.3%)	48 (3.8%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	49 (13.1%)	25 (8.1%)	1 (2.3%)	26 (4.7%)	101 (7.9%)
無回答	100 (26.7%)	129 (41.6%)	8 (18.6%)	213 (38.9%)	450 (35.3%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

⑤ 再生利用量

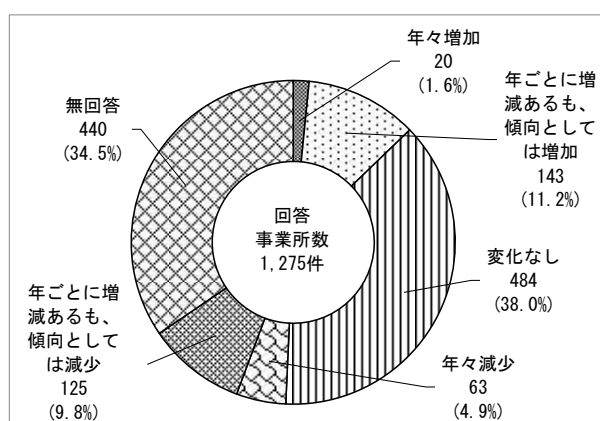
再生利用量についても、無回答を除くと「変化なし」(39.9%)が最も多い。傾向としては、増加傾向の回答(15.8%)が減少傾向の回答(10.2%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	13 (3.5%)	7 (2.3%)	1 (2.3%)	11 (2.0%)	32 (2.5%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	68 (18.2%)	37 (11.9%)	11 (25.6%)	53 (9.7%)	169 (13.3%)
3 変化なし	154 (41.2%)	106 (34.2%)	19 (44.2%)	230 (42.0%)	509 (39.9%)
4 年々減少	12 (3.2%)	20 (6.5%)		17 (3.1%)	49 (3.8%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	31 (8.3%)	28 (9.0%)		22 (4.0%)	81 (6.4%)
無回答	96 (25.7%)	112 (36.1%)	12 (27.9%)	215 (39.2%)	435 (34.1%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

⑥最終処分量

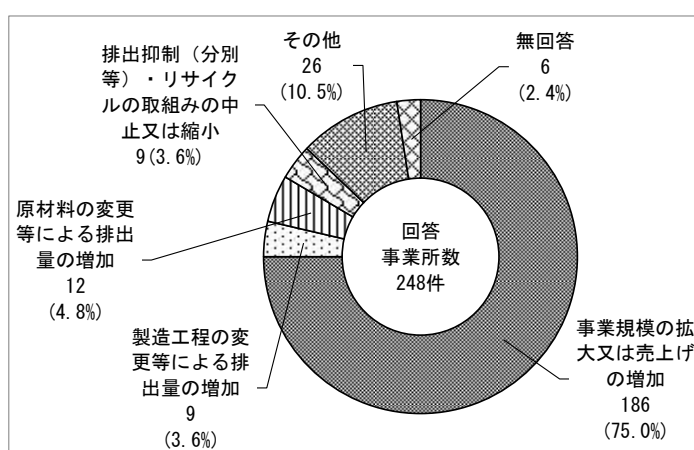
最終処分量についても、無回答を除くと「変化なし」(38.0%)が最も多い。傾向としては、減少傾向の回答(14.7%)が増加傾向の回答(12.8%)を上回っている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 年々増加	7 (1.9%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	11 (2.0%)	20 (1.6%)
2 年ごとに増減あるも、傾向としては増加	42 (11.2%)	25 (8.1%)	8 (18.6%)	68 (12.4%)	143 (11.2%)
3 変化なし	150 (40.1%)	105 (33.9%)	18 (41.9%)	211 (38.5%)	484 (38.0%)
4 年々減少	21 (5.6%)	21 (6.8%)	0	21 (3.8%)	63 (4.9%)
5 年ごとに増減あるも、傾向としては減少	56 (15.0%)	33 (10.6%)	2 (4.7%)	34 (6.2%)	125 (9.8%)
無回答	98 (26.2%)	124 (40.0%)	15 (34.9%)	203 (37.0%)	440 (34.5%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

(3) 排出量増加の主な要因について

前問(2)②で排出量が増加傾向と回答した248件について、その要因をみると、「事業規模の拡大又は売上げの増加」が7割(75.0%)を占め最も多く、以下、「原材料の変更による排出量の増加」(4.8%)、「製造工程の変更等による排出量の増加」(3.6%)等となっている。

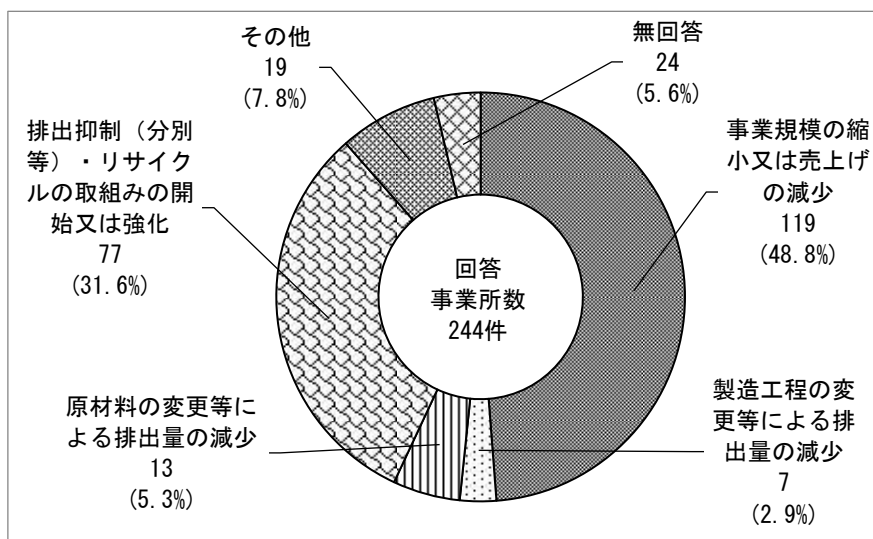


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 事業規模の拡大又は売上げの増加	64 (86.5%)	31 (63.3%)	6 (50.0%)	85 (75.2%)	186 (75.0%)
2 製造工程の変更等による排出量の増加	1 (1.4%)	6 (12.2%)	1 (8.3%)	1 (0.9%)	9 (3.6%)
3 原材料の変更等による排出量の増加	5 (6.8%)	3 (6.1%)		4 (3.5%)	12 (4.8%)
4 排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの中止又は縮小	3 (4.1%)	4 (8.2%)		2 (1.8%)	9 (3.6%)
5 その他	1 (1.4%)	4 (8.2%)	5 (41.7%)	16 (14.2%)	26 (10.5%)
無回答		1 (2.0%)		5 (4.4%)	6 (2.4%)
計	74 (100.0%)	49 (100.0%)	12 (100.0%)	113 (100.0%)	248 (100.0%)

5.その他の回答
取扱い貸物量の増加(梱包資材の増加)。
近隣同業社の廃業。
透析患者・入院患者の増減によるもの大きい。
入居者の高齢化、重病化に伴う紙オムツ使用者増等。
納入現場より余った生コンを工場で処分させられる。工場でのリサイクルの限界。
観光客増加。
首里城のガレキ撤去の為。
感染性廃棄物の排出量増加。
宿泊数の増加等。
設備の老朽化。
過剰梱包が増えた。
島内保有台数の増加によるもの。
排水好気処理設備新設による汚泥の増加。
人口増加や下水道への接続人口などに応じて微増傾向である。
コロナ等による感染性ゴミの増加。
手術件数、患者数の増加。

(4) 排出量減少の主な要因について

前問(2)②で排出量が減少傾向と回答した244件について、その要因をみると、「事業規模の縮小又は売上げの減少」(48.8%)が最も多く、次いで「排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの開始又は強化」(31.6%)、「原材料の変更等による排出量の減少」(5.3%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 事業規模の縮小又は売上げの減少	29 (36.3%)	50 (59.5%)		40 (50.6%)	119 (48.8%)
2 製造工程の変更等による排出量の減少		5 (6.0%)		2 (2.5%)	7 (2.9%)
3 原材料の変更等による排出量の減少	5 (6.3%)	6 (7.1%)		2 (2.5%)	13 (5.3%)
4 排出抑制(分別等)・リサイクルの取組みの開始又強化	43 (53.8%)	13 (15.5%)		21 (26.6%)	77 (31.6%)
5 その他	1 (1.3%)	6 (7.1%)	1 (100.0%)	11 (13.9%)	19 (7.8%)
無回答	2 (2.5%)	4 (4.8%)		3 (3.8%)	9 (3.7%)
計	80 (100.0%)	84 (100.0%)	1 (100.0%)	79 (100.0%)	244 (100.0%)

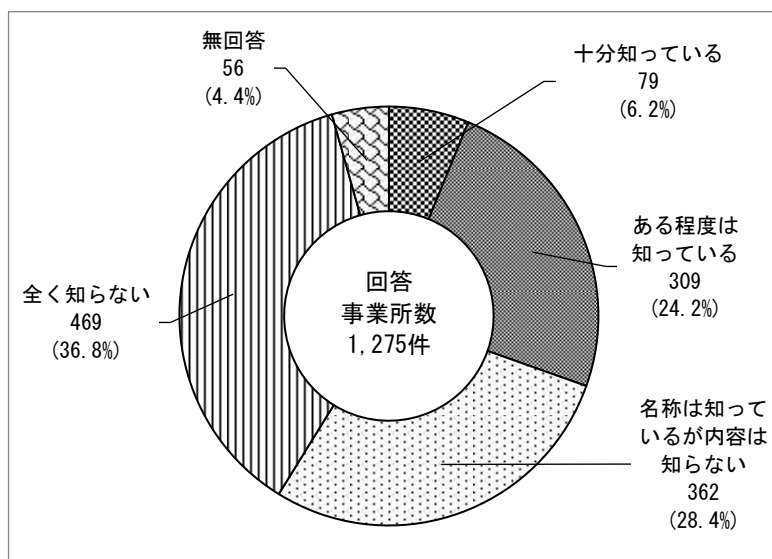
5.その他の回答
折りたたみコンテナ(通い箱)の利用。
電子化・ペーパーレス。
工事内容や施工体制の見直しなど。
脱水処理を導入。
生産技術の向上による削減。
ハード事業からソフト事業へ割合の変化。
従前より廃棄物を出さない工程作業に努めているが、自社製品の減少に伴い更に減少傾向にある。
コロナの影響で仕事量減。
集客数減による廃棄物の減少。
機器の寿命が伸びた為。
印刷も看板も外注が増加している為。
毎年、定期的に所内整理を行っており、年度によって排出量にばらつきがある。

8. 産業廃棄物税の導入について

平成 18 年 4 月より導入された産業廃棄物税について、「十分知っている」は 1 割未満 (6.2%) となっており、「ある程度は知っている」(24.2%) と合わせると、3 割程度 (30.4%) が認知している状況にある。

一方で、「全く知らない」は約 4 割 (36.8%) であった。

業種別で見ると、「十分知っている」では電気・水道業の割合が若干高く、「全く知らない」では、その他の業種の割合が高くなっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 十分知っている	42 (11.2%)	17 (5.5%)	6 (14.0%)	14 (2.6%)	79 (6.2%)
2 ある程度は知っている	132 (35.3%)	64 (20.6%)	17 (39.5%)	96 (17.5%)	309 (24.2%)
3 名称は知っているが内容は知らない	111 (29.7%)	89 (28.7%)	9 (20.9%)	153 (27.9%)	362 (28.4%)
4 全く知らない	79 (21.1%)	124 (40.0%)	9 (20.9%)	257 (46.9%)	469 (36.8%)
無回答	10 (2.7%)	16 (5.2%)	2 (4.7%)	28 (5.1%)	56 (4.4%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

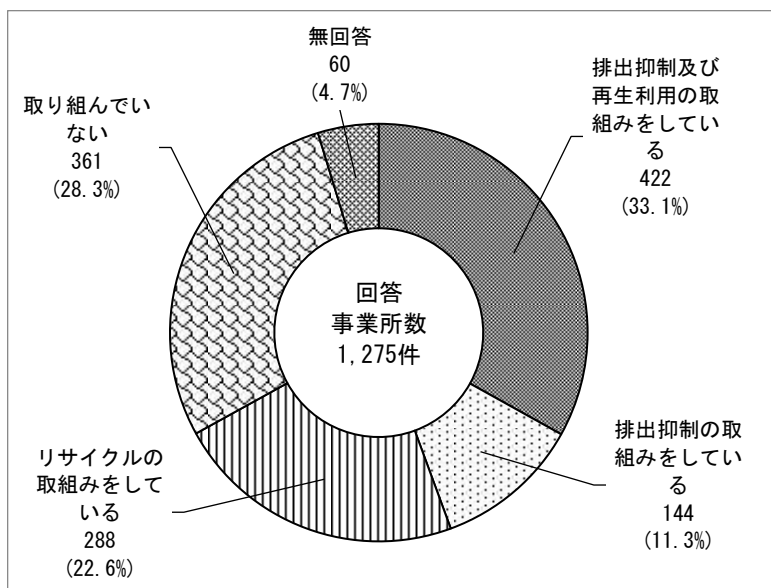
9. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について

(1) 現在の取組みの状況

税の導入に伴う現在の取組み状況については、「排出抑制及びリサイクルの取組みをしている」(33.1%)、「排出抑制の取組みをしている」(11.3%)、「リサイクルの取組みをしている」(22.6%)など、何らかの取組みをしている事業所を合わせると約7割(67.0%)を占めている。

一方、「取り組んでいない」事業所は約3割(28.3%)となっている。

何らかの取組みをしている事業所を業種別でみると、建設業が82.3%で比較的高い。

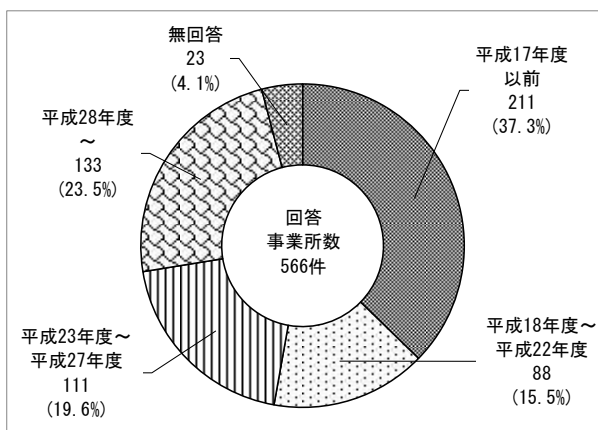


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 排出抑制及びリサイクルの取組みをしている	168 (44.9%)	95 (30.6%)	15 (34.9%)	144 (26.3%)	422 (33.1%)
2 排出抑制の取組みをしている	45 (12.0%)	39 (12.6%)	2 (4.7%)	58 (10.6%)	144 (11.3%)
3 リサイクルの取組みをしている	95 (25.4%)	69 (22.3%)	12 (27.9%)	112 (20.4%)	288 (22.6%)
4 取り組んでいない	59 (15.8%)	84 (27.1%)	12 (27.9%)	206 (37.6%)	361 (28.3%)
無回答	7 (1.9%)	23 (7.4%)	2 (4.7%)	28 (5.1%)	60 (4.7%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

(2) 取組開始時期

①排出抑制

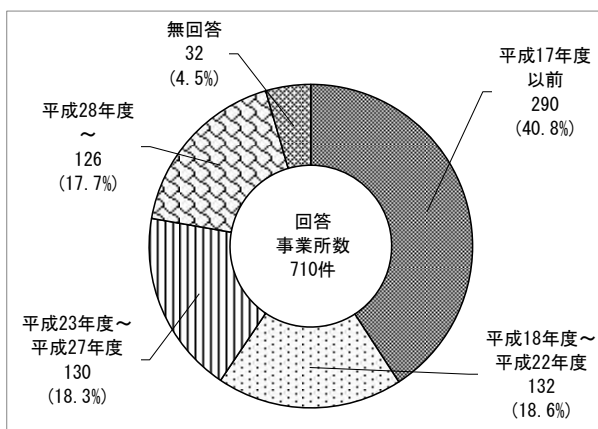
(1) で排出抑制の「取組みをしている」と回答した事業所 566 件について、排出抑制の取組みを開始した時期をみると、「平成 17 年度以前」(37.3%)が最も多く、次いで「平成 28 年度～」(23.5%)、「平成 23 年度～平成 27 年度」(19.6%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 平成17年度以前	76 (35.7%)	47 (35.1%)	14 (82.4%)	74 (36.6%)	211 (37.3%)
2 平成18年度～平成22年度	37 (17.4%)	23 (17.2%)		28 (13.9%)	88 (15.5%)
3 平成23年度～平成27年度	55 (25.8%)	21 (15.7%)	1 (5.9%)	34 (16.8%)	111 (19.6%)
4 平成28年度～	37 (17.4%)	37 (27.6%)	2 (11.8%)	57 (28.2%)	133 (23.5%)
無回答	8 (3.0%)	6 (3.7%)		9 (3.5%)	23 (3.2%)
計	213 (100.0%)	134 (100.0%)	17 (100.0%)	202 (100.0%)	566 (100.0%)

②リサイクル (H26 は再生利用)

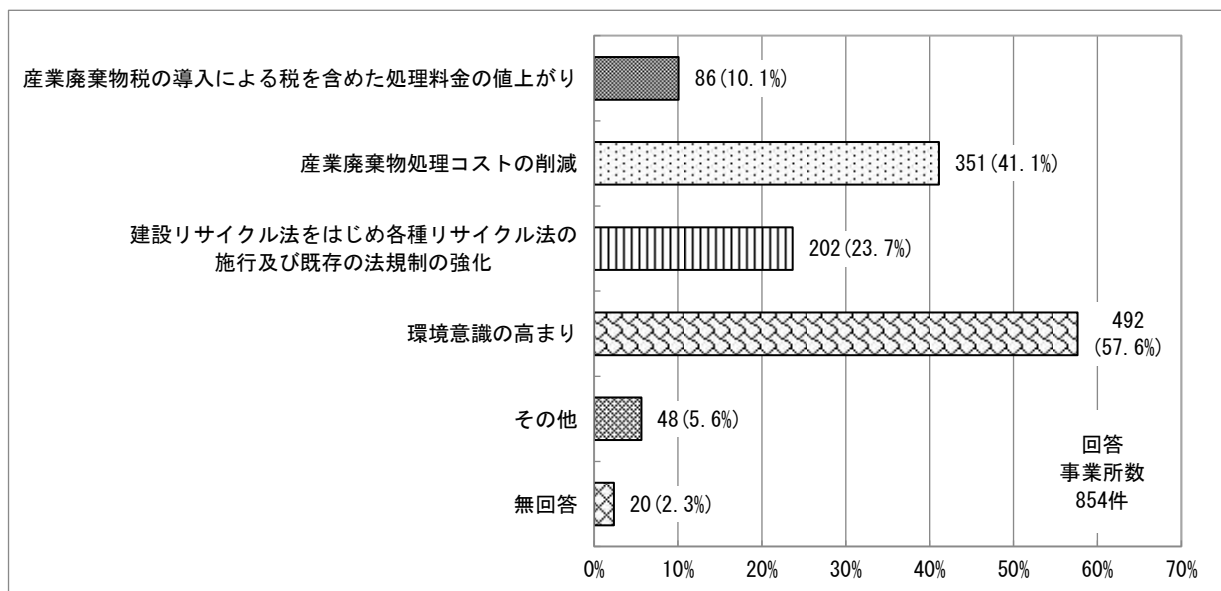
(1) でリサイクルの「取組みをしている」と回答した事業所 710 件について、リサイクルの取組みを開始した時期をみると、「平成 17 年度以前」(40.8%)が最も多く、次いで「平成 18 年度～平成 22 年度」(18.6%)、「平成 23 年度～平成 27 年度」(18.3%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 平成17年度以前	91 (34.6%)	74 (45.1%)	25 (92.6%)	100 (39.1%)	290 (40.8%)
2 平成18年度～平成22年度	67 (25.5%)	28 (17.1%)		37 (14.5%)	132 (18.6%)
3 平成23年度～平成27年度	58 (22.1%)	23 (14.0%)	2 (7.4%)	47 (18.4%)	130 (18.3%)
4 平成28年度～	36 (13.7%)	34 (20.7%)		56 (21.9%)	126 (17.7%)
無回答	11 (4.2%)	5 (3.0%)		16 (6.3%)	32 (4.5%)
計	263 (100.0%)	164 (100.0%)	27 (100.0%)	256 (100.0%)	710 (100.0%)

(3) 取組みの動機（複数回答有）

何らかの取組みをしている事業所(854件)のうち、その動機についての回答をみると、「環境意識の高まり」(492件、57.6%)が最も多く、次いで「産業廃棄物処理コストの削減」(351件、41.1%)、「建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化」(202件、23.7%)、「産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり」(86件、10.1%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり	35 (11.4%)	19 (9.4%)		32 (10.2%)	86 (10.1%)
2 産業廃棄物処理コストの削減	106 (34.4%)	99 (48.8%)	17 (58.6%)	129 (41.1%)	351 (41.1%)
3 建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化	138 (44.8%)	27 (13.3%)	7 (24.1%)	30 (9.6%)	202 (23.7%)
4 環境意識の高まり	169 (54.9%)	111 (54.7%)	21 (72.4%)	191 (60.8%)	492 (57.6%)
5 その他	7 (2.3%)	16 (7.9%)	5 (17.2%)	20 (6.4%)	48 (5.6%)
無回答	3 (1.0%)	4 (2.0%)		13 (4.1%)	20 (2.3%)
計	458 (148.7%)	276 (136.0%)	50 (172.4%)	415 (132.2%)	1,199 (140.4%)
回答事業所数	308	203	29	314	854

5. その他の回答

ISO14001取得に伴い取り組んでいる。

エコアクション21の取組み。

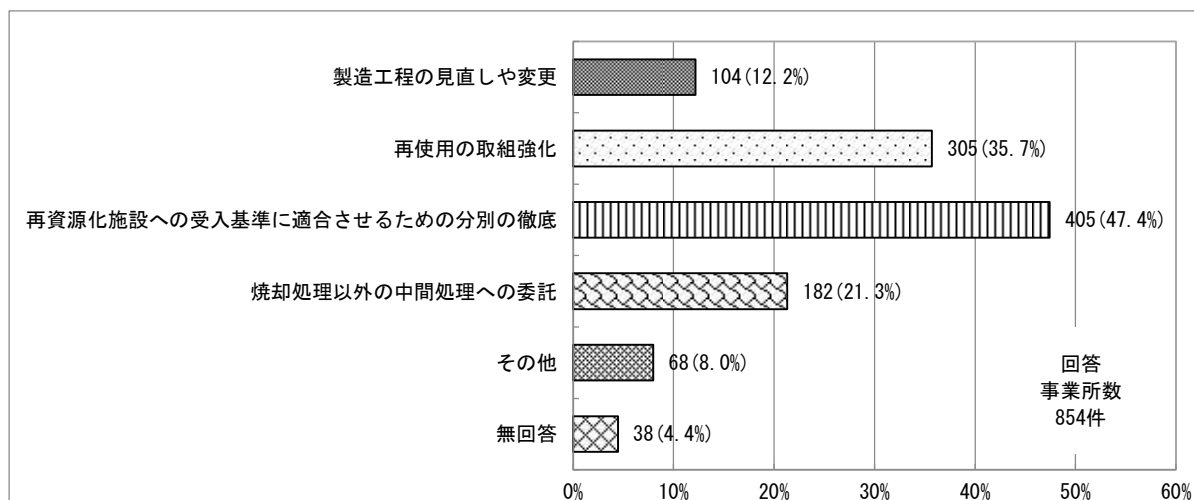
ごみの分別徹底及びグリーン購入の推進。

産業廃棄物処理計画書の作成を機に。

自社処分場の延命化。

(4) 排出抑制・リサイクルの取組みの内容（複数回答有）

排出抑制・リサイクルの取組みの内容については、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」(405件、47.4%)が最も多く、次いで「再使用の取組強化」(305件、35.7%)、「焼却処理以外の中間処理への委託」(182件、21.3%)、「製造工程の見直しや変更」(104件、12.2%)の順になっている。



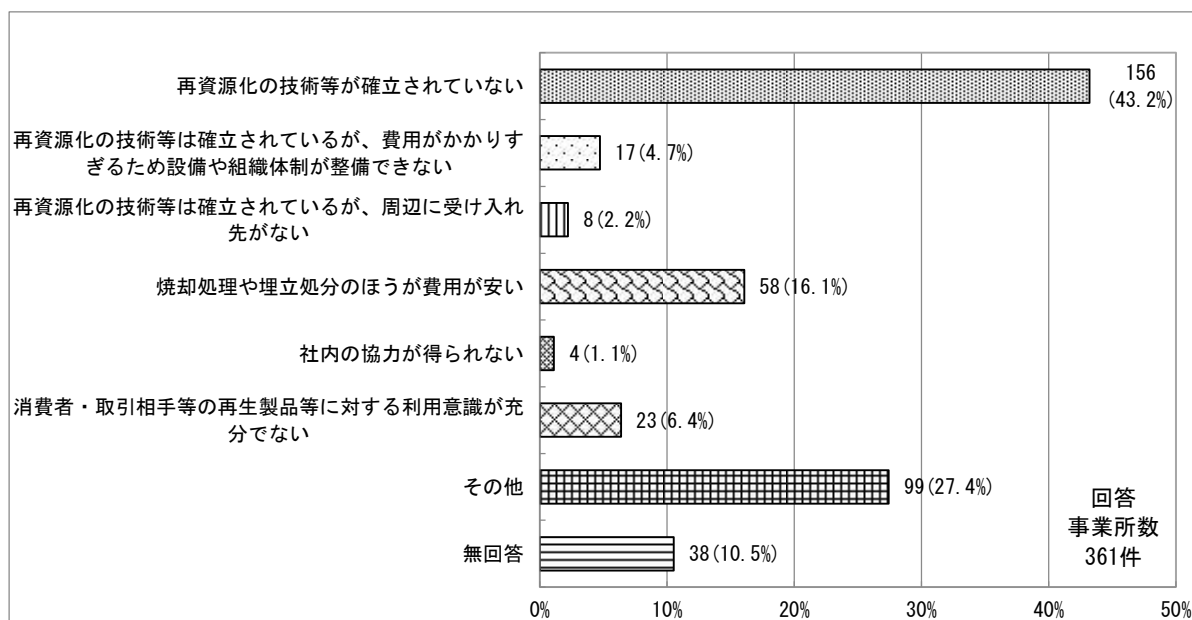
	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 製造工程の見直しや変更	19 (6.2%)	58 (28.6%)	8 (27.6%)	19 (6.1%)	104 (12.2%)
2 再使用の取組強化	111 (36.0%)	65 (32.0%)	13 (44.8%)	116 (36.9%)	305 (35.7%)
3 再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底	205 (66.6%)	72 (35.5%)	7 (24.1%)	121 (38.5%)	405 (47.4%)
4 焼却処理以外の中間処理への委託	72 (23.4%)	45 (22.2%)	6 (20.7%)	59 (18.8%)	182 (21.3%)
5 その他	6 (1.9%)	19 (9.4%)	2 (6.9%)	41 (13.1%)	68 (8.0%)
無回答	11 (3.6%)	6 (3.0%)		21 (6.7%)	38 (4.4%)
計	424 (137.7%)	265 (130.5%)	36 (124.1%)	377 (120.1%)	1,102 (129.0%)
回答事業所数	308	203	29	314	854

5. その他の回答

- ペーパーレス化。
- パッケージ等の消滅。バイオマスプラスチック、生分解性樹脂の導入で環境への考慮。
- 適正、適法に処理できる中間処理への委託。
- 洗車回数、洗車用水を制限し、油分離槽の汚泥削減に努めている。
- 滅菌処理装置の導入、細分化。
- 店頭での食品トレイ、牛乳パックの回収。
- 副産物を原料とした商品開発。
- グリーン購入法適合商品の購入。古紙リサイクル、パソコンリサイクル。
- 生ゴミ自社処理。
- 必要な方へ無償譲渡。
- 従業員への意識づけ。
- 修理体制の充実による長寿命化。
- 製造工程の効率化と分別の徹底。

(5) 排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由（複数回答有）

排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由については、「再資源化の技術等が確立されていない」（156件、43.2%）が最も多く、次いで「その他」（99件、27.4%）、「焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い」（58件、16.1%）、「消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が十分でない」（23件、6.4%）の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 再資源化の技術等が確立されていない	36 (61.0%)	32 (38.1%)		88 (42.7%)	156 (43.2%)
2 再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない	6 (10.2%)	4 (4.8%)		7 (3.4%)	17 (4.7%)
3 再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない		4 (4.8%)		4 (1.9%)	8 (2.2%)
4 焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い	10 (16.9%)	12 (14.3%)	2 (16.7%)	34 (16.5%)	58 (16.1%)
5 社内の協力が得られない	1 (1.7%)	1 (1.2%)		2 (1.0%)	4 (1.1%)
6 消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が十分でない	4 (6.8%)	5 (6.0%)		14 (6.8%)	23 (6.4%)
7 その他	11 (18.6%)	21 (25.0%)	11 (91.7%)	56 (27.2%)	99 (27.4%)
無回答	4 (6.8%)	13 (15.5%)		21 (10.2%)	38 (10.5%)
計	72 (122.0%)	92 (109.5%)	13 (108.3%)	226 (109.7%)	403 (111.6%)
回答事業所数	59	84	12	206	361

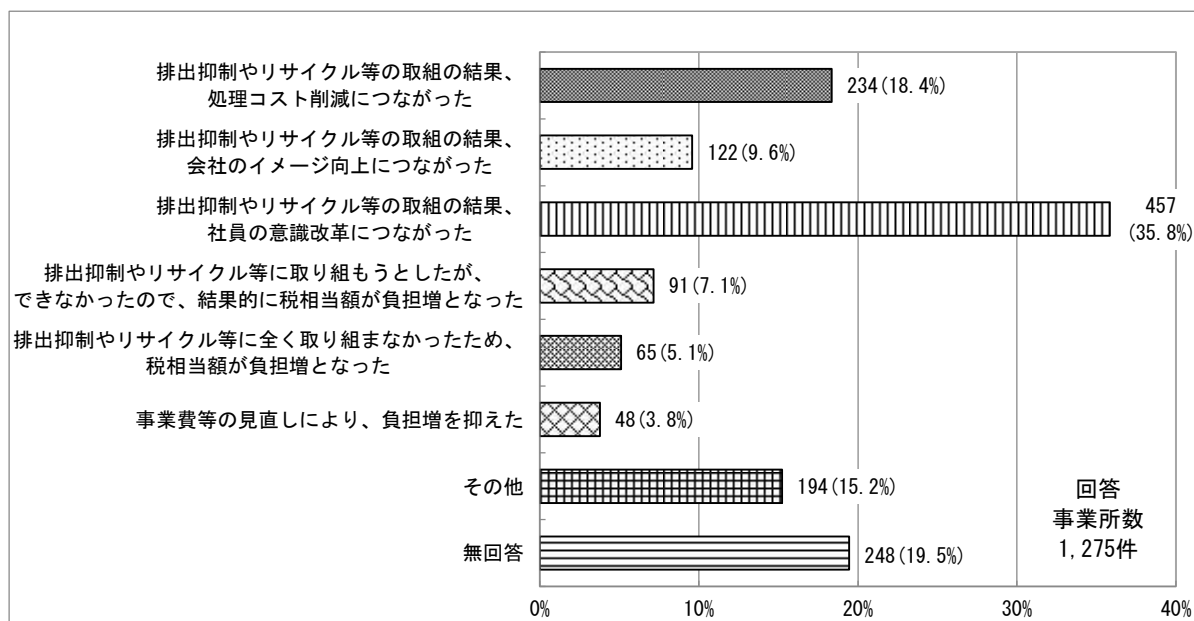
7.その他の回答

産業廃棄物の発生量が非常に少なく、再資源になる様な物は、ほとんど排出していない。
主にアスファルトコンクリート殻の発生による排出なので、リサイクル施設を有する他社への委託が最善である為。

医療行為による廃棄物は排出規制できない。また、リサイクルは好ましくない。
新型コロナウイルスの発生により職員、患者様の感染拡大防止の観点から、排出抑制・リサイクル等が現在は取り組めない。

(6) 税導入の影響（複数回答有）

産業廃棄物税の導入による経営上の影響については、「排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった」（457件、35.8%）が最も多く、次いで「排出抑制や再生利用等の取組の結果、処理コスト削減につながった」（234件、18.4%）、
「排出抑制や再生利用等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった」（122件、9.6%）の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト削減につながった	86 (23.0%)	57 (18.4%)	4 (9.3%)	87 (15.9%)	234 (18.4%)
2 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった	61 (16.3%)	35 (11.3%)	4 (9.3%)	22 (4.0%)	122 (9.6%)
3 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった	213 (57.0%)	97 (31.3%)	9 (20.9%)	138 (25.2%)	457 (35.8%)
4 排出抑制やリサイクル等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった	16 (4.3%)	27 (8.7%)	2 (4.7%)	46 (8.4%)	91 (7.1%)
5 排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった	12 (3.2%)	11 (3.5%)	1 (2.3%)	41 (7.5%)	65 (5.1%)
6 事業費等の見直しにより、負担増を抑えた	15 (4.0%)	14 (4.5%)		19 (3.5%)	48 (3.8%)
7 その他	20 (5.3%)	42 (13.5%)	19 (44.2%)	113 (20.6%)	194 (15.2%)
無回答	36 (9.6%)	75 (24.2%)	7 (16.3%)	130 (23.7%)	248 (19.5%)
計	459 (122.7%)	358 (115.5%)	46 (107.0%)	596 (108.8%)	1,459 (114.4%)
回答事業所数	374	310	43	548	1,275

7. その他の回答

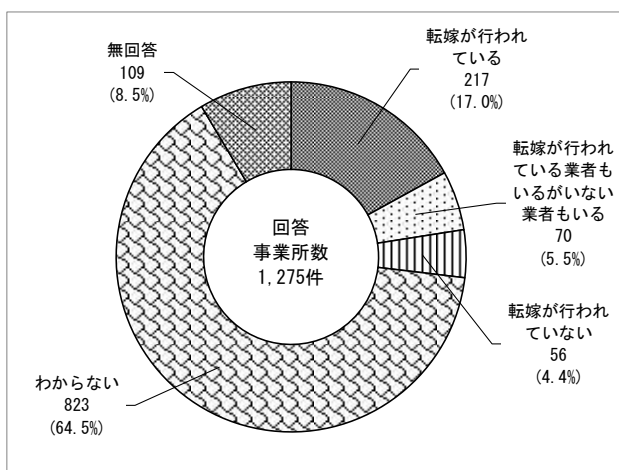
排出抑制やリサイクル等に取り組んでいるものの、廃棄物は一定量発生するため、結果的に税相当額が負担増となった。

産業廃棄物税の導入以前より排出抑制やリサイクル等に取り組んでいて、導入前後で搬出量に大きな変化がなく、結果的に税相当額が負担増となった。

10. 産業廃棄物税の制度について

(1) 中間処理業者からの税の転嫁の状況

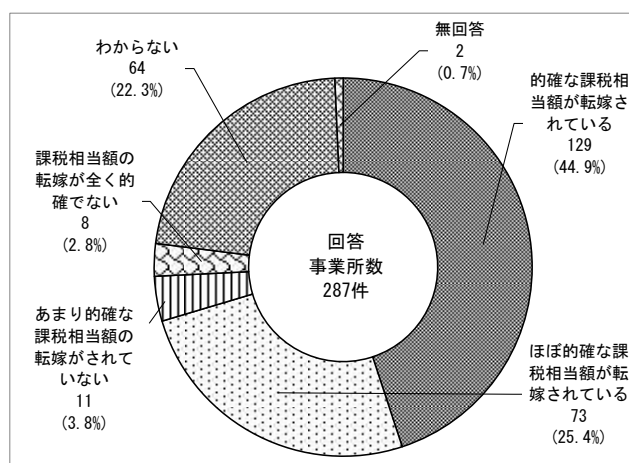
中間処理業者からの税の転嫁の状況については、「わからない」(64.5%)が最も多いものの、「転嫁が行われている」は約2割(17.0%)となっている。なお、「転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる」(5.5%)や「転嫁が行われていない」(4.4%)は1割以下となっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 転嫁が行われている	97 (25.9%)	44 (14.2%)	7 (16.3%)	69 (12.6%)	217 (17.0%)
2 転嫁が行われている業者もいるが いない業者もいる	39 (10.4%)	16 (5.2%)		15 (2.7%)	70 (5.5%)
3 転嫁が行われていない	20 (5.3%)	14 (4.5%)	5 (11.6%)	17 (3.1%)	56 (4.4%)
4 わからない	208 (55.6%)	197 (63.5%)	28 (65.1%)	390 (71.2%)	823 (64.5%)
無回答	10 (2.7%)	39 (12.6%)	3 (7.0%)	57 (10.4%)	109 (8.5%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

(2) 税の転嫁の的確性

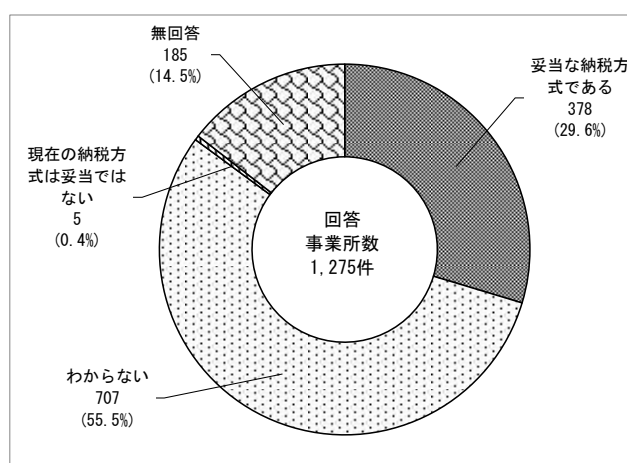
(1) で転嫁が行われていると回答のあった 287 件について、税の転嫁の的確性をみると、「的確な課税相当額が転嫁されている」(44.9%)が最も多く、次の「ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている」(25.4%)を合わせると、7割(70.3%)が的確と判断していることがうかがえる。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 的確な課税相当額が転嫁されている	58 (42.6%)	32 (53.3%)	6 (85.7%)	33 (39.3%)	129 (44.9%)
2 ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている	37 (27.2%)	13 (21.7%)		23 (27.4%)	73 (25.4%)
3 あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない	7 (5.1%)	2 (3.3%)		2 (2.4%)	11 (3.8%)
4 課税相当額の転嫁が全くの確でない	3 (2.2%)	3 (5.0%)		2 (2.4%)	8 (2.8%)
5 わからない	31 (22.8%)	10 (16.7%)		23 (27.4%)	64 (22.3%)
無回答			1 (14.3%)	1 (1.2%)	2 (0.7%)
計	136 (100.0%)	60 (100.0%)	7 (100.0%)	84 (100.0%)	287 (100.0%)

(3) 納税方式

現在の納税方式の妥当性については、「わからない」が5割以上(55.5%)、「妥当な納税方式である」が3割(29.6%)を占めている。なお、「現在の納税方式は妥当ではない」は0.4%にとどまっている。

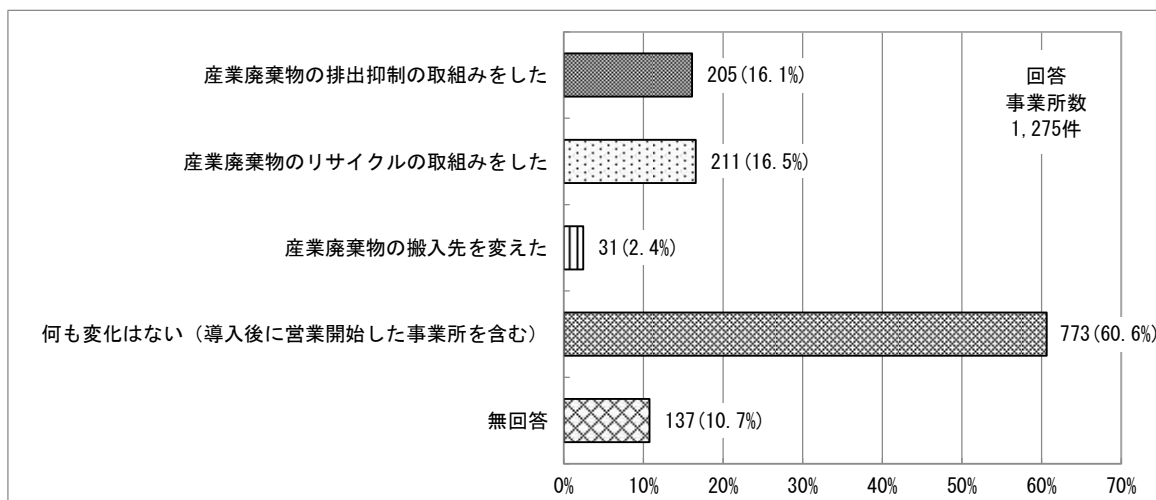


	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 妥当な納税方式である	139 (37.2%)	83 (26.8%)	23 (53.5%)	133 (24.3%)	378 (29.6%)
2 わからない	206 (55.1%)	161 (51.9%)	14 (32.6%)	326 (59.5%)	707 (55.5%)
3 現在の納税方式は妥当ではない	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (2.3%)	2 (0.4%)	5 (0.4%)
無回答	28 (7.5%)	65 (21.0%)	5 (11.6%)	87 (15.9%)	185 (14.5%)
計	374 (100.0%)	310 (100.0%)	43 (100.0%)	548 (100.0%)	1,275 (100.0%)

1 1. 産業廃棄物税の広域的導入について

(1) 産業廃棄物税の導入後における変化（複数回答有）

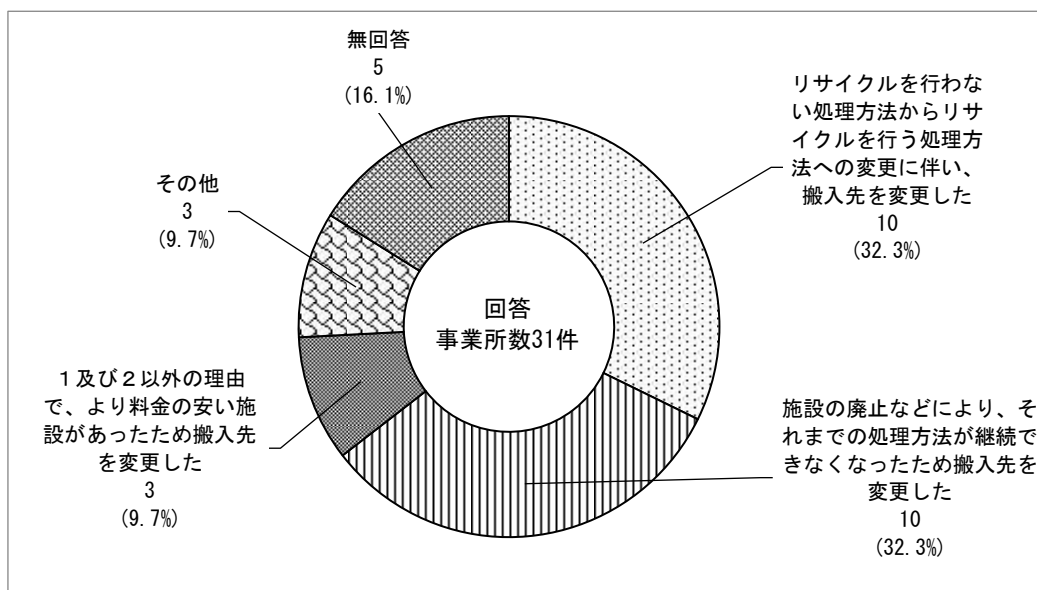
産業廃棄物税の導入後における変化については、「何も変化はない(導入後に営業開始した事業所を含む)」(773件、60.6%)が最も多く、次いで「産業廃棄物のリサイクルの取組みをした」(211件、16.5%)、「産業廃棄物の排出抑制の取組みをした」(205件、16.1%)の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 産業廃棄物の排出抑制の取組みをした	104 (27.8%)	35 (11.3%)	4 (9.3%)	62 (11.3%)	205 (16.1%)
2 産業廃棄物のリサイクルの取組みをした	103 (27.5%)	35 (11.3%)	4 (9.3%)	69 (12.6%)	211 (16.5%)
3 産業廃棄物の搬入先を変えた	8 (2.1%)	6 (1.9%)		17 (3.1%)	31 (2.4%)
4 何も変化はない(導入後に営業開始した事業所を含む)	190 (50.8%)	198 (63.9%)	34 (79.1%)	351 (64.1%)	773 (60.6%)
無回答	13 (3.5%)	47 (15.2%)	2 (4.7%)	75 (13.7%)	137 (10.7%)
計	418 (111.8%)	321 (103.5%)	44 (102.3%)	574 (104.7%)	1,357 (106.4%)
回答事業所数	374	310	43	548	1,275

(2) 産業廃棄物の搬入先を変更した理由

(1) で搬入先を変えたという回答のあった 31 件について、産業廃棄物を処理する場所を変更した理由をみると、「リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した」と「施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した」(10 件、32.3%)が最も多く、次いで「1 及び 2 以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した」となっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした					
2 リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した	4 (50.0%)	2 (33.3%)		4 (23.5%)	10 (32.3%)
3 施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した	4 (50.0%)	2 (33.3%)		4 (23.5%)	10 (32.3%)
4 1 及び 2 以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した				3 (17.6%)	3 (9.7%)
5 その他		1 (16.7%)		2 (11.8%)	3 (9.7%)
無回答		1 (16.7%)		4 (23.5%)	5 (16.1%)
計	8 (100.0%)	6 (100.0%)		17 (100.0%)	31 (100.0%)

5. その他の回答

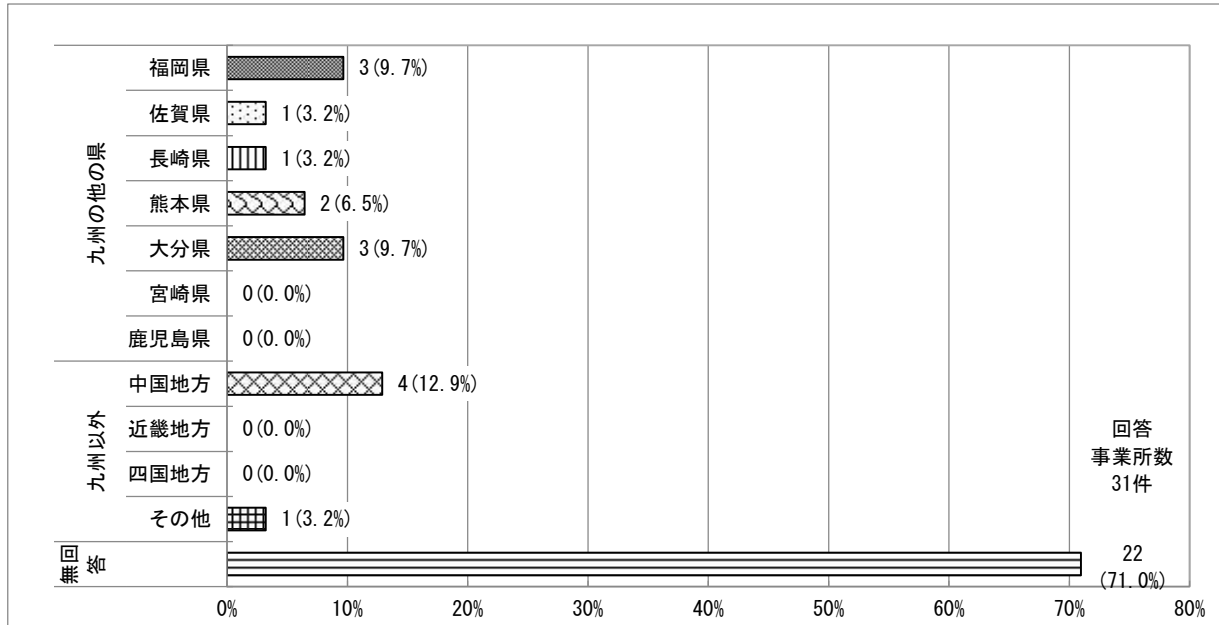
業社処理内容で変更した。(社内分別後)3社に別けた。

職場から近い業者(搬入先)に変更した。(県内)

(3) 変更後の搬入先（複数回答有）

変更後の搬入先については、九州の他の県では「福岡県」と「大分県」（3件、9.7%）が最も多く、次いで「熊本県」（2件、6.5%）となっている。

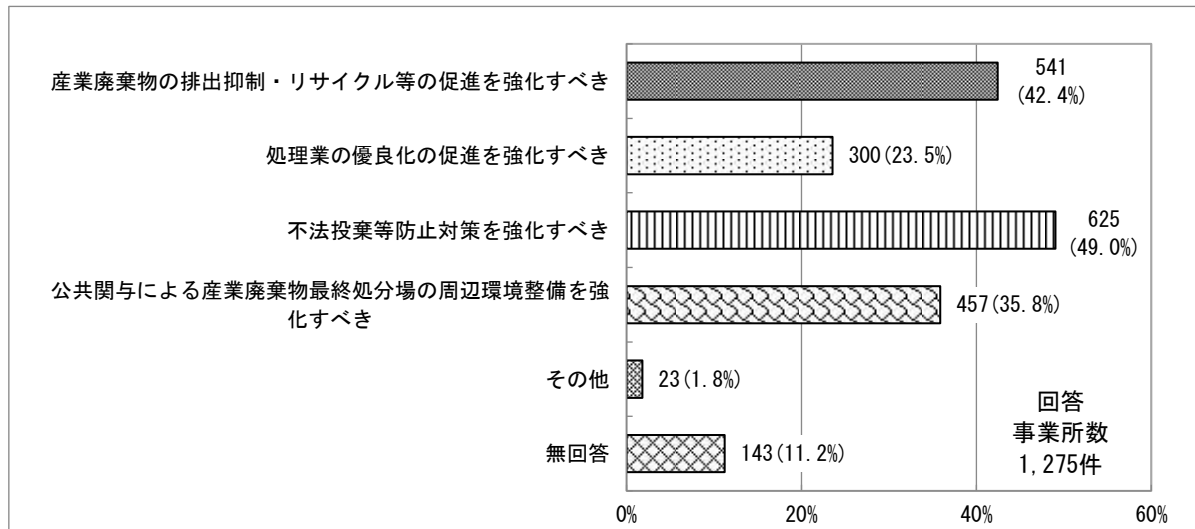
また、九州以外では「中国地方」（4件、12.9%）が最も多く、次いで「その他」（1件、3.2%）となっている。



		建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
九州の他の県	1 福岡県	1 (12.5%)	1 (16.7%)		1 (5.9%)	3 (9.7%)
	2 佐賀県	1 (12.5%)				1 (3.2%)
	3 長崎県	1 (12.5%)				1 (3.2%)
	4 熊本県	2 (25.0%)				2 (6.5%)
	5 大分県	1 (12.5%)			2 (11.8%)	3 (9.7%)
	6 宮崎県					
	7 鹿児島県					
九州以外	1 中国地方	1 (12.5%)	1 (16.7%)		2 (11.8%)	4 (12.9%)
	2 近畿地方					
	3 四国地方					
	4 その他				1 (5.9%)	1 (3.2%)
無回答		6 (75.0%)	4 (66.7%)		12 (70.6%)	22 (71.0%)
計		13 (162.5%)	6 (100.0%)	0	18 (105.9%)	37 (119.4%)
回答事業所数		8	6	0	17	31

12. 産業廃棄物税の税収使途について（複数回答有）

今後の産業廃棄物税の税収使途については、「不法投棄等防止対策を強化すべき」（625件、49.0%）が最も多く、次いで「産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等の促進を強化すべき」（541件、42.4%）、「公共関与による産業廃棄物処分場の周辺環境整備を強化すべき」（457件、35.8%）の順になっている。



	建設業	製造業	電気・水道業	その他	計
1 産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等の促進を強化すべき	167 (44.7%)	128 (41.3%)	17 (39.5%)	229 (41.8%)	541 (42.4%)
2 処理業の優良化の促進を強化すべき	98 (26.2%)	65 (21.0%)	11 (25.6%)	126 (23.0%)	300 (23.5%)
3 不法投棄等防止対策を強化すべき	222 (59.4%)	138 (44.5%)	15 (34.9%)	250 (45.6%)	625 (49.0%)
4 公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備を強化すべき	123 (32.9%)	96 (31.0%)	24 (55.8%)	214 (39.1%)	457 (35.8%)
5 その他	3 (0.8%)	5 (1.6%)	1 (2.3%)	14 (2.6%)	23 (1.8%)
無回答	14 (3.7%)	47 (15.2%)	3 (7.0%)	79 (14.4%)	143 (11.2%)
計	627 (167.6%)	479 (154.5%)	71 (165.1%)	912 (166.4%)	2,089 (163.8%)
回答事業所数	374	310	43	548	1,275

5. その他の回答

産業廃棄物を再利用し商品化する事業者へ還元、または設備導入時に補助金として交付する。
 離島から本島への海上輸送費の補助。
 県外へのマテリアル品を排出抑制し、地産地消のサイクルにするためにも公共関与による製造業を拡大すべき。
 一般家庭から排出されている廃棄物を、回収する業者の補助をしてはどうか。一般ごみ回収に費用をかけたくないの、不法投棄が増えている為。
 県内処理が出来ない物を県内で処理する為の設備投資や設立等への補助など。

13. 産業廃棄物税に関する意見

産業廃棄物税に関する自由意見を取りまとめると、以下のとおりである。

業種名	産業廃棄物税に関する意見
建設業	「ライフサイクルアセスメント」等の手法を活用し、実効性のある施策に利用して欲しい。
	リサイクルにおいて、廃石膏ボードの再生工場の誘致における補助金など。
	県内で処理を受入れる会社が少ない為、現在は自社の5割以上は県外搬出で対応しています。特に、焼燃施設を有する処理会社さんは、とても少ない上に米軍からの一般廃棄物の受け入りの為、年々搬入制限がある状況です。公的な焼燃(焼却)処理施設の建設を県内企業としては、切に希望しております。
	廃棄物の不法投棄等を少なくするには製造販売する時点で処理費・産業廃棄物税を製品代金に転嫁しておく事は出来ないのでしょうか。処理段階の経費を削減しない限り不法投棄はなくならないと思います。産業廃棄物税を取っているのであれば、廃棄物処分場の整備・建設、新しい処分方法の研究などに、あててほしいです。人が生きていくうえでゴミの問題は無くないので、税金を有効的に活用してほしい。
	事業者に関しては産廃処理意識は良くなっていると思うが一般の人々の廃棄物に対する意識改革にも気を配った方がよい(不法投棄の抑制対策等にも費用をかけたらかうか)。
	県内に特別管理型廃棄物処理場と最終処分場を作してほしい。 基地から排出される有害物質(放射性物質・有機溶剤)などを処理できる施設を国と県で作ってほしい。
	離島においては処理、リサイクルが出来ない。産業廃棄物は島以外に搬出しなければなりません。それにかかるコストが割高となり住民生活に過重な負担を強いています。島内で処理できない産廃に関して県の補助制度を充実していただきたい。
	現状では仕方ないが将来にはリサイクルや排出抑制が進み税率が下がる事を望みます。
	沖縄県中、北部の山林では一般人の不法投棄がひどすぎる。特に冷蔵庫、テレビ、一般家電や家具等があるが対策が後手である。美観を損ねる。行政として全部回収してもらいたい。
製造業	産業廃棄物税があること自体知らなかった。
	植物性残渣は、リサイクルできるものと考えているが肥料に転用したりして良いものか。環境に問題があるのか不安はある。どのように判断すればよいか。
	自分達で処理可能な商品では無い為、お金がある程度かかってもいいので、きちんとした処理が出来る様にしてもらいたいです。
	大型焼却炉を持った処分場を県が運用することで、廃棄物処理の費用が下がると不法投棄も減ると思う。 県内企業は、産業廃棄物を処理するにも、処理が県内でできないことが多く、その場合、県外へ搬出しなければならない。すると必然的に費用が高くなる。 大型中間処理・最終処分場の建設は必要。(県内に少なくとも2か所「北部・南部」は必要と考える)
	有償で処理しているとはいえ、当寮元も廃棄物を発生させている現状は、近年のリサイクルの流れに逆行していると言われても致し方ないと考えます。しかしながら、後の絶たない不法投棄は絶対に許されるものではありません。それらの中には有害物も多くあると聞きます。 税収使途は色々あると思いますが、まず先に不法投棄の根絶強化第一と考えます。更なる刑罰強化も。
	FRPリサイクルにて現状、県外に移送処分しているのを県内にて実施する方向で出来ないのか。
農業、林業	適切な徴収方法と活用が求められる。特に、消費税の二重課税の可能性は拭えないのが現状ではないか。
情報通信業	IT企業の為、ゴミは事務所を借りている管理会社にゴミ処理代と家賃を一緒に支払っている為まったく分かりません。ただ、管理会社よりゴミ分別の周知徹底のお知らせはありました。
運輸業、郵便業	各県で発生した廃棄物は県内で処理できるように税を活用したら良いと思います。 持続可能な社会の構築のために「産業廃棄物税」は、より重要度を増すと思う。
卸売業、小売業	あまり理解していない事がわかった。もう少し関心を持って今後の運営について考えたい。
	国、県主導のもと、排出量削減、リサイクルのプラント設備を充実させてほしい。
	廃棄物の処理業者の機械導入に対して、補助は出ていますか。 離島では業者が中古を使っているようで故障が多い。 新品を導入する為の補助拡充をしていただき、安定した処理環境が整う事を願います。

業種名	産業廃棄物税に関する意見
宿泊業, 飲食サービス業	観光立県として、那覇市内各河川敷および、路地裏等に不法投棄されている廃棄物対策強化をされることを願います。観光のイメージダウンにつながります。
医療, 福祉	<p>広報、周知が必要だと感じる。</p> <p>処理に関する費用が大きくなる方向だと不法投棄は増えると思う。</p>
サービス業(他に分類されないもの)	<p>沖縄県は離島が多いので輸送コストが 高くつくところが多くなります。</p> <p>運搬業者の登録が必要なため輸送手段がない。県としてその業者にも手を差し伸べて欲しい。</p> <p>正常に処理をしたくても沖縄県に処理業者がないことがあった。何とかしてください。</p> <p>コストをかけて県外に出すとマニフェストがもらえない。</p>

第5章 産業廃棄物税導入について

第5章 産業廃棄物税導入について

本県では、産業廃棄物の排出を抑制し、その循環的利用及び適正処理を推進するため、平成18年(2006年)4月から産業廃棄物税を導入した。ここでは、税導入による影響や効果について考察する。

第1節 税導入前後の排出量及び処理・処分状況(動物のふん尿を除く)

令和元年度(2019年度)の排出量は1,842千トンであり、平成17年度(2005年度)と比較して102千トン(5.3%)減少している。

平成17年度に対する令和元年度の処理・処分状況については、再生利用量が883千トン(排出量の45.4%)から893千トン(同48.5%)へ10千トンの上昇、減量化量が837千トン(同43.1%)から878千トン(同47.7%)へ41千トンの上昇、最終処分量は215千トン(同11.1%)から69千トン(同3.8%)へ146千トンの大幅な減少、保管等その他は8千トン(同0.4%)から1千トン(同0.1%)へ7千トンの減少となっている。

表5-1-1 排出量及び処理・処分状況の推移

(単位:千トン/年)

項目	H17(2005)		H18(2006)		H20(2008)		H25(2013)		R1(2019)		H17年度に対する増減率(%)
	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	排出量	構成比(%)	
排出量	1,944	100	1,937	100	1,875	100	1,826	100	1,842	100	▲ 5.3
再生利用量	883	45.4	908	46.9	912	48.6	910	49.8	893	48.5	1.1
減量化量	837	43.1	854	44.1	826	44.0	853	46.7	878	47.7	4.9
最終処分量	215	11.1	164	8.4	121	6.5	61	3.4	69	3.8	▲ 67.7
その他量	8	0.4	11	0.6	17	0.9	2	0.1	1	0.1	▲ 86.2

注1) 表中の数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

注2) H17年度に対する増減率(%) = (R1年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

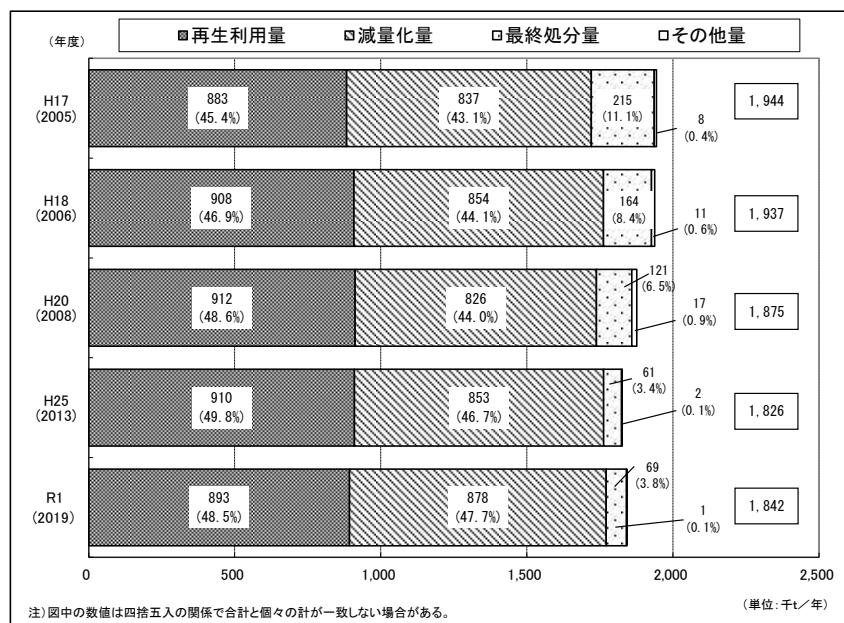


図5-1-1 排出量及び処理・処分状況の推移

1. 排出量

令和元年度(2019年度)の排出量は県全体で1,842千トンであり、平成17年度(2005年度:1,944千トン)と比較して102千トン(5.3%)減少している。これを主な種類でみると、汚泥、動植物性残さは増加しており、がれき類、ばいじん、木くずは減少している。

業種別にみると、電気・水道業及び製造業は増加しており、建設業は減少している。

表5-1-2 種類別排出量の比較

(単位:千トン/年)

種類	H17(2005)		H18(2006)		H20(2008)		H25(2013)		R1(2019)		H17年度に 対する 増減量	H17年度に 対する 増減率(%)	H17年度に 対する 寄与度(%)
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)			
汚泥	812	41.8	883	45.6	910	48.5	890	48.7	873	47.4	61	7.6	3.2
がれき類	692	35.6	624	32.2	513	27.4	470	25.7	368	20.0	▲324	▲46.8	▲16.6
ばいじん	142	7.3	147	7.6	160	8.5	124	6.8	136	7.4	▲6	▲4.2	▲0.3
動植物性残さ	99	5.1	103	5.3	117	6.2	116	6.4	202	11.0	103	104.1	5.3
木くず	51	2.6	43	2.2	35	1.9	41	2.3	30	1.6	▲21	▲41.8	▲1.1
その他の種類	148	7.6	137	7.1	140	7.5	184	10.1	232	12.6	84	57.0	4.3
合計	1,944	100.0	1,937	100.0	1,875	100.0	1,826	100.0	1,842	100.0	▲102	▲5.3	▲5.3

注1) H17年度に対する増減率(%) = (R1年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

注2) H17年度に対する寄与度(%) = (R1年度実績 - H17年度実績) ÷ H17年度実績の合計 × 100

寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

表5-1-3 業種別排出量の比較

(単位:千トン/年)

業種	H17(2005)		H18(2006)		H20(2008)		H25(2013)		R1(2019)		H17年度に 対する 増減量	H17年度に 対する 増減率(%)	H17年度に 対する 寄与度(%)
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)			
電気・水道業	837	43.1	895	46.2	961	51.3	939	51.4	900	48.8	63	7.5	3.2
建設業	792	40.7	715	36.9	599	31.9	548	30.0	478	25.9	▲314	▲39.7	▲16.2
製造業	268	13.8	281	14.5	269	14.3	306	16.7	422	22.9	154	57.3	7.9
その他の業種	47	2.4	46	2.4	46	2.5	33	1.8	43	2.3	▲4	▲9.3	▲0.2
合計	1,944	100.0	1,937	100.0	1,875	100.0	1,826	100.0	1,842	100.0	▲102	▲5.3	▲5.3

注1) H17年度に対する増減率(%) = (R1年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

注2) H17年度に対する寄与度(%) = (R1年度実績 - H17年度実績) ÷ H17年度実績の合計 × 100

寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

2. 再生利用量

令和元年度(2019年度)の再生利用量は県全体で893トン(排出量の48.5%)であり、平成17年度(2005年度:883千トン、同45.4%)と比較して量は10千トンの増加、率では1.1%の増加となっている。

これを主な種類で見ると、汚泥、ばいじん、動植物性残さの再生利用量が増加している。なお、がれき類の再生利用量は314千トン減少しているが、再生利用率は97.3%(=358千トン÷368千トン)となっており、他の種類に比べると引き続き高い水準を維持している。

表5-1-4 種類別再生利用量の比較

(単位:千トン/年)

種類	年度	H17 (2005)	H18 (2006)	H20 (2008)	H25 (2013)	R1 (2019)	H17年度に 対する増減量	H17年度に 対する増減率 (%)	H17年度に 対する寄与度 (%)
がれき類		672	609	502	455	358	▲314	▲46.7	▲35.5
汚泥		79	115	132	79	83	4	5.4	0.5
ばいじん		54	87	103	120	131	77	142.2	8.7
動植物性残さ		31	34	97	94	133	102	329.3	11.6
木くず		28	22	22	30	24	▲4	▲14.1	▲0.4
その他の種類		19	41	56	132	164	145	760.6	16.4
合計		883	908	912	910	893	10	1.1	1.1

注1) H17年度に対する増減率(%) = (R1年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

注2) H17年度に対する寄与度(%) = (R1年度実績 - H17年度実績) ÷ H17年度実績の合計 × 100

寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

3. 最終処分量

令和元年度(2019年度)の最終処分量は県全体で69千トン(排出量の3.8%)となっており、平成17年度(2005年度:215千トン、同11.1%)と比較して量で146千トン、率では67.7%の減少となっている。

これを主な種類で見ると、ばいじん、廃プラスチック類、がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずのいずれも減少しており、特にばいじんは平成17年度に対する増減率がマイナス93.9%と、大幅に減少している。

表5-1-5 種類別最終処分量の比較

(単位:千トン/年)

種類	区分	H17 (2005)	H18 (2006)	H20 (2008)	H25 (2013)	R1 (2019)	H17年度に 対する増減量	H17年度に 対する増減率 (%)	H17年度に 対する寄与度 (%)
ばいじん		88	60	58	4	5	▲83	▲93.9	▲38.4
廃プラスチック類		26	21	12	15	13	▲13	▲50.8	▲6.1
がれき類		20	10	11	15	7	▲13	▲66.2	▲6.2
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		17	11	12	17	4	▲13	▲74.7	▲5.9
その他の種類		64	62	28	10	40	▲24	▲37.1	▲11.0
合計		215	164	121	61	69	▲146	▲67.7	▲67.7

注1) H17年度に対する増減率(%) = (R1年度実績 ÷ H17年度実績 - 1) × 100

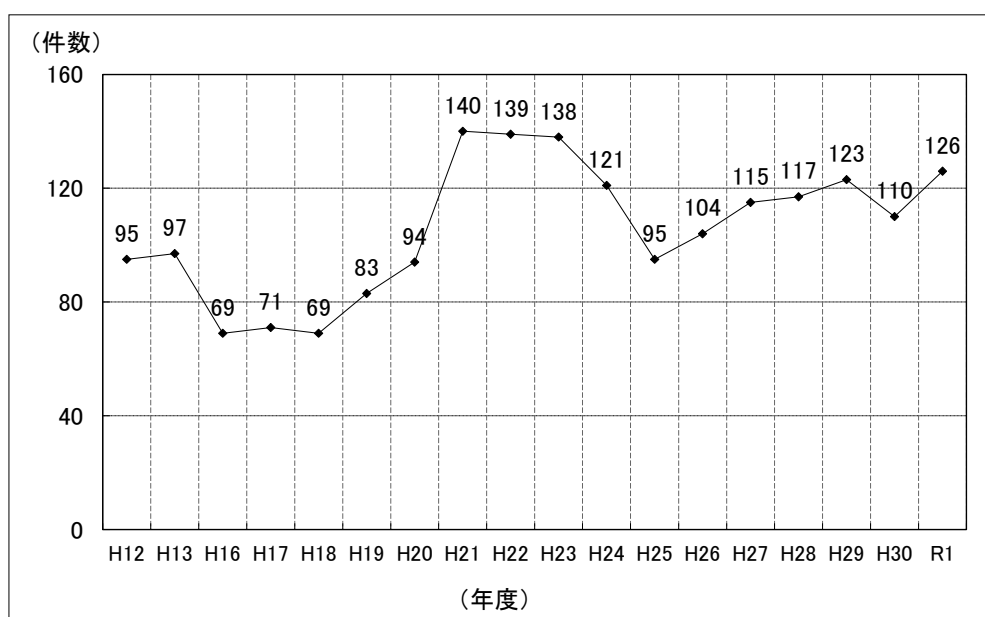
注2) H17年度に対する寄与度(%) = (R1年度実績 - H17年度実績) ÷ H17年度実績の合計 × 100

寄与度は、合計(全体)の増減率に対して各項目(種類)の増減がどのくらい影響したかを表す指標。

第2節 税導入の影響・効果

1. 税導入の影響

税導入に伴い懸念された産業廃棄物の不法投棄件数(一般廃棄物を含む)の推移をみると、平成16年度(2004年度)から平成18年度(2006年度：産業廃棄物税導入年度)までは概ね70件前後で推移した後は増加する傾向にあり、特に平成20年度(2008年度)から翌年度にかけては急増した。その後減少傾向が続き、平成26年度(2014年度)以降は再び増加傾向に転じ、平成30年度(2018年度)は一旦減少したが、令和元年度は増加を示している。



出典：「令和元年度沖縄県不法投棄実態調査 報告書」(令和2年10月 沖縄県環境部環境整備課)

図5-2-1 不法投棄件数(一般廃棄物を含む)の推移

2. 産業廃棄物量の推移に見る効果

前節で見たとおり、県内における産業廃棄物の状況は、産業廃棄物税を導入する以前の平成17年度(2005年度)と比較して、排出量や最終処分量が減少傾向、再生利用量は増加傾向を示している。

事業者等の排出抑制やリサイクル等への取組、また国・県等が進める産業廃棄物施策等の様々な取組が行われる中で、産業廃棄物税の導入のみによる効果を測ることは困難であるが、産業廃棄物税が排出抑制やリサイクル促進などの政策効果を上げる一翼を担っているものと考えられる。

3. 税収使途事業による効果

税収は、最終処分量の減少に応じて減少傾向にあったが、近年は下げ止まっている。

税収から徴税経費を控除した額を産業廃棄物税基金に積み立て、「産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業」、「廃棄物処理計画推進事業」、「産業廃棄物処理業者優良化促進事業」、「廃棄物不法投棄対策事業」、「市町村産廃対策支援事業」などの施策に活用しており、税導入前と比較して本県の産業廃棄物に係る政策的な課題解決に向けた取組が強化されている。

表5-2-1 産業廃棄物税基金の運用状況

単位：千円															
	実施期間 (年度)	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
産業廃棄物税調定額 ①		71,185	102,450	80,475	84,984	74,497	72,966	65,187	54,104	48,371	37,980	31,347	26,888	27,581	38,817
徴税経費(①の7%) ②		4,983	7,172	5,634	5,948	5,215	5,108	4,563	3,787	3,386	2,659	2,194	1,882	1,931	2,717
基金積立税収(①-②) ③		66,202	95,279	74,841	79,036	69,282	67,859	60,623	50,317	44,985	35,322	29,153	25,006	25,650	36,100
大口定期預金の利息 ④						372	703	457	113	319	338	655	518	239	155
基金積立金(①-②+④) ⑤		66,202	88,171	81,955	79,029	69,654	68,562	61,081	50,430	45,304	35,660	29,807	※1 52,765	25,889	36,255
充当事業(基金繰入金) ⑥		37,002	31,678	23,604	16,911	14,443	28,791	39,518	38,889	28,377	36,471	78,754	40,597	138,550	5,182
ア 産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業 ※2	18~	19,535	19,456	11,736	6,737	2,029	16,054	20,154	20,277	7,861	15,108	10,294	18,069	57	10,954
イ 県産リサイクル製品利用促進事業	18~21	900	89	303	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウ 廃棄物処理計画推進事業	18~	3,150	2,573	2,520	1,467	2,560	2,568	2,660	2,712	1,163	2,622	2,711	2,447	2,516	4,670
エ 循環型社会形成促進事業	19~23	-	3,316	3,248	2,419	1,656	1,295	-	-	-	-	-	-	-	-
オ 産業廃棄物の固化成形による有効利用促進事業	19	-	1,346	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カ 産業廃棄物処理業者優良化促進事業	18~	1,800	1,919	1,840	1,781	1,769	1,651	1,479	1,480	1,495	1,387	1,327	1,356	1,373	1,411
キ 廃棄物不法投棄対策事業	18~	5,527	2,979	3,492	3,904	5,422	5,371	13,382	13,348	15,861	15,944	15,610	17,080	15,033	16,663
ク 公共関与事業推進費	18,28,30~	6,090	-	-	-	-	-	-	0	0	0	47,000	0	118,362	※3 -29,176
ケ 市町村産廃対策支援事業	19~	-	0	465	602	1,007	1,852	1,843	1,072	1,997	1,410	1,812	1,644	1,209	660
基金残高(前年度⑦+当年度⑤-当年度⑥) ⑦		29,200	85,693	144,044	206,162	261,373	301,143	322,706	334,247	351,174	350,362	301,416	313,584	200,923	231,996

※1 返納金27,241千円を含む

※2 平成30年度より「産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業」から事業改名。

※3 令和元年度執行額と平成30年度からの繰越後不用額を差引いた金額。

注) 数値は四捨五入の関係で合計と個々の計が一致しない場合がある。

4. 事業者の意識と取組に対する効果

今回実施した排出事業者への意識調査において、税収の使途に対する要望を尋ねた(選択肢による)ところ、「不法投棄等防止対策を強化」、「産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等の促進を強化」、「公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備を強化」を望む回答が多くなっている。

沖縄県の特性を踏まえ、今後もより一層効果的かつ積極的な税収使途事業を進めていくことが重要である。

また、排出事業者、処理業者への施策の広報・周知等、産業廃棄物税に関する理解を促進することも重要である。

